津市教育振興ビジョン

（後期基本計画）

令和５年３月

津市教育委員会

はじめに

津市教育委員会では、１０年先を見据え、平成３０年４月に令和４年度までの５年間を計画期間とする「津市教育振興ビジョン前期基本計画」を策定し、「夢や希望を持ち、国際社会に生きる自立した人づくり」を基本構想に掲げ、学校教育の充実をはじめ、地域に根差した教育の充実、生涯学習の推進などの施策を展開してまいりました。

この間、Society5.0 時代を踏まえた急速な技術革新やグローバル化の進展、少子高齢化の加速化などに加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、教育を取り巻く環境や学び方が大きく変化しました。

また、人々の価値観がますます多様化、複雑化する時代の中、子どもたちが生きるこれからの社会は、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓いていくための資質・能力の育成、持続可能な社会の実現を目指した教育の推進が一層重要となっています。

こうした社会の変化を踏まえ、今回策定しました「津市教育振興ビジョン後期基本計画」では、これまで培ってきた津市の教育を大切にしながら、基本構想を「持続可能な社会の創り手となる自立した人づくり」に変更いたしました。そして、その実現に向け、体系化した施策を越えて包括的に取り組んでいくものとし、学年間・校種間等の縦のつながり、学校等と家庭や地域、関係機関等の横のつながりを大切にした取組、そして、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実をめざし、新たに「乳幼児期から小学校への連続した学び」、「学校と地域が一体となって進める教育」、「津市ＧＩＧＡスクール構想の実現」を３つの重点施策として位置付けました。

これからの時代を生きる子どもたちが直面する課題を主体的に捉え、他者と協力しながらその課題の解決に向けて自ら考え、行動を起こすことができる社会の創り手となるよう、津市教育委員会では、各施策の取組を全力で推進してまいりますので、津市教育行政の推進、発展のために、市民の皆様のご支援ご協力をお願い申し上げます。

最後に、本ビジョンの策定にあたりまして、貴重なご意見ご提言を賜りました皆様に深く感謝申し上げます。

令和５年３月

津市教育委員会

教育長　森　　昌彦

目　　　　次

第１章　津市教育振興ビジョン（後期基本計画）策定にあたって
１　津市教育振興ビジョン（後期基本計画）策定の趣旨 ・・・・・・・・・・・・・・・１
２　津市教育振興ビジョンの位置付け ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
３　津市教育振興ビジョン計画期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
４　津市教育振興ビジョン基本構想 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
５　津市教育振興ビジョン基本目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
６　重点施策 ・・５
①　乳幼児期から小学校への連続した学び ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
②　学校と地域が一体となって進める教育 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
③　津市ＧＩＧＡスクール構想の実現 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
７　施策体系 ・・９

第２章　津市教育振興ビジョン施策内容
基本目標１「夢や希望を持ち続け、生き抜いていく力を育む人づくり」
基本施策１「幼児教育の充実」
施策１　　学びにつながる幼児教育の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
施策２　　幼児教育の学びを小学校教育へとつなぐ連携 ・・・・・・・・・・・・・・１３
施策３　　幼児教育・保育を担う教員等の資質向上をめざした研修の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
施策４　　幼児教育における家庭・地域との連携 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７

基本施策２「学校教育の充実」
施策１　　小中一貫教育の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
施策２　　確かな学力の育成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
施策３　　ＩＣＴ活用による情報活用能力の育成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８
施策４　　グローバル化に対応した教育の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２
施策５　　人権教育の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５
施策６　　特別支援教育の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８
施策７　　道徳教育の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４２
施策８　　豊かな心を育む読書活動・文化芸術活動の推進 ・・・・・・・・・・・・・４５
施策９　　体力の向上と部活動の適切かつ効果的な運営 ・・・・・・・・・・・・・・４９
施策１０　外国につながる子どもの教育の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５２
施策１１　健康教育・食育の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５５
施策１２　教職員の資質向上をめざした研修の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・５８
施策１３　学校における働き方改革の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６２

基本施策３「安全安心な教育環境の推進」
施策１　　いじめや暴力のない学校づくり　……………………６５
施策２　　不登校児童生徒への支援　…………………………６８
施策３　　子どもたちの安全・安心の確保　……………………７０
施策４　　防災教育・防災対策の推進　…………………………７３
施策５　　教育環境の向上　………………………………………７５

基本目標２「地域に根差した教育の充実」
施策１　　地域とともにある学校・園づくり　…………………７７
施策２　　放課後等の児童の居場所の充実　……………………８１
施策３　　放課後児童クラブの支援　……………………………８３
施策４　　青少年の健全育成　……………………………………８５

基本目標３「生涯にわたって自分らしく心豊かに輝ける社会の実現」
基本施策１「生涯学習の推進」
施策１　　生涯学習活動の支援　…………………………………８８
施策２　　社会教育施設等の充実　………………………………９１
施策３　　地域における人権教育の推進　………………………９３
施策４　　図書館機能の充実　……………………………………９５
施策５　　読書活動の推進　………………………………………９７

基本施策２「歴史的資源の保存活用」
施策１　　文化財の保存と活用　…………………………………９９
施策２　　伝統文化の継承　……………………………………１０１
施策３　　歴史資料の公開・活用　……………………………１０３

第３章　計画の推進と管理……………………………………１０５

第４章　資料
津市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱　……１０６

第１章　津市教育振興ビジョン（後期基本計画）策定にあたって

１　津市教育振興ビジョン（後期基本計画）策定の趣旨

グローバル化や情報化、価値観の多様化が進むなど、社会情勢の変化により、子どもたちを取り巻く環境が変化する中、津市教育振興ビジョンは、「夢や希望を持ち、国際社会に生きる自立した人づくり」を基本構想に掲げ、２０２２年度（令和４年度）までの５年間を前期基本計画とし、それぞれの施策を展開してきました。

この間、Society5.0 時代を踏まえた技術革新が急速に進むなどの、教育を取り巻く環境も大きく変化しました。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、学び方が大きく変わり、かつてない未曾有の事態において、直面する課題を主体的に捉え、その課題の解決に向けて自分で考える力を育むとともに、持続可能な社会を実現していくことをめざした教育の推進がより一層重要になっていると言えます。

こうした社会の変化を踏まえ、各施策の成果を検証し、現状の課題把握を行うとともに、持続可能な社会の実現のため、令和９年度までの５年間において、これまで培ってきた津市の教育を大切にしながら、その課題に的確に対応し、本市における教育施策を着実に進めていくため、津市教育振興ビジョン（後期基本計画）を策定しました。

２　津市教育振興ビジョンの位置付け

津市教育振興ビジョンは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により新たに設置された総合教育会議の中で、市長が教育委員会と十分な協議を重ねた上で策定された「教育大綱」において示された内容を推進するため、施策及び具体的な取組内容を表す計画です。また、津市のまちづくりを進めるための最上位計画である「津市総合計画基本構想・第２次基本計画」における教育分野の施策を推進していく計画となっています。

なお、本ビジョンは、教育基本法第１７条第２項に基づいて策定する津市の「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置付けるものです。

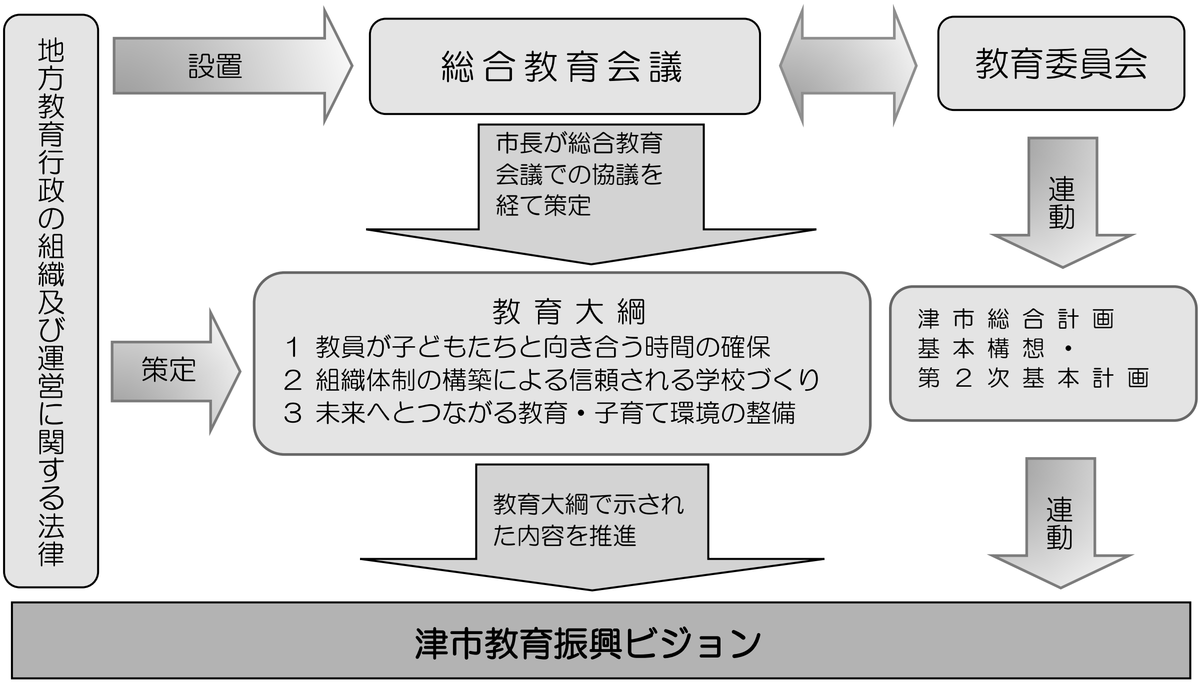

3　津市教育振興ビジョン計画期間

　津市教育振興ビジョンの計画期間は、１０年先を見据え、２０１８年度（平成３０年度）から２０２２年度（令和４年度）までの５年間を前期基本計画とし、２０２２年度（令和４年度）に見直しを行い、２０２３年度（令和５年度）から２０２７年度（令和９年度）までの５年間を後期基本計画として策定します。

<table>
<tr><th>年度</th><th>H30
2018</th><th>R1
2019</th><th>R2
2020</th><th>R3
2021</th><th>R4
2022</th><th>R5
2023</th><th>R6
2024</th><th>R7
2025</th><th>R8
2026</th><th>R9
2027</th></tr>
<tr><td>津市教育大綱</td><td colspan="2">教育大綱</td><td colspan="4">教育大綱</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>津市教育振興ビジョン</td><td colspan="5">津市教育振興ビジョン
（前期基本計画）</td><td colspan="5">津市教育振興ビジョン
（後期基本計画）</td></tr>
<tr><td>津市総合計画</td><td colspan="10">津市総合計画基本構想・第２次基本計画</td></tr>
<tr><td>国の教育振興基本計画</td><td colspan="5">第３期教育振興基本計画</td><td colspan="5">次期教育振興基本計画</td></tr>
<tr><td>三重県教育ビジョン</td><td colspan="2">三重県教育ビジョン</td><td colspan="4">三重県教育ビジョン</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

４　津市教育振興ビジョン基本構想

前期基本計画では、基本構想を「夢や希望を持ち、国際社会に生きる自立した人づくり」として、各施策に取り組んできました。

後期基本計画においては、多様化、複雑化する時代の中、一人一人の子どもたちが、自分のよさや可能性を認識し、他人に対しても価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら、豊かな人生を切り拓いていくための資質・能力の育成をめざします。

そのための基本構想を「持続可能な社会の創り手となる自立した人づくり」とし、「夢や希望を持ち続け、生き抜いていく力を育む人づくり」「地域に根差した教育の充実」「生涯にわたって自分らしく心豊かに輝ける社会の実現」の３つの視点から、各教育施策を推進していきます。

基本構想：持続可能な社会の創り手となる自立した人づくり

（持続可能な社会の実現をめざす教育の充実）

今、世界には、気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇、貧困の拡大等、人類の開発活動等に起因する様々な問題があります。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、学びの在り方を含めた、社会の在り方が大きく変わる中、新たな日常に向けた社会変革の推進力となる人材や、地球規模の課題を自分事として捉え、何ができるかを主体的に考える力を持つ人材の必要性が増大しています。

本市においては、持続可能な社会の実現をめざし、ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）（※１）の目標達成のため、ＥＳＤ（持続可能な開発のための教育）（※２）を推進し、地球上で起きている様々な問題が、遠い世界の問題ではなく、地域社会の問題にもつながっており、自分の生活に関係していることを意識づけることにより、その解決に向けて自ら行動を起こす力を身に付け、持続可能な社会の創り手となる人材の育成をめざします。

※1　ＳＤＧｓ(Sustainable Development Goals)　国連サミットで採択された２０３０年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標で、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現をめざした１７の目標、１６９のターゲットから構成。

※2　ＥＳＤ(Education for Sustainable Development)　ＳＤＧｓの目標４「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯教育の機会を促進する」に位置付けられ、現代社会の問題を自らの問題として主体的に捉え、持続可能な社会を実現していくことをめざして行う学習や教育活動。

５　津市教育振興ビジョン基本目標

基本目標１　「夢や希望を持ち続け、生き抜いていく力を育む人づくり」

価値観の多様化が進むこれからの社会を、子どもたちが夢や希望を持ち続け、自他の人権を尊重し、望ましい人間関係を築きながら、たくましく生き抜いていくための力に富む人づくりをめざします。

とりわけ「津市架け橋プログラム」においては、子どもに関わる大人が立場を越えて連携し、一人一人の多様性に配慮した上で、すべての子どもに学びや生活の基盤を育みます。

また、「津市ＧＩＧＡスクール構想」等を推進することにより、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実をめざし、「主体的・対話的で深い学び」の実現を図ります。

基本目標２　「地域に根差した教育の充実」

子どもたちを取り巻く環境が大きく変化し、教育課題が多様化・複雑化する中、学校運営協議会と地域学校協働本部が連携し、学校と地域が一体となって子どもたちの成長を支えていく体制の構築を図ります。

また、郷土を愛するとともに自他の尊厳を認め合い、社会に貢献しようとする心豊かな子どもを育成するため、学校と地域が連携・協働して、持続可能な仕組みを整え、地域全体で子どもを見守り育む環境づくりをめざします。

基本目標３　「生涯にわたって自分らしく心豊かに輝ける社会の実現」

地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、地域と学校が連携・協働して、地域の将来を担う人材の育成を図ります。

また、公民館等の社会教育施設を中心とした多様な学習機会の充実を図り、生涯にわたって誰もが安心して学べる環境づくりに努めます。

６　重点施策

基本構想である「持続可能な社会の創り手となる自立した人づくり」をめざすため、学年間・校種間等の縦のつながり、学校等と家庭や地域、関係機関等の横のつながりを大切にした取組を推進するとともに、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実をめざし、包括的に取り組むべきものとして、次の３つの重点施策を位置付けました。

①　乳幼児期から小学校への連続した学び～津市架け橋プログラムの実施に向けて～

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成や非認知能力（※１）の基礎を培う極めて重要な時期であり、遊びの中での学びの芽生えが、小学校での自覚的な学びへとつながるよう、子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、幼児教育と小学校教育の接続を大切にした体系的な教育が組織的に行われる体制づくりが求められています。

本市においては、幼児教育と小学校教育において、これまでの活動や交流等を中心とした連携から、教育課程でつなげる接続へと新しい方向性を示し、乳幼児期に遊びを通して培った様々な資質や能力を、小学校に連続してつなげていくための「津市架け橋プログラム」を実施し、乳幼児期の学びから小学校への連続した学びを実現することを重点施策とします。

②　学校と地域が一体となって進める教育～学校運営協議会と地域学校協働本部の連携を通して～

学校運営協議会と地域学校協働本部のそれぞれの役割を十分に機能させ、一体的に推進することで、学校運営の改善と地域づくりに資する活動のより一層の充実を図ることが求められています。

本市においては、学校と地域が連携・協働する取組を進め、保護者・地域住民等が教育の当事者となって、学校運営に参画する体制である学校運営協議会の充実を図るとともに、地域の実情に応じた地域学校協働本部の体制づくりを進めていきます。

子どもたちが安心して暮らせる地域、そして、自分らしい生き方を実現できる未来を創るために、学校運営協議会と地域学校協働本部が両輪となり、「地域とともにある学校づくり」に取り組むことを重点施策とします。

③　津市ＧＩＧＡスクール構想の実現～個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実をめざして～

多様化、複雑化する時代の中、持続可能な社会の創り手となる人材を育成することが求められています。

本市においては、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させることで、「主体的・対話的で深い学び」の実現を図り、すべての子どもたちの可能性を引き出し、他者と協働しながら問題発見や問題解決に挑む資質・能力を育成するため、津市ＧＩＧＡスクール構想を推進することを重点施策とします。

※1　非認知能力　数値で表すことのできない心の力（自制心、粘り強さ、協調性、自尊感情等）。

乳幼児期から小学校への連続した学び～津市架け橋プログラムの実施にむけて～

これまでの幼小連携の取組からの課題

- ●多くの幼稚園及び小学校が、幼小連携の在り方に課題意識を持っている。また、各校・園 における連携の必要性に関する意識の差があったり、連携の対象となる校・園がはっきりしていなかったりなどの状況がある。
- ●各校区における幼小連携が、行事の交流や就学前の引継ぎ等にとどまり、資質・能力をつなぐカリキュラムの編成・実施が行われていない場合が多い。
- ●「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の理解が十分でなく、到達目標と誤解され、連携の手がかりとして十分機能していない。また、幼児教育施設が多様な施設類型に分かれていることから、幼児教育施設間で連携を図りながら共通理念をもって、小学校へ幼児期の育ちを発信していくことが必要である。

津市架け橋プログラムがめざすもの

- ●幼児期から児童期のそれぞれの発達の特性や連続性を見通しつつ、５歳児と小学校１年生のカリキュラムを一体的に捉え、幼児教育と小学校教育の関係者が連携しながら、それぞれのカリキュラム・ 教育方法の充実・改善にあたる。
- ●「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに幼児教育と小学校教育の関係者による子どもの姿、育ち、学びについての話し合いを充実させ、相互理解を図るとともに、それぞれの教育方法の充実・改善につなげる。
- ●架け橋期における環境の構成や子どもへの関わり方に関する工夫等を見える化し、家庭や地域にも発信する。

【令和４年度】カリキュラムの開発

津市架け橋期カリキュラム在り方検討委員会
- ○相互の教育の内容や方法に関する理解の改善・発展
- ○園・小学校と関係機関及び関係団体との連携
- ○入学当初の小学校１年生の実態把握アンケート実施

津市架け橋期カリキュラム検討ワーキング会議
- ○実践・交流・協議　○カリキュラムの作成

【令和５年度】カリキュラムの検証

- ○モデル小学校区における津市架け橋期カリキュラムの実践・検証
- ○モデル小学校区の取組実践報告会の実施
- ○津市架け橋期カリキュラムの見直し・完成

【令和６年度】カリキュラムの実施

- ○小学校区において、架け橋期カリキュラムを作成・実践
- ○実践交流会を実施

小学校教育 / 幼児教育 / 3歳未満の保育

認知能力　非認知能力

非認知能力の基礎

愛着形成

各教科等の学習内容の系統的な学び

- ・自覚的な学び
- ・各教科等の学習内容を系統的に学ぶ教育課程
- ・到達目標「～できるようにする」等
- ・教科カリキュラム（学問の体系を重視）
- ・学級、学年等
- ・時間割に沿った一日の流れ

スタート期

接続期

アプローチ期

遊びや生活を通した総合的な学び

- ・学びの芽生え
- ・５領域（健康・人間関係・環境・言葉・表現）
- ・方向目標「～を味わう」「～を感じる」等
- ・経験カリキュラム（生活や経験を重視）
- ・個人、友達、小集団
- ・子どもの生活のリズムに合わせた１日の流れ

自己を発揮し、主体的に新しい学校生活を創り出す

体育　音楽　特別活動　道徳　生活科　国語　算数　図画工作

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

健康な心と体　自立心　協同性　道徳性・規範意識の芽生え　社会生活との関わり

思考力の芽生え　自然との関わり・生命尊重　数量や図形・標識や文字等への関心・感覚　言葉による伝え合い　豊かな感性と表現

５領域　健康　人間関係　言葉　表現　環境

生涯にわたる人格形成にとって極めて重要な時期

- ・十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図ること
- ・非認知能力の基礎が乳幼児期に育つ
- ・この時期の保育には、愛着行動、基本的信頼感、自己肯定感の育ちを意識した展開が不可欠

遊びや生活の中で出会う興味や関心に沿ったICT機器の活用

主体的な活動の中で「見る」「調べる」「共有する」といった活動の広がり

- ●教員と一緒にICT機器を活用して、自分たちの思いの実現のために、試行錯誤したり、想像を膨らませたりしながら、役割や手順、時には上手くいかない経験もしながら解決策を模索するなど、生活の中で思考力の芽生えが育まれる。
- ●個人の体験で留まらず、集団とのやり取りの中で、情報収集、対話、探求心を生み出し、体験と体験をつなぐことで、学びに向かう力につながる。

小学校での活動

各教科等の学習内容の系統的な学び
タブレット端末を活用した個別最適化・協働的な学び

「春を見つけよう！」
生活科の時間に校庭に出て、春を感じながら自分で見つけた春（花や虫等）を、一人一台タブレット端末で写真に撮って、友達に紹介する活動

幼稚園での活動

遊びや生活を通した総合的な学び
ICT機器を活用した幼児の豊かな体験

「カメはどんなところに住みたいのかな？」
カメに愛着を持ち、餌やりなどの世話をする中で、カメが冬眠するところを探す姿
文部科学省「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引きの参考資料」より

学校と地域が一体となって進める教育　～学校運営協議会と地域学校協働本部の連携を通して～

●●●　背景：時代の変化に伴い学校と地域の在り方が変化　●●●

◆教育環境を取り巻く状況
・児童生徒数の減少
・子どもの規範意識等への課題
・学校が抱える課題の複雑化・困難化

◆教育改革の動き
・「社会に開かれた教育課程」の実現

◆社会の動向
・少子高齢化の進行
・グローバル化や情報化の発展
・地域社会のつながりや支えあいの希薄化による地域の教育力の低下

◆地方創生の動き
・学校を核とした地域の活性化

P 計画

学校運営協議会

●学校運営の基本方針の承認
●地域学校協働活動に関する協議
・何を目的・目標にして行うのか
・どのようにして行うのか（効果的な手段は）
・学校の「教育課程」とどのように関連付けるのか

●学校マネジメント力の育成

●地域学校協働活動の推進
●コーディネーターの確保と養成
●コーディネーターの資質向上のための研修会の実施

D 実行

地域学校協働本部

●幅広い地域住民や団体の参画
●地域と学校をつなぐコーディネート

地域とともにある学校づくり

～子どもたちが夢や希望を持ち続け、生き抜いていく未来をめざして～

地域学校協働活動

◆授業補助
◆学校行事への参加
◆学校周辺環境整備
◆登下校の見守り
◆郷土学習
◆本の読み聞かせ
◆課題解決学習
◆学びによるまちづくり
◆キャリア教育支援
◆公民館活動への参加
◆放課後子供教室
◆地域行事への参加
◆ボランティア・体験活動等

●保護者や地域住民等が学校運営に参画する体制づくり
●コミュニティ・スクールの趣旨や効果の啓発
●先進事例の紹介
●カリキュラムマネジメントの推進

教育委員会

A 改善

●学校運営に関する意見
●教職員の任用に関する意見
●地域学校協働活動の改善
・目的・目標の（再）設定・微修正
・具体的な手段・方法の工夫・変更
・新たな課題への対応をどのように行うか
・業務改善をどのように行うか

●学校評価（自己評価・学校関係者評価）

C 評価

津市GIGAスクール構想の実現

～個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実をめざして～

個別最適な学び

生涯にわたって学び続けようとする意欲、個性や能力を生かした学びによる確かな資質・能力の育成

一斉学習

～双方向型一斉授業の実現～

◆タブレット端末を活用し、リアルタイムで児童生徒の様子等を把握しながら進める学び

個別学習

～ニーズや学習状況に応じた個別学習の実現～

◆デジタル教材を活用した一人一人の教育的ニーズや理解度等、個に応じた学び

協働学習

～各自の考え等を共有しながら学び合う授業の実現～

◆授業支援ツールを活用し、児童生徒どうしが意見を交換し、お互いの学びを高め、深める学び

家庭学習

～学校の授業と家庭の学習との連携した学びの実現～

◆授業支援ツールやデジタル教材を活用し、学校の授業と家庭の学習を連携する学び

協働的な学び

多様な価値観や考えに触れることで、協働しながら問題発見や問題解決に挑む資質・能力の育成

学校・家庭・地域とのデジタル連携

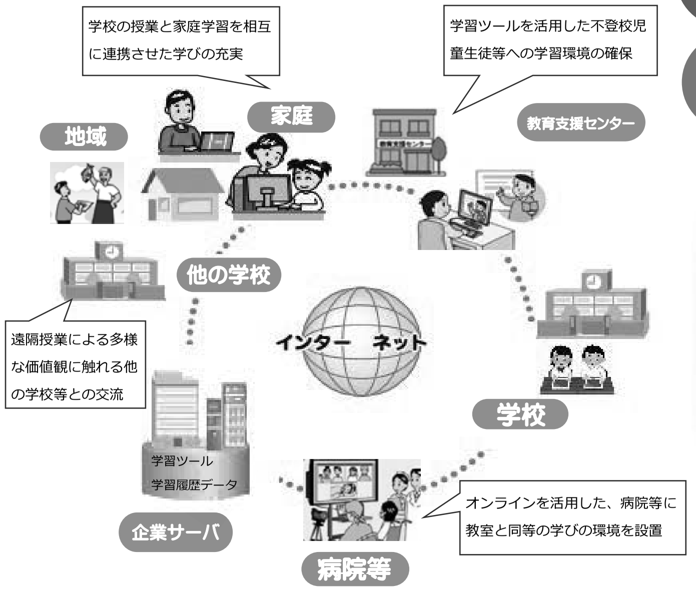

すぐにでも、どの教科でもタブレット端末を学びの文房具に

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善

情報社会に参画する態度

情報活用能力の育成

学びを進める学習ツール

津市 e-Learning ポータル

各学校コース、教育委員会コースのコンテンツ（学習動画、ワークシート等）を活用する。個々の学習に対するフィードバック機能や、ポートフォリオ機能を使うことで学びが深まります。

ロイロノート・スクール

児童生徒の思考を可視化し、共有するための学習支援アプリを使って、授業のイメージを転換する。特にシンキングツールの活用によって、主体的・対話的で深い学びを実現させます。

みんなの学習クラブ

教師及び児童生徒が、インターネット上で必要な学習用プリントを作成し、活用する。マルチメ解説動画や解答ページを使って、個別学習を充実させます。

デジタル教科書

拡大表示、書き込み、保存・表示、音声読み上げ、背景色・文字色の変更、反転、ルビ等の機能を使って、より効果的な学習を展開させます。

ZOOM を活用したオンライン学習

臨時休業、自宅待機等の非常時や、遠隔地の学校との交流、不登校児童生徒など家庭にいながら、教師や友達とつながって学習を進めます。

7　施策体系

基本構想　持続可能な社会の創り手となる自立した人づくり

基本目標1　夢や希望を持ち続け、生き抜いていく力を育む人づくり

基本施策1　幼児教育の充実

施策1　学びにつながる幼児教育の推進
施策2　幼児教育の学びを小学校教育へとつなぐ連携
施策3　幼児教育・保育を担う教員等の資質向上をめざした研修の充実
施策4　幼児教育における家庭・地域との連携

基本施策2　学校教育の充実

施策1　小中一貫教育の推進
施策2　確かな学力の育成
施策3　ICT活用による情報活用能力の育成
施策4　グローバル化に対応した教育の推進
施策5　人権教育の推進
施策6　特別支援教育の推進
施策7　道徳教育の推進
施策8　豊かな心を育む読書活動・文化芸術活動の推進
施策9　体力の向上と部活動の適切かつ効果的な運営
施策10　外国につながる子どもの教育の充実
施策11　健康教育・食育の推進
施策12　教職員の資質向上をめざした研修の充実
施策13　学校における働き方改革の推進

基本施策3　安全安心な教育環境の推進

施策1　いじめや暴力のない学校づくり
施策2　不登校児童生徒への支援
施策3　子どもたちの安全・安心の確保
施策4　防災教育・防災対策の推進
施策5　教育環境の向上

基本目標2　地域に根差した教育の充実

施策1　地域とともにある学校・園づくり
施策2　放課後等の児童の居場所の充実
施策3　放課後児童クラブの支援
施策4　青少年の健全育成

基本目標3　生涯にわたって自分らしく心豊かに輝ける社会の実現

基本施策1　生涯学習の推進

施策1　生涯学習活動の支援
施策2　社会教育施設等の充実
施策3　地域における人権教育の推進
施策4　図書館機能の充実
施策5　読書活動の推進

基本施策2　歴史的資源の保存活用

施策1　文化財の保存と活用
施策2　伝統文化の継承
施策3　歴史資料の公開・活用

重　点　施　策

乳幼児期から小学校への連続した学び
～津市架け橋プログラムの実施に向けて～

学校と地域が一体となって進める教育
～学校運営協議会と地域学校協働本部の連携を通して～

津市GIGAスクール構想の実現
～個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実をめざして～

基本目標１	夢や希望を持ち続け、生き抜いていく力を育む人づくり

基本施策 1　幼児教育の充実

施策１　学びにつながる幼児教育の推進

＜前期基本計画における施策の成果と現状と課題＞

ア　幼児期の教育が生涯にわたる人格形成や非認知能力の基礎を培う上で、極めて重要な役割を担っていることから、教育委員会事務局と健康福祉部、幼稚園、保育所、認定こども園の教員等がともに「津市幼児教育・保育カリキュラム」を作成し、活用をめざした取組を進めてきました。引き続き、「津市幼児教育・保育カリキュラム」を活用し、幼稚園、保育所、認定こども園（※以下　園等）が互いに連携し、幼児教育・保育のより一層の質の向上を図っていくことが求められています。

イ　社会の変化に伴い、幼児の育ちをめぐる環境が大きく変化したことにより、幼児の遊びや多様な生活体験の場が失われつつある現状があり、コミュニケーション能力や体力の低下が課題となっています。そのため、幼児期においては、それらの基礎となる力を育むことを大切にした日々の取組を、引き続き行っていくことが必要です。

ウ　少子化による幼児人口の減少や保護者の就労形態の多様化に伴う保育需要の増加、加えて幼児教育・保育の無償化等により、津市立幼稚園においては園児数が減少したことから、認定こども園への移行をはじめ、混合保育（※１）、合同保育（※２）の実施等により、適正規模の教育環境の確保に努めてきました。引き続き、適正な集団生活の中で幼児が遊びを通した学びを獲得していくための環境づくりの推進が必要です。

※1　混合保育　少人数の異なる学年を１つの学級とし、日常的に合同で保育を行うこと。

※2　合同保育　少人数の近隣園が日常的に合同で保育を行うこと。

基本目標１	夢や希望を持ち続け、生き抜いていく力を育む人づくり

＜前期基本計画の施策達成目標の実績＞

取組内容	前期基本計画		H30	R1	R2	R3	R4
	現状 H29	目標 R4					
学校教育と連携した運動遊びの研修会の実施回数	年１回	年２回 以上	年２回	年２回	新型コロナウイルス感染症対策により中止	年２回	年３回
適正規模の教育環境の整備	園児数 20 人未満の 幼稚園 14 園	園児数 20 人未満の 幼稚園 9 園	園児数 20 人未満の 幼稚園 12 園	園児数 20 人未満の 幼稚園 11 園	園児数 20 人未満の 幼稚園 9 園	園児数 20 人未満の 幼稚園 9 園	園児数 20 人未満の 幼稚園 9 園
親子芸術鑑賞の機会を取り入れている幼稚園の割合	77.1%	100%	86.7%	88.9%	新型コロナウイルス感染症対策により中止	47.6% （新型コロナウイルス感染症対策により事業を縮小）	10.5%

＜主な取組＞

①　「津市幼児教育・保育カリキュラム」の実践・検証

・幼児期にふさわしい経験・体験の充実を図るため、園等間の連携を図りながら、幼児教育の充実をめざして作成した「津市幼児教育・保育カリキュラム」を活用し実践・検証を行います。

②　コミュニケーション能力の育成

・幼児が友達と思いを出し合ったり、互いに協力したりし、協同性を育む教育を推進します。

・日々の生活の中で、五感を使った実体験を大切にしながら、自己肯定感、意欲、忍耐力、自制心、判断力、協調性、創造力などの非認知能力を育む教育の推進を図ります。

③　幼児の体力向上

・小学校教育と連携した幼児期の運動遊びの研修会等を実施し、遊びを通して体を動かすことの楽しさを味わえるような活動の研究を進めるとともに発達に応じた幼児期からの一貫した教育実践の充実を図ります。

④　教育環境の充実

・幼児教育は環境を通して行う教育であることから、幼児の興味や関心に合わせ、幼児が遊びを通して多様な学びを得ることのできる環境構成を工夫します。

基本目標１	夢や希望を持ち続け、生き抜いていく力を育む人づくり

・身近な自然物に親しむ機会や、絵本の読み聞かせ、音楽、絵画、劇等の鑑賞や表現活動を通して、豊かな感性を育む環境づくりに取り組むとともに、命の大切さや、自分も他の人も大切に思う心を育む指導の充実に努めます。
・津市立幼稚園における適性規模の教育環境の確保に向けては、異学年による混合学級の編成や近隣園との合同保育に取り組みます。また、関係部局とともに「津市子ども・子育て支援事業計画」との調整を図りながら、幼保連携型認定こども園についての検討を進めます。

＜目標指標＞

指標の内容	現状 （令和４年度）	目標 （令和９年度）
教育内容や教育環境に係る研修会において、研修効果を問うアンケートに、「満足」と回答した教員の割合	－	100％

【砂場で工夫をしながら遊ぶ様子】

【友達と一緒にルール遊びを楽しむ様子】

【体を動かして遊ぶ様子】

【身近な自然に親しんで遊ぶ様子】

施策２　幼児教育の学びを小学校教育へとつなぐ連携

＜前期基本計画における施策の成果と現状と課題＞

本市においては、幼小連携の必要性から、幼小人事交流やカリキュラムの作成等に取り組んできました。また、多くの校・園では園児・児童の交流活動や教員等の合同研修等により、幼小連携の基盤が定着しつつあります。

しかしながら、多くの校・園では、連携の必要性に関する意識に差があり、行事の交流や就学前の引継ぎにとどまる等、学びや育ちをつなぐカリキュラムの編成、実施が行われていない現状です。

幼児教育と小学校教育の関係者が子どもの姿、育ち、学びについて話し合い、幼児期から児童期の発達を見通しつつ、５歳児と小学校１年生のカリキュラムを一体的に捉え、共通理解を図りながら、それぞれの教育方法の充実・改善が必要です。そのため、令和４年度から津市架け橋プログラムを実施し、校・園が協働し、幼児教育と小学校教育の学びの連続性・一貫性を図りながら、それぞれの教育の連携・充実に向けた幼小連携の取組を進めていくことが求められています。

＜前期基本計画の施策達成目標の実績＞

取組内容	前期基本計画		H30	R1	R2	R3	R4
	現状 H29	目標 R4					
接続期カリキュラムの検討を行っている幼小の割合	11.8%	50.0%	16.3%	18.4%	15.5%	28.9%	30.6%

＜主な取組＞

①　津市架け橋プログラムの実施

●　津市架け橋期カリキュラム（※１）の作成・検証

・園等と小学校の教員等による「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（※２）」を手掛かりとした子どもの育ちを中心に据えた対話を通して、幼児期における「遊びや生活を通した総合的な学び」から、小学校以降の「各教科等の学習内容の系統的な学び」をつなげ

※1　津市架け橋期カリキュラム　就学前５歳児と小学校１年生の２年間の接続期カリキュラム。

※2　幼児期の終わりまでに育ってほしい姿　平成２９年３月改訂の幼稚園教育要領等に記載されており、幼稚園等でのねらいや内容に基づき育まれる幼稚園等修了時頃に多く見られる幼児の具体的な１０の姿であり、教員等が指導を行う際に考慮するものとしている。

る、「津市架け橋期カリキュラム」の作成に取り組みます。

それをもとに各校・園において、それぞれの学びと育ちを共有し、連続性・一貫性のある架け橋期のカリキュラム「アプローチカリキュラム（※３）」・「スタートカリキュラム（※４）」を作成し、持続可能な実践・検証の取組を進めます。

●　園児・児童の交流活動の充実

・園等の園児と、小学校及び義務教育学校の児童の体験的な交流活動を年間計画に位置付け、それぞれの教育について相互理解を深めながら連携した取組の充実を図ります。

●　合同研修等の充実

・各校・園における公開保育・公開授業、事例検討等の機会に「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を視点にした職員間の話合いを通して、学びや育ちの共有を図ります。

・公私立の保幼小合同研修会等、公私立の施設類型をまたいだ合同研修会を実施し、津市全体の幼児教育と小学校教育の充実を図ります。

②　わくわくドキドキ英語体験の実施

・津市立幼稚園と小中学校の外国語指導助手（ＡＬＴ）との連携により、幼児教育の中に英語を使ったゲームや歌等を取り入れ、楽しく英語等に触れる「わくわくドキドキ英語体験」を実施し、外国の文化や英語等への興味、関心の芽を育みます。

＜目標指標＞

指標の内容	現状 （令和４年度）	目標 （令和９年度）
架け橋期カリキュラムを作成･実施した小学校区の割合（※ｉ）	0%	100%

※ｉ　津市立小学校が校区における公私立の幼稚園･保育所･認定こども園等との架け橋期カリキュラムを作成・実施した割合。

【幼小連携で話合いの様子】

※3　アプローチカリキュラム　就学前の幼児が円滑に小学校の生活や学習へ適応できるようにするとともに、幼児期の学びが小学校の生活や学習で生かされてつながるように工夫された５歳児のカリキュラム。

※4　スタートカリキュラム　児童が義務教育の始まりにスムーズに適応していけるように構成されたカリキュラム。例えば、小学校第１学年の生活科において学校を探検する活動を行い、そこで発見した事柄について、伝えたいという児童の意欲を生かして、国語科、音楽科、図画工作科においてそれぞれのねらいを踏まえた表現活動を行うなど、合科的に扱う。

施策３　幼児教育・保育を担う教員等の資質向上をめざした研修の充実

＜前期基本計画における施策の成果と現状と課題＞

ア　近年、幼児教育のニーズはますます多様になり、それに応えるために研修等を通して、幼児教育・保育を担う教員等一人一人の資質向上をめざしてきました。引き続き、幼児の豊かな体験を通した学びを支える幼稚園教諭・保育士・保育教諭等の資質向上のため、指導主事に加えて幼児教育アドバイザーの活用や積極的なＩＣＴ（※１）の活用等が必要です。

イ　本市には、幼稚園、保育所、認定こども園等、多くの幼児教育施設があり、それぞれの施設ごとに幼児教育に係る取組が行われていることから、合同の研修会を実施し、互いの教育・保育内容を理解する取組を行ってきました。生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育・保育の充実を図るため、施設間での連携を深めながら、ともに教員等の資質向上をめざしていくことが求められています。

＜前期基本計画の施策達成目標の実績＞

取組内容	前期基本計画		H30	R1	R2	R3	R4
	現状 H29	目標 R4					
幼稚園と保育所・認定こども園の職員が、互いに公開保育実践研究会へ参加した割合（園数）	41.7%	80.0%	50.8%	46.2%	17.4% （新型コロナウイルス感染症対策により事業を縮小）	10.9% （新型コロナウイルス感染症対策により事業を縮小）	54.5%

＜主な取組＞

①　園内研修の充実

・各園が研修テーマに沿って進める園内研修に、指導主事や幼児教育アドバイザーを派遣し、保育や研修内容に対して指導助言を行うことによって各園の日々の保育の充実につながるよう支援します。

②　ＩＣＴを活用した研修等の実施

・全国規模の研修会への参加や課題に即した先進地視察等を実施するとともに、オンライン研修や動画研修を積極的かつ効果的に取り入れ、研修内容の充実につなげます。

※１　**ICT**　Information and Communications Technology の略語で、情報技術（IT）を拡張した用語。

③　園運営の改善や諸課題の解決に向けた研修の実施

・園長等を対象に、園運営の改善や近年の幼児教育・保育に係る諸課題の解決に向けた研修を行うとともに、必要に応じて指導主事や幼児教育アドバイザーを派遣し、指導・助言を行います。

④　教員等の幼児理解や指導力向上をめざした研修の実施

・幼保相互派遣研修等により園等間の相互理解を図るとともに、教員等一人一人の幼児理解や指導力向上につながる合同研修や公開保育実践研修等を行います。

＜目標指標＞

指標の内容	現状 （令和４年度）	目標 （令和９年度）
年間に公私立の幼稚園・保育所・こども園を対象とした研修会に参加した園数の割合	71.9％	100％

【幼稚園・小学校合同研修会の様子】

【公私立の幼稚園・保育所・認定こども園合同研修会の様子】

【園内研修の様子】

施策４　幼児教育における家庭・地域との連携

＜前期基本計画における施策の成果と現状と課題＞

ア　少子化、核家族化、地域とのつながりの希薄化等、幼児を取り巻く環境の変化に伴い、日々の子育てに不安感や孤独感を抱く保護者の姿も見られます。そのため、園等においては、保護者が子どもとともに成長していくためにきめ細やかな支援が必要です。

イ　幼児の生活は園生活とともに、家庭生活を基盤として地域でのふれあいや体験を通してさらに広がっていくことから、園等においては、家庭や地域としっかり連携を図りながら教育・保育活動に取り組む必要があります。

　また、幼児期においては、非認知能力等の基礎を育むことが特に重要であることから、幼児に基本的な生活習慣をはじめ、自尊感情や規範意識等の基礎を培って行く上で園、家庭、地域が一体となって、ともに幼児の育ちを支えていく基盤が必要です。

ウ　津市立幼稚園においては、未就園児の会や園庭開放を行い、子どもや保護者同士の交流の場を提供しています。少子化等の影響もあり、つながりを求めて参加する保護者の思いに寄り添っていくことが求められています。

＜前期基本計画の施策達成目標の実績＞

取組内容	前期基本計画		H30	R1	R2	R3	R4
	現状 H29	目標 R4					
「生活習慣・読書習慣チェックシート」の家庭での取組後、生活指導等に活用している幼稚園の割合	幼稚園 97.1％	幼稚園 100％	幼稚園 100％	幼稚園 100％	幼稚園 100％	幼稚園 100％	幼稚園 100％
地域の子育て支援センターと連携した未就園児の会を行っている津市立幼稚園	0 園	10 園	２園	３園	新型コロナウイルス感染症対策により事業を中止	２園（新型コロナウイルス感染症対策により事業を縮小）	１園

基本目標１	夢や希望を持ち続け、生き抜いていく力を育む人づくり

＜主な取組＞

①　家庭との連携による基本的な生活習慣や読書習慣の確立

・基本的な生活習慣や読書習慣の定着をめざして「就学前の子ども向け生活習慣チェックシート」を活用し、家庭との連携を図ります。

・親子で絵本を一緒にみたり、読み聞かせを行ったりする親子読書活動を取り入れることによって、親子のつながりを深めるとともに、読書習慣の確立につなげます。

②　子育て支援の充実

・津市立幼稚園が保護者同士の交流の機会づくりや子育て相談、情報提供を行う地域の支援拠点としての役割を担えるよう、未就園児の会を実施するとともに、公民館や地域子育て支援センター等との連携を図ります。

・津市立幼稚園において、「子育てに関する家庭教育支援講座」を開催し、園とともに子どもの育ちを支える家庭教育の大切さを発信していきます。また、保育参観や保護者が保育に参加する機会を工夫し、園で遊ぶ子どもの気持ちを保護者が共感したり、子どもの理解を深めたりすることができる取組を進めます。

③　地域の文化や人材を活用した教育の推進

・ゲストティーチャーを招聘した活動や地域のお年寄りなど異世代の方々との交流及び地域行事への参加等を通して、多様な体験の場を推進します。

・地域の自然や文化、歴史にかかわって、地域の人々と触れ合う中で、幼児が社会や情報に目を向け、興味・関心の幅を広げていけるよう、ＥＳＤの取組を進めます。

④　地域とともにある園づくりの推進

・園だよりやインターネット等を活用しながら、家庭、地域に向けて、園の情報や幼児の学びや育ちの効果的な発信に努め、地域とともにある園づくりを進めます。

＜目標指標＞

指標の内容	現状 （令和４年度）	目標 （令和９年度）
公民館や地域子育て支援センター等と連携した子育て支援に取り組んでいる津市立幼稚園の割合	15.8％	100％

基本施策 2　学校教育の充実

施策１　小中一貫教育の推進

＜前期基本計画における施策の成果と現状と課題＞

ア　小学校や中学校への入学といった節目の時期には、生活環境や学習環境が大きく変化するため、小１プロブレム（※１）や中１ギャップ（※２）等、子どもたちが学校に十分適応できない状況が生じやすい傾向があり、滑らかな接続を図ることで、子どもたちが安心して学べる環境をつくることが必要です。本市においては、９年間の滑らかな接続に向けて、教員による授業や活動の相互参観、各中学校区の特色を生かした部会活動の充実に努めています。

イ　遊びを通して一体的に学んでいく幼児期の教育は、生涯にわたる生活や学びの基盤となるため、幼児期の体験や学びを小学校以降の学習につなげていくことが大切です。

ウ　園等と小学校の連携については、行事等の交流や情報共有などにとどまっていることが多く、互いの教育・保育の理解につながる教育課程の話し合いまでには至っていない現状があります。また、小中一貫した教育を推進するにあたり、中学校区における重点的な課題について学校間や教職員間で共有しているものの、９年間を見据えた取組には至っていない現状があるため、今後は、連続性を意識した取組がより一層必要です。

エ　平成２９年４月に開校した義務教育学校「みさとの丘学園」については、「学びあい」「美里創造学習」「実践的な英語力の育成」の３つの学びを中心に取組を進めてきました。これらの取組について、子どもたちの姿を通して、これまでの経過を振り返り、検証を行った結果、明らかになった成果と課題を踏まえた取組を進めるとともに、本市における小中一貫教育に反映させていく必要があります。

オ　園等との連携を大切にしながら、小中の教職員が各中学校区の子どもたちの現状や課題、地域社会にある人権課題を踏まえ、めざす子どもの姿を共有化し、発達段階に応じて系統立てた人権教育を推進することが大切です。平成３０年度には、すべての中学校区で人権教育カリキュラムの作成をすることができました。今後も実践を重ねながら、校区の実態・課題に即して見直しを進めていく必要があります。

※1　小１プロブレム　小学校に入学したばかりの１年生が、集団行動がとれない、授業中に座っていられない、先生の話を聞かない等、学校生活になじめない状態が続く現象。

※2　中１ギャップ　小学校から中学校に進学したときに、学習内容や生活リズムの変化になじむことができず、いじめが増加したり不登校になったりする現象。

基本目標１	夢や希望を持ち続け、生き抜いていく力を育む人づくり

＜前期基本計画の施策達成目標の実績＞

取組内容	前期基本計画		H30	R1	R２	R３	R４
	現状 H29	目標 R4					
近隣等の小中学校と、教科の教育課程の接続や、教科に関する共通の目標設定など、教育課程に関する共通の取組を行った学校の割合	小学校 72.0% 中学校 90.5%	小学校 100% 中学校 100%	小学校 77.6% 中学校 90.5%	小学校 100% 中学校 100%	小学校 100% 中学校 100%	小学校 100% 中学校 100%	小学校 100% 中学校 100%
人権教育カリキュラムに基づく授業公開を伴う中学校区人権教育実践交流会の実施の割合（※ｉ）	―	80.0%	90%	100%	100%	100%	100%

（※ｉ　令和４年度は、令和５年２月２８日時点の数値を基にした見込み）

＜主な取組＞

①　幼児期からの一貫した教育の推進

・学力の向上・学校生活の充実・豊かな人間性や社会性の育成を目的とし、各中学校区において、一人一人が安心して過ごせる環境づくりに努め、系統的で連続性のある取組を進めます。

・園等と小学校の連携をより一層進め、子どもたちに必要な資質・能力の育成に向けて、乳幼児期の経験や活動を小学校の生活や学びにつなげるとともに、小学校の学びが乳幼児期の経験や活動を踏まえたものになるよう、子どもたちの発達段階に応じた切れ目のない指導の充実を図ります。

・園等と小学校が連携し、それぞれの学びが円滑に接続するための津市架け橋期カリキュラムをもとに、生活科を中心にしたスタートカリキュラムを作成し、小学校区を中心に取組の交流を進めます。

・各中学校区において、全国学力・学習状況調査の分析結果について、成果や課題を共有するとともに、各中学校区の特色や子どもたちの実態、めざす子ども像を共有し、中学校区における重点課題についての公開授業や各部会での実践的な研究を通して、９年間の滑らかな接続に向けた取組を進めます。

・英語教育については、津市英語教育推進計画のもと、各中学校区において小学校３年生から中学校３年生までの７年間のカリキュラムに沿った取組を進めます。

②　家庭と連携した取組

・子どもたち一人一人の学習意欲向上に向けて、「津市版家庭学習マニュアル」や「生活習慣・読書習慣シート」等を活用し、中学校区において家庭学習の手引きの作成・見直しを行い、家庭学習の習慣化やノーメディアデーの取組をするなど、家庭と協働できる体制づくりに努めます。

③　義務教育学校の取組

・義務教育学校において、主体的・対話的で深い学びのできる授業づくりや地域学習等の今までの取組の成果や課題を踏まえ、より一層の取組の充実をめざすとともに、その成果を各中学校区に活かしていけるよう努めます。

・英語教育においては、４技能・５領域においてバランスよく力が身につくような授業の在り方や９年間のカリキュラムなどの見直しを進めるとともに、子どもたちの実態に応じた９年間の系統性のある指導について、取組を進めます。

④　人権教育カリキュラムの実践と検証

・幼児期からの一貫した人権教育を推進することを通して、子どもたち一人一人の人権感覚を高め、いじめや差別を許さない主体者を育てます。

・各中学校区において人権教育カリキュラムの見直しを進めながら、そのカリキュラムに基づいた授業公開を伴う実践交流会を実施します。また、中学校区の教職員が共に学び合うことのできる教職員研修会を実施していきます。

【幼稚園と小学校の交流活動の様子】

【小学生と中学生によるグループ討議（人権教育）】

基本目標１	夢や希望を持ち続け、生き抜いていく力を育む人づくり

＜目標指標＞

指標の内容	現状 （令和４年度）	目標 （令和９年度）
「全国学力・学習状況調査の分析結果について、近隣等の小中学校と成果や課題を共有しましたか」の質問に対して、肯定的な回答をしている学校の割合（※ⅱ）	小学校　83.6% 中学校　71.5%	小学校　100% 中学校　100%
「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか」の質問に対して、肯定的な回答をしている児童生徒の割合（※ⅲ）	小学校　96.7% 中学校　97.2%	小学校　100% 中学校　100%

※ⅱ　全国学力・学習状況調査　学校質問紙により、「よく行った」「どちらかといえば行った」と肯定的に回答した割合。

※ⅲ　全国学力・学習状況調査　児童生徒質問紙により、「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と肯定的に回答した割合。

【みさとの丘学園による公開研究会の様子】

【後期課程教員による前期課程児童への英語の授業の様子】

施策２　確かな学力の育成

＜前期基本計画における施策の成果と現状と課題＞

ア　学校教育においては、生きて働く知識・技能の習得はもちろんのこと、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成、学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力、人間性の涵養を図り、これからの社会を生き抜いていく子どもたちに求められる確かな学力として、その育成に向けた様々な取組を進めていくことが求められています。

イ　子どもたちが「何を理解しているか、何ができるか」「理解していること、できることをどのように使うか」等の視点から必要な資質・能力を身に付けられるよう「どのように学ぶか」を重視した授業実践が教職員に求められています。

ウ　子どもたちに「どんな力がついたか」という学習成果を的確にとらえ、教職員の指導の改善に生かすとともに、子どもたちが自らの学習を振り返り、次の学習に向かう意欲につなげるようにすることが重要です。そのため、津市版「指導と評価の一体化（※１）」（ＤＶＤ版）及び「津市版授業改善マニュアル」（指導に役立つワンペーパー）を作成・活用して授業改善を図っています。また、研究指定校における先進的な取組や活動を公開し、その成果についても積極的に発信しています。

エ　全国学力・学習状況調査では、小学校、中学校ともに、算数・数学において、資料の特徴を理解し、活用して問題解決する力は定着してきていますが、「割合」や「図形」の問題において課題が見られます。国語においては経年課題であった「主語と述語の関係」について改善が図られていますが、自分の考えをわかりやすく説明することに課題が見られ、これらの課題の克服を図る必要があります。

オ　児童生徒質問紙調査の結果から、子どもたちの家庭での学習時間や読書時間が十分でないなど、生活習慣や学習習慣、読書習慣に課題が見られます。子どもたちの豊かな成長を支えるために、学校、家庭、地域及び教育委員会が一体となり、子どもの実態からそれぞれの役割を認識し、連携・協働しながら、学習習慣及び生活習慣の定着に向けて取り組むことが必要です。そこで、令和３年度には、全国学力・学習状況調査を踏まえ、家庭学習の改善の必要性などを各学校に発信することにより、充実に努めています。

カ　子どもたちが、社会の中で、自分の役割を認識し、自分らしい生き方を実現するため、小学校の低学年から発達段階に応じて、自分の将来との関係につながりを意識できる授業や体験学習など、日ごろからキャリア教育の視点を持った教育活動を計画的に実施する必要があります。また、職場体験学習をはじめとする就業に関する理解を深める取組については、引き続き家庭・地域と連携していく必要があります。また、令和２年度より小

※1　指導と評価の一体化　指導したことを評価し、評価したことを指導に生かすこと。子どもたちにつけたい資質・能力を明確にし、子どもたちの学習の状況を見とることにより授業改善に生かしていくこと。

基本目標１	夢や希望を持ち続け、生き抜いていく力を育む人づくり

学校入学から高等学校卒業までの１２年間、自らのキャリア形成等について記録を残していくキャリアパスポート（※２）を支援しています。

＜前期基本計画の施策達成目標の実績＞

取組内容	前期基本計画		H30	R1	R2	R3	R4
	現状 H29	目標 R4					
授業の内容はよく分かると回答している子どもたちの割合	小学生 国語 84.0% 算数 83.0% 中学生 国語 81.4% 数学 73.5%	小学生 国語 88.0% 算数 88.0% 中学生 国語 84.0% 数学 77.0%	小学生 算数 84.5% 中学生 数学 71.6% ※国語 質問項目 なし	小学生 国語 87.3% 算数 85.8% 中学生 国語 78.9% 数学 77.4%	小学生 91.0% 中学生 81.0% ※教科の 区別なし	小学生 国語 83.8% 算数 86.6% 中学生 国語 83.2% 数学 76.0%	小学生 国語 84.0% 算数 82.2% 中学生 国語 81.0% 数学 82.5%
学校に行くのは楽しいと思っていると回答している子どもたちの割合	小学生 86.4% 中学生 81.4%	小学生 100% 中学生 100%	質問項目 なし	小学生 86.2％ 中学生 83.1％	小学生 82.6% 中学生 82.2%	小学生 84.0% 中学生 79.2%	小学生 85.5% 中学生 83.2%

＜主な取組＞

①　授業改善に向けた取組

・子どもたちが学習の見通しを立て、学びを振り返る活動や対話等を通じて考えを深める活動、課題を見出し解決策を考える活動等を計画的に取り入れるなど、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を促進します。

・全国学力・学習状況調査やみえスタディ・チェックから見えてきた課題や学習指導要領の内容を踏まえ、「津市版授業改善マニュアル」等を活用するなど、各校の実態に応じたきめ細やかな指導方法の工夫改善を図ります。

・研修会や授業公開等を実施し、校内研究担当者や指導教諭等、授業改善の中心的な役割を果たすミドルリーダーの育成を図るとともに、すべての教員の授業力の向上をめざします。

※2　キャリアパスポート　小学校から高等学校までの特別活動をはじめとしたキャリア教育に関わる活動について、自らの学習状況やキャリア形成を見通し振り返りながら、自分の変容や成長を自己評価できるよう記録を残すもの。

・子ども一人一人が学ぶ楽しさ・わかる喜びを実感し、基礎的・基本的な知識・技能の定着や、思考力・判断力・表現力等の育成が図られるよう、それぞれの学習の課題を把握し、理解と定着を図るための各校におけるＰＤＣＡサイクルの確立を図ります。

・１人１台タブレット端末等を活用し、「個別最適な学び（※３）」と「協働的な学び（※４）」を一体的に充実させた授業づくりを進めます。

②　家庭や地域と連携した取組

・子どもたちの充実した学校生活や意欲的な学習態度は、家庭の学習習慣や生活習慣と密接に関係していることから、自主的な学習習慣や規則正しい生活習慣が身に付けられるよう「津市版家庭学習マニュアル」、「生活習慣・読書習慣チェックシート」等を活用し、一人一人の子どもたちが家庭学習や生活習慣及び読書習慣を見直し、改善することができるよう支援していきます。

・学校での授業と家庭学習の連動に向けた取組を進めるとともに、子どもの学習状況を教員が把握し、次の授業に生かすことができるよう学習のＰＤＣＡサイクルを確立させます。その際、ＩＣＴ機器の活用も取り入れることにより、その効果（有用性）を生かした取組を進めます。

・「津市版家庭学習マニュアル」等を活用し、家庭学習における基本的な知識や技能の確実な定着を図るため、発達段階に応じた指導・支援の充実に向けて、学校と家庭が連携した取組を進めます。

③　キャリア教育の視点を取り入れた教育活動

・各校において、子どもや地域の実態に応じ、各教科、総合的な学習の時間、特別活動等における横断的な学習計画を策定し、学校での学びを社会に役立てられるよう、子どもの発達段階に応じたキャリア教育を推進します。

・子どもたちが、学習の見通しを立て、新たな学習への意欲を高めたり、将来の自分の姿を考えたりすることができるよう、各学年で学んだことを記録し蓄積する「津市キャリアパスポート」を活用した系統的な学習を進めます。

・職場体験学習やゲストティーチャーによる出前授業等を通して、自らの地域や社会に対する認識を深めるとともに、子どもたち一人一人が、キャリアを設計していくために必要な能力や態度を身に付けることができるよう地域や家庭と連携した取組を引き続き進めます。

※3　個別最適な学び　教師が支援の必要な子どもたちに、より重点的な指導を行うことなどで、効果的な指導を実現することや、子ども一人一人の特性や学習進度、学習到達度等に応じ、指導方法・教材や学習時間等の柔軟な提供や設定を行うことなどの「指導の個別化」、教師が子ども一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会の提供を行うなどの「学習の個性化」といった子ども自身が自己調整しながら学習を進めていくこと。

※4　協働的な学び　探究的な学習や体験活動などを通じ、子ども同士で、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者を価値のある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成すること。

基本目標１	夢や希望を持ち続け、生き抜いていく力を育む人づくり

＜目標指標＞

指標の内容	現状 （令和４年度）	目標 （令和９年度）
「授業の内容はよく分かりますか」の質問に対して、肯定的な回答をしている児童生徒の割合（※ｉ）	小学生 国語　84.0% 算数　82.2% 中学生 国語　81.0% 数学　82.5%	小学生 国語　89.0% 算数　87.0% 中学生 国語　86.0% 数学　87.0%
「学校に行くのは楽しいと思いますか」の質問に対して、肯定的な回答をしている児童生徒の割合（※ⅱ）	小学生 85.5% 中学生 83.2%	小学生　100% 中学生　100%

※ｉ・※ⅱ　全国学力・学習状況調査　児童生徒質問紙により、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と肯定的に回答した割合。

【対話を通して学ぶ子どもたちの様子（小学校国語科）】

【対話を通して学ぶ子どもたちの様子（中学校社会科）】

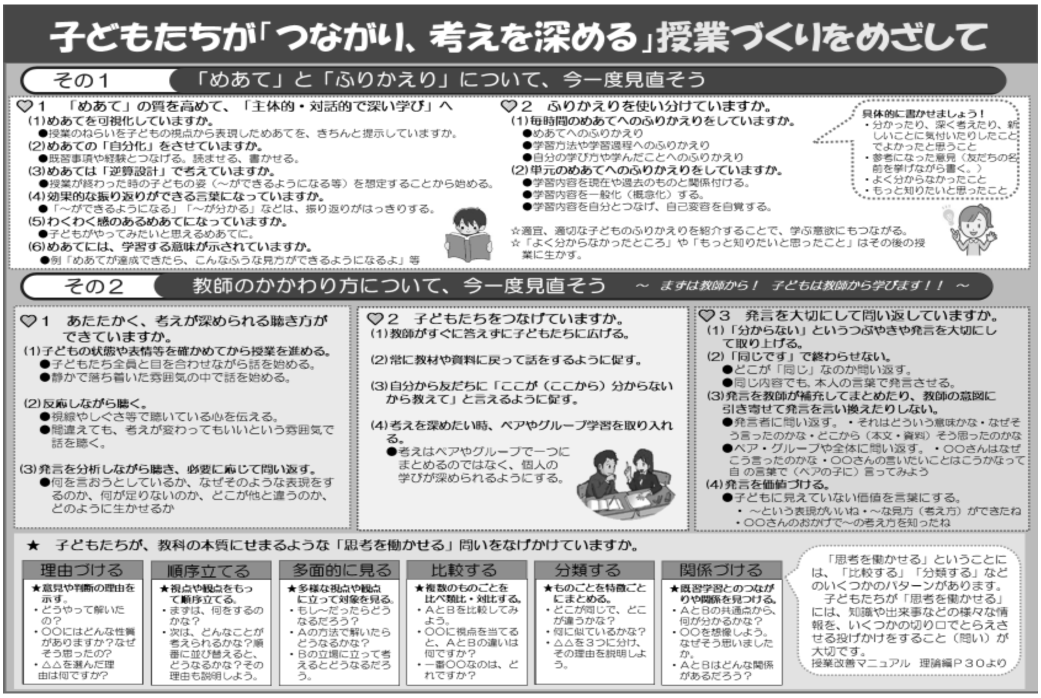

子どもたちが「つながり、考えを深める」授業づくりをめざして

その１　「めあて」と「ふりかえり」について、今一度見直そう

♡１　「めあて」の質を高めて、「主体的・対話的で深い学び」へ
(1)めあてを可視化していますか。
●授業のねらいを子どもの視点から表現しためあてを、きちんと提示していますか。
(2)めあての「自分化」をさせていますか。
●既習事項や経験とつなげる。読ませる、書かせる。
(3)めあては「逆算設計」で考えていますか。
●授業が終わった時の子どもの姿（～ができるようになる等）を想定することから始める。
(4)効果的な振り返りができる言葉になっていますか。
●「～ができるようになる」「～が分かる」などは、振り返りがはっきりする。
(5)わくわく感のあるめあてになっていますか。
●子どもがやってみたいと思えるめあてに。
(6)めあてには、学習する意味が示されていますか。
●例「めあてが達成できたら、こんなふうな見方ができるようになるよ」等

♡２　ふりかえりを使い分けていますか。
(1)毎時間のめあてへのふりかえりをしていますか。
●めあてへのふりかえり
●学習方法や学習過程へのふりかえり
●自分の学び方や学んだことへのふりかえり
(2)単元のめあてへのふりかえりをしていますか。
●学習内容を現在や過去のものと関係付ける。
●学習内容を一般化（概念化）する。
●学習内容を自分とつなげ、自己変容を自覚する。

具体的に書かせましょう！
・分かったり、深く考えたり、新しいことに気付いたりしたことでよかったと思うこと
・参考になった意見（友だちの名前を挙げながら書く。）
・よく分からなかったこと
・もっと知りたいと思ったこと

☆適宜、適切な子どものふりかえりを紹介することで、学ぶ意欲にもつながる。
☆「よく分からなかったところ」や「もっと知りたいと思ったこと」はその後の授業に生かす。

その２　教師のかかわり方について、今一度見直そう　～ まずは教師から！　子どもは教師から学びます！！ ～

♡１　あたたかく、考えが深められる聴き方ができていますか。
(1)子どもの状態や表情等を確かめてから授業を進める。
●子どもたち全員と目を合わせながら話を始める。
●静かで落ち着いた雰囲気の中で話を始める。
(2)反応しながら聴く。
●視線やしぐさ等で聴いている心を伝える。
●間違えても、考えが変わってもいいという雰囲気で話を聴く。
(3)発言を分析しながら聴き、必要に応じて問い返す。
●何を言おうとしているか、なぜそのような表現をするのか、何が足りないのか、どこが他と違うのか、どのように生かせるか

♡２　子どもたちをつなげていますか。
(1)教師がすぐに答えずに子どもたちに広げる。
(2)常に教材や資料に戻って話をするように促す。
(3)自分から友だちに「ここが（ここから）分からないから教えて」と言えるように促す。
(4)考えを深めたい時、ペアやグループ学習を取り入れる。
●考えはペアやグループで一つにまとめるのではなく、個人の学びが深められるようにする。

♡３　発言を大切にして問い返していますか。
(1)「分からない」というつぶやきや発言を大切にして取り上げる。
(2)「同じです」で終わらせない。
●どこが「同じ」なのか問い返す。
●同じ内容でも、本人の言葉で発言させる。
(3)発言を教師が補充してまとめたり、教師の意図に引き寄せて発言を言い換えたりしない。
●発言者に問い返す。・それはどういう意味かな・なぜそう言ったのかな・どこから（本文・資料）そう思ったのかな
●ペア・グループや全体に問い返す。・〇〇さんはなぜこう言ったのかな・〇〇さんの言いたいことはこうかなって自 の言葉で（ペアの子に）言ってみよう
(4)発言を価値づける。
●子どもに見えていない価値を言葉にする。
・ ～という表現がいいね・～な見方（考え方）ができたね
・〇〇さんのおかげで～の考え方を知ったね

★　子どもたちが、教科の本質にせまるような「思考を働かせる」問いをなげかけていますか。

理由づける	順序立てる	多面的に見る	比較する	分類する	関係づける
★意見や判断の理由を示す。 ・どうやって解いたの？ ・〇〇にはどんな性質がありますか？なぜそう思ったの? ・△△を選んだ理由は何ですか?	★視点や観点をもって順序立てる。 ・まずは、何をするのかな？ ・次は、どんなことが考えられるかな？順番に並び替えると、どうなるかな？その理由も説明しよう。	★多様な視点や観点に立って対象を見る。 ・もし～だったらどうなるだろう？ ・Aの方法で解いたらどうなるかな？ ・Bの立場に立って考えるとどうなるだろう。	★複数のものごとを比べ類比・対比する。 ・AとBを比較してみよう。 ・〇〇に視点を当てると、AとBの違いは何ですか？ ・一番〇〇なのは、どれですか？	★ものごとを特徴ごとにまとめる。 ・どこが同じで、どこが違うかな？ ・何に似ているかな？ ・△△を３つに分け、その理由を説明しよう。	★既習学習とのつながりや関係を見つける。 ・AとBの共通点から、何が分かるかな？ ・〇〇を想像しよう。なぜそう思いましたか。 ・AとBはどんな関係があるだろう？

「思考を働かせる」ということには、「比較する」「分類する」などのいくつかのパターンがあります。
子どもたちが「思考を働かせる」には、知識や出来事などの様々な情報を、いくつかの切り口でとらえさせる投げかけをすること（問い）が大切です。
授業改善マニュアル　理論編Ｐ３０より

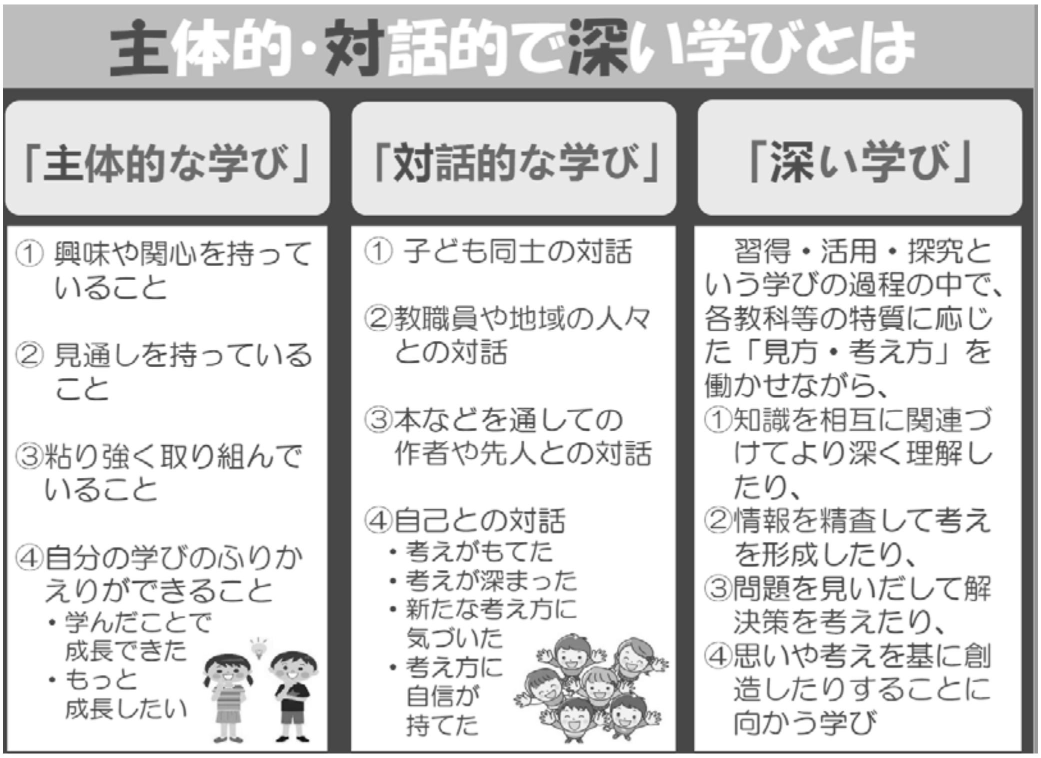

主体的・対話的で深い学びとは

「主体的な学び」	「対話的な学び」	「深い学び」
① 興味や関心を持っていること ② 見通しを持っていること ③粘り強く取り組んでいること ④自分の学びのふりかえりができること ・学んだことで成長できた ・もっと成長したい	① 子ども同士の対話 ②教職員や地域の人々との対話 ③本などを通しての作者や先人との対話 ④自己との対話 ・考えがもてた ・考えが深まった ・新たな考え方に気づいた ・考え方に自信が持てた	習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、 ①知識を相互に関連づけてより深く理解したり、 ②情報を精査して考えを形成したり、 ③問題を見いだして解決策を考えたり、 ④思いや考えを基に創造したりすることに向かう学び

【授業改善マニュアル（令和元年度作成）】

施策３　　ＩＣＴ活用による情報活用能力の育成

＜前期基本計画における施策の成果と現状と課題＞

ア　子どもたちが社会で活躍する時代は、「Society5.0（※１）」の到来、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新、少子高齢化の加速化など、社会や産業の構造が大きく様変わりし、先行き不透明で予測することが困難な時代とされています。このような時代において、子どもたちが、自分のよさや可能性を認識するとともに、他人に対しても価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら、様々な困難を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることが求められています。

イ　ＧＩＧＡスクール構想（※２）で整備されたＩＣＴ機器等を効果的に活用した学習において情報活用能力の育成を図るとともに、「主体的・対話的で深い学び」の視点での授業づくりが求められています。

ウ　全小・中・義務教育学校に、令和２年度にはＧＩＧＡスクール支援員を、また、令和４年度にはＩＣＴサポーターを派遣し、すべての学校においてＯＪＴ研修を実施するなど、教員の指導力及び対応力の育成を図ってきました。このような中、「令和３年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査」の結果において、「教員のＩＣＴ活用指導力の状況（※３）」において「できる」「ややできる」と肯定的に回答した教員の割合は９２％程度となっています。今後はすべての教員が肯定的な回答となるよう進めていく必要があります。

エ　各校において、情報教育年間計画に情報モラル教育を位置付け、情報社会に参画する態度についての学習を進めてきました。スマートフォンやタブレット端末等の更なる普及が進み、子どもたちがインターネットを通じて犯罪やトラブルに巻き込まれたり、インターネット上の違法情報・有害情報にふれたりする危険が増しており、情報モラルの向上が求められています。

※1　Society5.0　サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会のこと。

※2　GIGA スクール構想　１人１台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育 ICT 環境を実現するとともに、これまでの教育実践と最先端の ICT のベストミックスを図ることにより、教師・児童生徒の力を最大限に引き出すこと。

※３　教員の ICT 活用指導力の状況　「教材研究・指導の準備・評価・校務などに ICT を活用する能力」「授業に ICT を活用して指導する能力」「児童生徒の ICT 活用を指導する能力」「情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力」の４項目のこと。

基本目標１	夢や希望を持ち続け、生き抜いていく力を育む人づくり

＜前期基本計画の施策達成目標の実績＞

取組内容	前期基本計画		H30	R1	R2	R3	R4
	現状 H29	目標 R４					
授業中にＩＣＴを活用して指導することができる教員の割合	85.1%	95.0%	85.1%	90.3%	86.3%	92.0%	92.0%

（令和４年度は、令和５年２月２８日時点の数値を基にした見込み）

＜主な取組＞

①　ＩＣＴを活用した「主体的・対話的で深い学び」の実現

・令和２年度に津市ＧＩＧＡスクール構想で整備された１人１台タブレット端末等を活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させた授業づくりを進めます。

・津市 e-Learning ポータル、授業支援クラウド、デジタル教材、デジタル教科書等を活用し、学校の授業と家庭学習とを連動した取組を進めます。

・各教科等における様々な学習活動を通して論理的思考力を身に付けられるよう、学校におけるプログラミング教育の充実に取り組みます。

・外部講師等の指導のもとで先進的な取組をした学校においては、中学校区や市全体に発信するなど、「主体的・対話的で深い学び」の視点での授業づくりを進めるための体制を構築します。

・他校の教室とつないで合同で授業を行い多様な意見を交流したり、大学や企業等の外部人材とつないで専門的な知識にふれたりするなど、遠隔教育に取り組みます。

②　ＩＣＴを活用した授業づくりについての教職員研修の充実

・津市教職員研修会等において、ＩＣＴを活用した授業づくりについての研修会を実施し、教員の指導力及び対応力の向上を図ります。

・すべての学校において情報教育推進委員を中心にＩＣＴを活用した授業づくりが進められるよう、情報教育推進委員を対象とした研修会を実施するとともに、「情報教育推進教員育成研修」を実施し、情報教育を担う人材を育成します。

・三重県教育委員会や大学等と連携し、教員のＩＣＴを活用した指導力及び対応力向上のための研修会等を実施します。

③　情報社会に参画する態度の育成

・スマートフォンをはじめとする情報機器の特性や情報化が社会に及ぼす影響を理解させる学習活動を行い、子どもたちが、インターネットを利用する上でのルールやマナーと

いった情報モラルを身に付け、インターネット上の被害やＳＮＳ（※４）等によるトラブルから身を守ることができるように指導します。

・保護者等がインターネットの特性や子どものインターネット活用状況等を把握し、家庭での情報機器の使用を適切に管理することがトラブル防止につながることから、フィルタリングや家庭でのルールづくり等について促進・啓発し、学校と家庭が連携した取組を進めます。

・津市中学生リーダー研修会において、津市中学生「ケータイ安全利用宣言（※５）」の見直しを行うとともに、子どもたち自らが情報モラルについて考える機会を設け、子どもたちのモラル意識の醸成を図ります。

④　ＩＣＴを活用した取組を進めるための学校支援

・すべての学校においてＩＣＴを活用した取組を進めるため、「津市ＧＩＧＡスクール構想実現のための手引き【第１版】」の見直しや改訂を行います。

・タブレット端末において利用する児童生徒一人一人のアカウントの作成や更新等、年度末及び年度初めに学校等が行う業務を記載した「年度更新ガイドブック」を活用し、新年度においても円滑にタブレット端末等が活用できる取組を進めます。

【キーボード付きタブレット端末)】

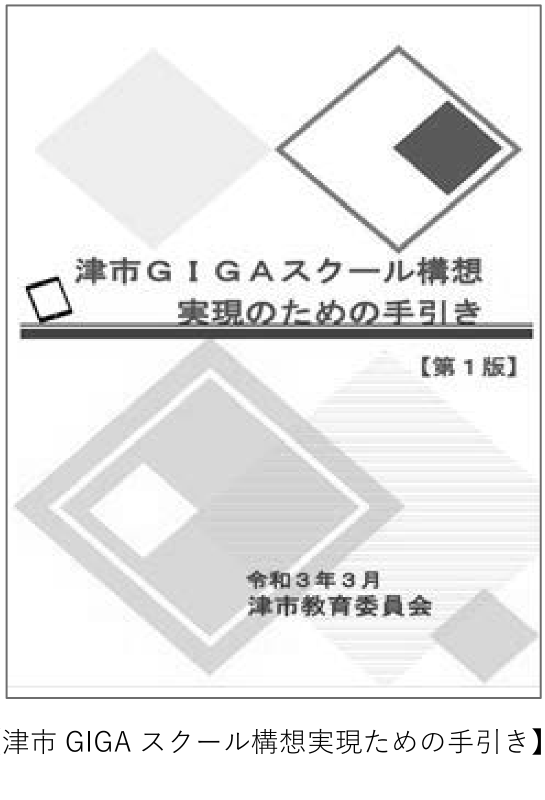

【津市 GIGA スクール構想実現ための手引き】

※４　**SNS**　Social Networking Service の略語で、インターネット上で社会的ネットワークを構築可能にするサービスのこと。

※５　**ケータイ安全利用宣言**　平成２７年度に津市立のすべての中学校の生徒代表者によって作成された携帯電話やスマートフォン等の利用にあたってのルールを宣言したもの。

基本目標１	夢や希望を持ち続け、生き抜いていく力を育む人づくり

＜目標指標＞

指標の内容	現状 （令和４年度）	目標 （令和９年度）
「学習の中でＰＣ・タブレットなどのＩＣＴ機器を使うのは勉強の役に立つと思いますか」の質問に対して、肯定的な回答をしている児童生徒の割合（※ｉ）	小学校　95.4％ 中学校　92.3％	小学校　100％ 中学校　100％
教員のＩＣＴ活用指導力を問う調査において肯定的に回答している教員の割合（※ⅱ）	92.0％	100％

（※ⅱ　令和４年度は、令和５年２月２８日時点の数値を基にした見込み）

※ｉ　全国学力・学習状況調査　児童生徒質問紙により、「思う」「どちらかといえば思う」と肯定的に回答した割合。

※ⅱ　国による「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」における教員のＩＣＴ活用指導力についての内容（教材研究・指導の準備・評価・校務などにＩＣＴを活用する能力、授業にＩＣＴを活用して指導する能力、児童生徒のＩＣＴ活用を指導する能力、情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力）に係る１６項目の質問において「できる」「ややできる」と肯定的に回答した割合。

【タブレット端末等の ICT 機器を活用して学習する様子】

施策４　グローバル化に対応した教育の推進

＜前期基本計画における施策の成果と現状と課題＞

ア　経済、産業、文化等、多様な面でグローバル化が加速する一方で、地域活性化の取組が進められており、子どもたちにふるさとを誇りに思う郷土愛を身に付けることが求められています。また、異文化理解の精神、主体性、コミュニケーション能力等を身に付けて、様々な分野で活躍できる人材の育成が求められています。

イ　令和２年度に、小学校３・４年生で外国語活動、５・６年生で教科としての英語が導入され、英語教育の充実が求められていることから、教員の指導力向上に向けた取組を進める必要があります。このような中、本市においては、英語授業力推進研修を実施し、教員の指導力向上を図るとともに、「津市版英語教育カリキュラム～TSU―STANDARD～」「津市版技能別 CAN-DO リスト（※１）」を作成し、すべての学校において活用しています。

ウ　社会生活や日常生活の様々な場面で、英語でコミュニケーションを図る機会が増えることが予想されることから、子どもたちが英語に興味・関心を持ち、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成する必要があるため、津市版英語教材「TSU-CHANT（津チャンツ）（※２）」「津市 e-Learning ポータル英語学習コンテンツ」等を活用しています。また、本市においては、中学校卒業段階で英検３級以上相当の英語力を習得した生徒の割合を測るため、「英検チャレンジシステム」を構築し、取組を進めています。

エ　異文化交流を通して、様々な国や地域の文化を理解するとともに、多くの人々と触れ合い、コミュニケーションを図る機会を増やしていく必要があるため、ワン・ペーパーコンテストやスピーチコンテストへの参加を進めています。

【TSU-CHANT（津チャンツ）】

オ　郷土に対する思いや誇りを育むためには、キャリア教育、郷土教育、道徳教育等を通して、体系的に取り組むことが必要です。

　令和３年度には、津市社会科副読本「わたしたちの津市」の大改訂を行いました。これらを活用し、地域教材を効果的に取り上げることにより、子どもたちに地域に対する誇りと愛情を育み、地域の一員として、主体的に考える態度を養う学習が展開できるよう努めます。

※1　津市版技能別　CAN-DO リスト　学習指導要領に基づき、児童生徒に求められる英語力を達成するための学習到達目標「言語を用いて何ができるか」という観点から、外国語で身に付ける能力及び技能を領域別に「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと（やり取り）」、「話すこと（発表）」、「書くこと」に「～することができる」の形で小学校３年生から中学校３年生までの７年間を系統立てて指標化したもの。

※2　TSU-CHANT（津チャンツ）　小学校、または中学校区単位で、学校または校区の特色について考えた内容を、リズムに合わせて英語で表現して紹介する英語教材。

基本目標１	夢や希望を持ち続け、生き抜いていく力を育む人づくり

＜前期基本計画の施策達成目標の実績＞

取組内容	前期基本計画		H30	R1	R2	R3	R4
	現状 H29	目標 R4					
中学校卒業段階で英検３級以上相当の英語力を習得した生徒の割合	37.4%	60.0%	34.4%	44.2%	41.0%	47.7%	51.4%
「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」と回答している子どもたちの割合	小学生 38.9% 中学生 30.8%	小学生 62.0% 中学生 50.0%	小学生 42.8% 中学生 37.8%	小学生 51.0% 中学生 39.0%	小学生 60.1% 中学生 51.8%	小学生 48.8% 中学生 43.6%	小学校 50.3% 中学生 41.7%

<主な取組＞

①　学んだことをどのように使うのかを意識した英語教育の推進

・児童生徒の発達段階に応じて、英語の学習到達目標を設定し、その達成に向けて授業力の向上を図り、積極的に英語でコミュニケーションができる能力を育成します。

・小学校３年生からの英語教育を継続的、系統的に進めるとともに、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと（やり取り）」、「話すこと（発表）」、「書くこと」の５領域を統合的に育成し、実践力を培う英語教育に取り組みます。

・「津市版英語教育カリキュラム～TSU―STANDARD～」に基づき、小学校３年生から中学校３年生までの７年間を見据えた英語教育を推進するために、指導主事の学校訪問、研修会等を通じて、教員の授業力向上をめざします。

・英語での発信力やコミュニケーション能力等を養うため、児童生徒を対象にした「津市版イングリッシュキャンプ（※３）」や、テレビ電話・ビデオレター等を効果的に活用した取組を通して、海外の子どもたち等と交流し、異なる文化や考え方を持った人々と触れ合うなど、英語でコミュニケーションを図る機会を設けます。

・国がめざす中学校卒業段階の英語力（英検３級相当）を達成した生徒の割合を測るため、「英検チャレンジシステム」を活用した取組を実施します。

・高等教育機関と連携し、出前授業の活用やスピーチコンテストへの参加等を通して、学んだ英語を使って自分の考えを積極的に英語で表現しようとする態度を育成します。

※3　津市版イングリッシュキャンプ　津市内の小学生を対象に、ALT（外国人指導助手）とともに、英語のみを活用した環境の中で様々な活動を行うことで、英語に対する興味や関心を高める取組。

【わたしたちの津市】

②　郷土に対する思いや誇りを育む取組の推進

・他国の人々に自分たちの生活様式や文化を伝える力を育むために、日本や郷土津市について学習したことを積極的に英語で発信しようとする態度を育成します。

・子どもたちが、郷土津市への理解を深め、誇りを持って語ることができるよう、社会科副読本「わたしたちの津市」等を活用し、地域の自然や歴史、文化、伝統行事などに関する学習を促進します。

・他国の人々に自分たちの生活様式や文化を伝える力を育むために、日本や郷土津市について学習したことを「TSU-CHANT（津チャンツ）」等の取組により、積極的に英語で発信しようとする態度の育成に取り組みます。

・ＳＤＧｓの理念を踏まえ、環境問題をはじめ、子どもたちが、地域の実態に合った身近な課題に取り組み、持続可能な社会をつくるために必要な問題解決能力の育成を図ります。

＜目標指標＞

指標の内容	現状 （令和４年度）	目標 （令和９年度）
中学校卒業段階でＣＥＦＲ（※４）A1レベル（英検３級以上）相当の英語力を習得した生徒の割合（※ⅰ）	51.4%	60.0%
「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがありますか」の質問に対して、肯定的な回答をしている児童生徒の割合（※ⅱ）	小学生　50.3% 中学生　41.7%	小学生　70.0% 中学生　60.0%

※ⅰ　英語教育実施状況調査より。

※ⅱ　全国学力・学習状況調査　児童生徒質問紙により、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と肯定的に回答した割合。

【地域と連携した林業体験の様子】

【地域の課題について他市町の学校と交流する遠隔授業】

※4　**CEFR**　英語をはじめとした外国語の習熟度や運用能力を同一の基準で評価する国際基準。

施策５　人権教育の推進

＜前期基本計画における施策の成果と現状と課題＞

ア　子どもたちを取り巻く社会では、従来からの人権問題（※１）に加え、情報化の進展や新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、社会状況の変化に伴い新たな人権問題も生じています。一方、人権問題の解決に向けて、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（※以下　「障害者差別解消法」）「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（※以下　「ヘイトスピーチ解消法」）「部落差別の解消の推進に関する法律」（※以下　「部落差別解消推進法」）や、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」「差別を解消し、人権が尊重される三重県をつくる条例」等が施行され、人権が大切にされる社会の実現に向けて、法令等の整備が進められています。

イ　誰一人取り残さない社会を実現するために、子どもたちが、あらゆる教育活動を通して発達段階に応じて人権についての理解と認識を深め、人権尊重の行動につながる意欲・態度や技能を身に付けられるよう、人権教育に取り組む必要があります。人権フォーラムなど、子どもたちが主体的に参加する活動では、年齢や校区をこえて人権についての気づきや学びを共有することができています。

ウ　人権問題の解決に展望を持つためには、自尊感情や人権感覚を高めるとともに、様々な人の思いや願い・生き方などに学ぶ出会い学習を充実させることが必要です。

エ　教職員の急激な世代交代が進む中、人権教育を継続的・組織的に進めていくためには、教職員の確かな人権意識と指導力の向上が必要です。

オ　子どもたちの人権意識の形成は、身のまわりの環境による影響が大きいことから、学校・家庭・地域が連携し、人権意識を高める取組が必要です。学校・園において、人権について学んだり考えたりするきっかけとなるような授業を公開することで、子どもの学ぶ姿から保護者・地域が学び、人権意識を高めることにつながっています。

※1　人権問題　部落問題、障がい者、外国人、子ども、女性及び様々な人権に係わる問題（高齢者、患者、犯罪被害者、アイヌ民族、刑を終えた人・保護観察中の人、ホームレス等の人権に係わる問題、性的指向・性自認に係る人権課題、インターネットによる人権侵害、災害と人権、貧困等に係る人権課題や北朝鮮当局による拉致問題等）等。

基本目標１	夢や希望を持ち続け、生き抜いていく力を育む人づくり

＜前期基本計画の施策達成目標の実績＞

取組内容	前期基本計画		H30	R1	R2	R3	R4
	現状 H29	目標 R4					
人権に係る子どもたちの自主活動が行われている学校の割合	30.7%	70.0%	26.8%	36.6%	40.8%	47.9%	50.0%
保護者に対して人権に関する授業を公開している学校の割合	74.7%	90.0%	63.4%	70.4%	35.2%	32.4%	70.0%

（令和４年度は、令和５年２月２８日時点の数値を基にした見込み）

＜主な取組＞

①　人権教育に関わる指導内容の充実

・学校・園における子どもたちの発達段階に応じた人権学習のさらなる充実を図るとともに、すべての中学校区において人権学習に係る公開授業研究を実施します。

・幼稚園での親子人権人形劇や、人権問題と向き合う人たちの生き方に学ぶ学校・園での出会い学習、小中学生が様々な人権問題の解決をめざして主体的に取り組む子ども人権フォーラム等を通して、自尊感情や人権感覚を高め、人権尊重のために自主的に行動しようとする意欲・態度や技能を身に付け、人権問題を解決する主体者を育てます。

②　教職員の意識や指導力の向上

・人権教育を進める上で必要な人権意識と指導力の向上を図るための課題別の研修会や、中学校区内の教職員が連携し、共に学び合う研修会を実施します。

・学校・園へ指導主事を派遣し、人権教育推進に係る相談への対応や、校内研修会等での指導助言等、具体的な実践への支援をし、教職員の人材育成を図ります。

③　地域ぐるみで子どもの育ちを支える体制づくりの支援

・子どもたちを取り巻く人権問題の解決に向けて、学校・家庭・地域が連携・協働した地域のネットワークの活動を支援します。

・保護者や地域に対して、人権について学んだり考えたりするきっかけとなるような授業の公開や、学校・園便り等を通して、学校における人権教育の課題や取組を発信し、子どもたちを取り巻く人権問題の解決に向けて一体となった取組を進めていきます。

④　保護者や地域住民を対象とした人権研修会の実施

・学校・園や PTA 等と連携して人権に係る研修会を実施し、保護者や地域住民がともに学び合ったり、子育てに係る悩みを相談し合ったりすることを通して、人権問題に対する理解を深めるとともに、その解決に向けて共に行動する関係づくりを進めます。

基本目標１	夢や希望を持ち続け、生き抜いていく力を育む人づくり

＜目標指標＞

指標の内容	現状 （令和４年度）	目標 （令和９年度）
人権に係る児童生徒の自主活動が行われている学校の割合	50.0%	80.0%
保護者に対して人権に関する授業を公開している学校の割合	70.0%	100%

（令和４年度は、令和５年２月２８日時点の数値を基にした見込み）

【小学校区での人権研修会】

施策６　特別支援教育の推進

＜前期基本計画における施策の成果と現状と課題＞

ア　発達障がいを含む特別な支援を必要とする子どもが増加し、子ども一人一人の教育的ニーズが多様化する中、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム（※１）の構築のための特別支援教育の推進が求められています。

イ　このような中、特別な支援を必要とする子ども一人一人の教育的ニーズを把握した適切な指導や支援につなげる取組が進められてきています。

ウ　子どもたちの多様な教育的ニーズに対応できるよう校内委員会の適切な運用や特別支援教育コーディネーターの活用等、園や学校全体での組織的な対応のより一層の充実が求められているため、令和２年度より特別支援教育指導者育成研修を行い、校内体制の中心を担う特別支援教育コーディネーターや、より専門的な特別支援教育の視点をもった教員を育成しています。

エ　子どもの障がいの状態や特性に応じた多様な学びの場（※２）における適切な指導支援の充実、子ども一人一人の教育的ニーズに適切に対応するための教職員の専門性及び授業力・指導力の向上、専門機関及び関係機関等との効果的な連携、就学前から一貫した途切れのない支援体制の構築及び取組の推進がより重要になっています。本市では、すべての学校で通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする子どもたちの個別の指導計画（※３）の作成が進められており、中学校区において、適切な指導・支援が引き継がれるよう努めています。

オ　障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶことにより、同じ社会に生きる人間として互いに正しく理解し、共に助け合い、支えあって生きていくことの大切さを学ぶことをめざした交流及び共同学習（※４）の一層の充実を図るため、子どもの多様性を踏まえた学級づくりや学校づくりが求められています。

※1　インクルーシブ教育システム　人間の多様性の尊重等を強化し、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加するという目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み。

※2　多様な学びの場　通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった子どもたちの学びの場。

※3　個別の指導計画　個々の児童等の実態に応じて適切な指導を行うために、一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導をするために作成するもの。また、個別の教育支援計画は、障がいのある児童生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育的支援を行うことを目的に作成するもの。

※4　交流及び共同学習　幼稚園、小・中・義務教育学校及び特別支援学校等が行う障がいのある子どもと障がいのない子どもあるいは地域の障がいのある人とが触れ合い、共に活動すること。交流及び共同学習は、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があり、この二つの側面を分かちがたいものとして捉え、推進していく必要があります。

基本目標１	夢や希望を持ち続け、生き抜いていく力を育む人づくり

＜前期基本計画の施策達成目標の実績＞

取組内容	前期基本計画		H30	R1	R2	R3	R4
	現状 H29	目標 R4					
通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする子どもたちの個別の指導計画を作成した学校の割合（※ｉ）	小学校 62.5％ 中学校 80.0％	小学校 100％ 中学校 100％	小学校 100％ 中学校 100％	小学校 100％ 中学校 100％	小学校 100％ 中学校 100％	小学校 100％ 中学校 100％	小学校 100％ 中学校 100％

※ｉ　作成する必要のある児童生徒がいない学校数を除く。

＜主な取組＞

①　多様な学びの場における適切な指導支援の充実

・特別な支援を必要とする子どもを含む、すべての子どもに対してわかりやすい授業をめざすため、「津市版　特別支援教育ハンドブック（改訂版）」「授業改善マニュアル（特別支援教育編）」等を活用し、ユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくりを進めます。

・特別支援学級に在籍する児童生徒に対し、障がいによる学習上または生活上の困難を克服することを目的とした教育を行うため、「個別の指導計画」をもとに、自立活動を中心とした授業づくりに努めます。

・通常の学級に在籍している学習上又は生活上に困難を有する子どもに対する、一人一人の障がいの状態に応じて個別に自立活動の指導を行う通級指導教室（※５）における指導のより一層の充実を図ります。

・通常の学級においても特別支援教育の視点を生かした指導方法の工夫や必要な支援の充実をめざし、在籍校と通級指導教室の連携を進めるとともに、「読み書きのつまずきに関するチェックリスト」（※６）を生かした指導支援を行います。

・特別な支援を必要とする子どもが、安心して活動することができるよう教育環境を整えるとともに、お互いを理解し、共に支えあう関係を築くことができる学級づくりを進めます。

・障がいの有無に関わらず、子どもたちが互いに目標を持ちながら、同じ場で共に学ぶことができるよう交流及び共同学習の充実を図ります。

※5　通級指導教室　小・中学校等において、各教科等の授業は通常の学級で受けつつ、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するための特別な指導（自立活動）を行う教室。

※6　読み書きのつまずきに関するチェックリスト　文部科学省の調査結果（２０１２）をもとに津市教育委員会、三重県教育委員会及び県立かがやき特別支援学校が連携して作成したチェックリスト。

②　特別支援教育に関する専門性の向上

・特別支援教育コーディネーターや特別支援学級担任はもとより、通常の学級担任等を対象にした各種研修会の充実を図り、個に応じた指導内容や指導方法の工夫ができるなど、すべての教員が特別支援教育の視点を持った取組が進められるよう、特別支援教育に係る資質向上に努めます。

・特別支援教育指導者育成研修（連続講座）を行ったり、三重県教育委員会や三重大学と連携した研修（連続講座）に積極的に参加したりするなど特別支援教育の中心的な役割を担う人材の育成を図ります。

・三重大学等との連携による、より専門性の高い研修の充実に努めます。

・子どもの障がいの特性の多様化に対応するため、特別支援教育支援員や学級支援サポーター等を対象にした特別支援教育に係る研修会を行います。

・小・中学校の通級指導教室で学ぶ子どもたちが、より身近な場所で、障がいの特性に応じた学び方を身につけることができるよう、通級指導教室の配置及び通級指導教室担当教員の研修の充実を図ります。

③　途切れのない支援体制の充実

・特別な支援を必要とする小学校１年生児童を対象に、就学後の学校生活をスムーズに送ることができるよう、関係学校に指導主事や学校サポーターを派遣し、授業等の学校生活の様子から、必要に応じて適切な支援方法についてアドバイスを行う等、支援を行います。

・中学校区における途切れのない特別支援教育をめざし、特別な支援を必要とする子どもに対して、個別の教育支援計画や個別の指導計画及び「元気っ津版生活支援ファイルはっぴいのーと（※７）」や「パーソナルファイル（※８）」を活用（ＣＬＭ（※９）を含む）し、必要に応じて医療機関や福祉部局等の関係機関とも連携しながら、一人一人の障がいの状態に応じた適切な指導・支援を行います。

【元気っ津版生活支援ファイルはっぴいのーと】

※7　元気っ津版生活支援ファイルはっぴいのーと　幼児期から青年期のライフステージを通して関係機関が正確な情報を共有し、継続的な支援が受けられるように、発達と成長の記録を一冊にまとめたファイル。障がいのある子どもや発育・発達に心配なことがある子どもの保護者で、希望する人に渡している。

※8　パーソナルファイル　三重県教育委員会が作成した、支援の必要な子どもが安心して一貫した支援を受けられるよう、支援の情報をスムーズに引き継ぐためのツール。

※9　CLM（チェック・リスト・in 三重）　保育所、幼稚園等において、発達に課題がある子の行動等を観察し、個別の指導計画を作成するために県立子ども心身発達医療センター（旧県立小児心療センターあすなろ学園）が開発したチェックリスト。

基本目標１	夢や希望を持ち続け、生き抜いていく力を育む人づくり

・津市内にある県立特別支援学校等のセンター的機能（※１０）を積極的に活用するなど、各関係学校及び各関係機関等と連携したり、発達障がい支援アドバイザー（※１１）を派遣したりするなど、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援が行えるよう相談支援体制の充実を図ります。

＜目標指標＞

指標の内容	現状 （令和４年度）	目標 （令和９年度）
通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする子どもたちの「個別の指導計画」を作成した児童生徒の割合（※ⅱ）	小学生　88.9％ 中学生　70.3％	小学生　100％ 中学生　100％

※ⅱ　三重県教育委員会事務局特別支援教育課による「三重県独自項目」調査より。

※ⅱ　これまでの取組により、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする子どもたちの個別の指導計画について、すべての学校で作成されるようになったため、今後は、必要な児童生徒すべての作成をめざすこととします。

【津市版特別支援教育ハンドブック改訂版】

【津市版授業改善マニュアル特別支援教育編】

※10　センター的機能　小・中学校等に在籍する障がいのある児童生徒について、通常の学級に在籍する児童生徒を含め、その教育的ニーズに応じた適切な教育を提供していくために、特別支援学校が教育上の高い専門性を生かしながら地域の小・中学校等を積極的に支援していく仕組み。

※11　発達障がい支援アドバイザー　市町教育委員会が推薦した小中学校において通級による指導の経験が豊富な教員 、発達障がい支援に関して高い専門性を有する教員。通級による指導を担当する教員や通級による指導を受けている児童生徒を指導する通常の学級の担任から 、児童生徒の実態把握や指導・支援の方法について相談をうけ助言等を行う。

施策７　道徳教育の推進

＜前期基本計画における施策の成果と現状と課題＞

ア　「社会をよりよくしていこうとする真摯な努力が軽視される」、「社会全体や他人のことを考えず、個人の利害損得を優先させる」等の社会的風潮が、社会全体の規範意識を低下させるなど、子どもたちの道徳性の育成に大きな影響を与えかねない状況にあります。また、近年、インターネット上での誹謗中傷やトラブルを発端とした生命を軽視する事件も発生しています。

イ　このような中、子どもたちの自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るうえで、生命を尊重する心、思いやりや社会性、倫理観、美しいものや自然に感動する心など、変わることのない豊かな人間性を育む心の教育を進めていくことが必要です。

ウ　道徳科（※１）のねらいに沿った「考え、議論する道徳」の実現に向け、各校において道徳教育年間計画に基づき、道徳教育推進教師のリーダーシップのもと実践を積み重ねています。

エ　子どもたちの道徳性や価値観は、学校生活だけでなく、様々な体験や人とのふれあいなどを通じて育まれていくものであるため、学校・家庭・地域が相互の連携を図りながら道徳教育を進めていくことが重要です。

＜前期基本計画の施策達成目標の実績＞

取組内容	前期基本計画		H30	R1	R２	R3	R4
	現状 H29	目標 R4					
「人の役に立つ人間になりたい」と回答している子どもたちの割合	小学生 93.3% 中学生 93.3%	小学生 95.0% 中学生 95.0%	小学生 95.0% 中学生 95.1%	小学生 96.5% 中学生 93.9%	小学生 92.8% 中学生 92.2%	小学生 95.5% 中学生 95.3%	小学生 95.4% 中学生 94.3%

※1　道徳科　道徳教育の改善・充実を図るため、道徳の時間が「特別の教科道徳（道徳科）」として新たに位置付けられ、小学校では平成３０(２０１８)年度から、中学校では平成３１(２０１９)年度から実施されている。

基本目標１	夢や希望を持ち続け、生き抜いていく力を育む人づくり

＜主な取組＞

①　発達段階に応じた道徳教育の充実

・学校における道徳教育は、子どもたちによりよく生きるための基盤となる道徳性を養うものであり、学校の教育活動全体で指導し、家庭や地域社会との連携のもとに進めます。

・子どもたちが物事を多面的・多角的にとらえ、主体的に考えを深める中で、自己を見つめ他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことができるよう、教科書を主たる教材とした授業における指導方法の工夫と改善を推進します。とりわけ、「考え、議論する」道徳の実現に向け、対話などの言語活動を重視した授業や問題解決的な活動等を取り入れた授業を計画し、子どもたちが興味を持って主体的に取り組むことができる授業展開の工夫を図ります。

・教育活動全体を通じて、発達段階に応じた道徳教育が進められるよう、道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実に取り組みます。

・研修会や指導主事の学校訪問、三重県道徳教育アドバイザー等の外部講師による指導・助言等を通じて、教職員の指導力の向上を図ります。

②　規範意識の醸成

・人が互いに尊重し協働して社会を創っていく上で、共通に求められるルールやマナーを学び、規範意識を育む授業づくりに努めます。

・関係機関と連携し、体験的な学習等を充実させるとともに、情報を適切に扱うルールや情報モラルについて考えさせ、適切な活用ができるよう、発達段階に応じた取組を行います。

③　生命を大切にする教育の充実

・他者とともによりよく生きようとする意識や生命を大切にする心を育むため、道徳科を要として、各教科等の授業のほか、異学年との交流、ボランティア活動、地域での体験的な活動等、発達段階に応じて、学校の教育活動全体を通じた取組を進めます。

④　家庭・地域と連携した道徳教育の推進

・道徳の授業内容を家庭・地域に発信したり、授業参観や保護者・地域の方々の協力を得て行う体験活動等を促進したりするなど、家庭・地域と連携することで、道徳教育の充実を図ります。

【道徳教育推進教師等を対象とした研修会の様子】

基本目標１	夢や希望を持ち続け、生き抜いていく力を育む人づくり

＜目標指標＞

指標の内容	現状 （令和４年度）	目標 （令和９年度）
「人の役に立つ人間になりたいと思いますか」の質問に対して、肯定的な回答をしている児童生徒の割合（※ⅰ）	小学生　95.4％ 中学生　94.3％	小学生　100％ 中学生　100％

※ⅰ　全国学力・学習状況調査　児童生徒質問紙により、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と肯定的に回答した割合。

【道徳教育アドバイザーによる示範授業の様子（小学校）】

【道徳授業におけるグループ討議の様子（中学校）】

施策８　豊かな心を育む読書活動・文化芸術活動の推進

＜前期基本計画における施策の成果と現状と課題＞

ア　読書や文化芸術に親しむことは、子どもたちが未来を創造し、心豊かに生きていくための活力の源であり、未知なる世界への関心を高め、主体的に学び続ける力を育むことにつながります。

イ　インターネット等で情報を容易に得ることができるようになり、利便性の向上が図られた反面、子どもたちの読書離れが進み、読書の習慣が身に付きにくいという現状が見られます。そこで本市においては、家庭との連携のもと「生活習慣・読書習慣チェックシート」等に取り組み、各校が工夫して「図書館まつり」や「読み聞かせ会」等の学校図書館行事を推進し、児童生徒の読書への興味・関心が向上するよう努めています。

ウ　子どもたちが、自ら情報を収集、選択、活用し、生涯にわたって主体的に学び続ける力を身に付けるためには、読書活動を推進していくとともに、必要に応じて情報収集の手段を選択する力を身に付けることも必要です。

エ　学校図書館を計画的に利用し、その機能を生かすことにより、子どもたちの自主的・自発的な学習活動の充実を図っていく必要があります。

オ　様々な芸術活動に出会うことで感性を豊かにするとともに、郷土やわが国の伝統文化に触れることで豊かな情操を培い、子どもたちが生涯にわたって文化や芸術に親しもうとする心情を育てることが大切です。

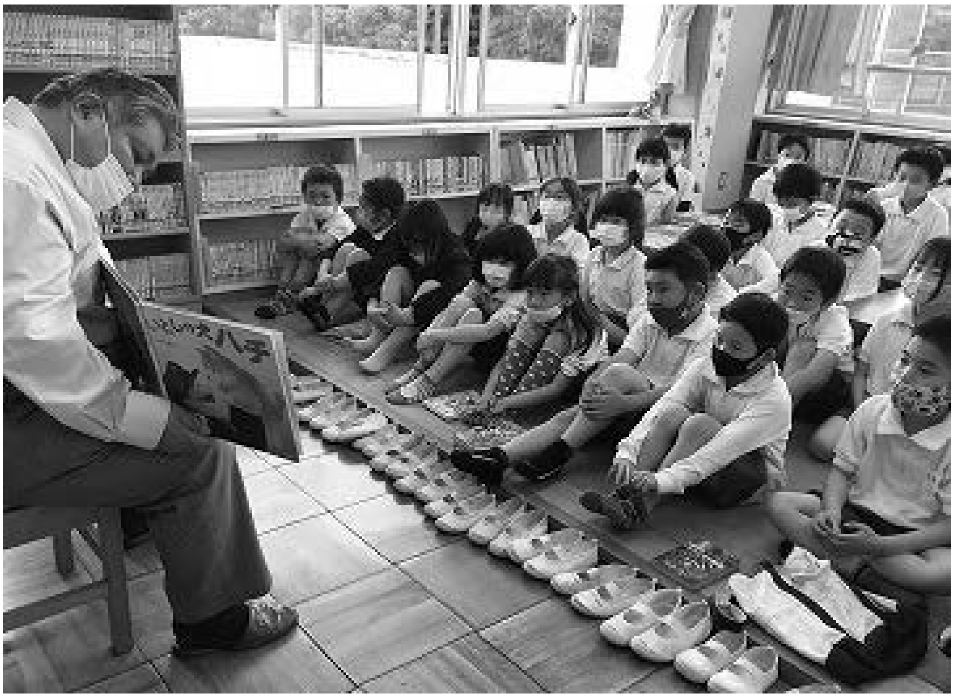

【学校図書館司書による読み聞かせの様子】

＜前期基本計画の施策達成目標の実績＞

取組内容	前期基本計画 現状 H29	前期基本計画 目標 R4	H30	R1	R2	R3	R4
授業時間以外に読書をする子どもたちの割合（※ｉ）	小学生 64.2% 中学生 42.3%	小学生 69.0% 中学生 47.0%	小学生 64.2% 中学生 45.5%	小学生 66.7% 中学生 39.1%	小学生 66.3% 中学生 47.7%	小学生 59.9% 中学生 43.0%	小学生 58.3% 中学生 41.4%
図書館資料を活用した授業を計画的に行っている学校の割合（※ⅱ）	小学校 78.0% 中学校 52.4%	小学校 83.0% 中学校 57.0%	小学校 85.7% 中学校 85.0%	小学校 100% 中学校 100%	― ―	小学校 100% 中学校 100%	― ―

※ｉ　全国学力・学習状況調査　児童生徒質問紙で、「読書の時間が１０分以上」と回答した子どもたちの割合。

※ⅱ　令和２年度は、「みえ県民力ビジョン及び三重県教育ビジョンの目標の進捗状況等に関する調査」から、読書に関する項目が削除されたため、数値不明。令和４年度の全国学力・学習状況調査　児童生徒質問紙から質問項目がなくなりました。

＜主な取組＞

①　学校における読書活動の推進

・子どもたちの読書に対する興味や関心を育み、読書習慣を確立するため、学校図書館担当者及び学校図書館司書を中心に学校図書館の蔵書や図書館環境の充実に努めます。

・各教科等において、学校図書館の機能を計画的に利活用し、児童生徒の主体的・意欲的な学習活動や読書活動の充実を図るとともに、学校全体として計画的かつ体系的な指導が行われるよう努めます。

・教職員と学校図書館司書が連携し、子どもたちの読書に対する興味関心を高めるとともに、「子ども読書の日（※１）」を踏まえて設定した読書週間等の啓発活動の実施、学校図書館を活用した授業や朝の読書、ビブリオバトル（書評合戦）（※２）、学校図書館ボラン

※1　子ども読書の日　子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」によって定められた日（４月２３日）。

※2　ビブリオバトル（書評合戦）　発表者が一人５分で本を紹介し、最後にどの本が一番読みたくなったかについて参加者全員で投票を行い、最多票を集めたものを「チャンプ本」とするゲーム。

ティアによるブックトーク（※３）等の多様な取組を進めていきます。

・子どもたちの興味・関心や学習における必要性に応じた本を充実させるため、公立図書館と連携した団体貸出や各学校間の相互貸借の取組を推進します。

・市内における読書活動の先進事例について検証、分析し、学校図書館担当者及び学校図書館司書等を対象とした研修会等においてその成果を環流したり、各校の実践交流を実施したりするなど、子どもたちの読書習慣の確立に向けた取組の充実に努めます。

②　家庭における読書活動の推進

・学校だけでなく家庭においても読書の習慣を広めるために、保護者と連携して実施する「生活習慣・読書習慣チェックシート」の活用を継続し、チェックシートの結果を指導に生かすとともに、ＰＴＡとの連携のもと、家庭読書の促進を図っていきます。

・公立図書館等の読み聞かせの会や子どもたちの読書に対する興味関心を育む催し物等に関する情報提供を保護者に向けて行い、幼児期からの読書の重要性についての周知を図ります。

③　文化芸術活動の推進

・子どもたちの豊かな感性や情操を育むため、音楽芸術体験事業をはじめ、国が主催する事業等を活用することにより、本物の文化芸術に触れる機会を提供します。また、郷土の歴史や文化を学ぶことができるよう、地域の方々と交流ができる体制づくりに努めます。

・学校図書館の活用に加えて、地域の図書館や資料館、三重県総合博物館（ＭｉｅＭｕ）、三重県立美術館等の施設を効果的に活用することにより、子どもたちの豊かな感性や情操を育みます。

【文化芸術活動の様子】

※3　**ブックトーク**　あらかじめ決められたテーマに沿って選んだ何冊かの本のあらすじや著者紹介等を交えて、本についての興味が湧くような工夫を凝らしながら、本の内容を紹介すること。

基本目標１	夢や希望を持ち続け、生き抜いていく力を育む人づくり

＜目標指標＞

指標の内容	現状 （令和４年度）	目標 （令和９年度）
「授業時間以外に、１日あたりどれくらいの時間、読書をしますか」の質問に対して、「10 分以上」と回答をしている児童生徒の割合（※ⅲ）	小学校　58.3% 中学校　41.4%	小学校　69.0% 中学校　47.0%
５月における学校図書館での児童生徒一人当たりの貸出冊数が５冊以上と回答した学校の割合（※ⅳ）	53.6％	100％

※ⅲ　全国学力・学習状況調査　児童生徒質問紙より。

※ⅳ　三重県教育ビジョンアンケートより　子ども読書の日を踏まえた計画的な取組が進められているかどうかについて着目し、５月の調査を行っています。

【学校図書館における興味を引き出すための本の特設コーナー】

施策９　体力の向上と部活動の適切かつ効果的な運営

＜前期基本計画における施策の成果と現状と課題＞

ア　近年、子どもたちは体を動かすことが少なくなっていることや、新型コロナウイルス感染症対策を進める中での運動不足の長期化による影響が懸念されています。このような中、日常生活に遊びや運動を取り入れ、基礎体力を高めるとともに、自ら運動をする意欲を培うことで、生涯にわたり運動に親しむ態度の育成が求められています。

イ　全国体力・運動能力、運動習慣等調査（小５・中２対象）をすべての学校で実施するとともに、調査結果をもとに、運動能力を高める取組について発信してきました。令和３年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果において、小学生は８種目中、男子が３種目、女子が４種目で全国平均を上回った一方、中学生は９種目中、男子が８種目、女子が７種目で全国平均を上回りました。これらのことから、小学校段階での体育の授業や体力向上の取組の改善が必要です。

ウ　部活動は、スポーツ・文化活動を通して、その活動の楽しさや喜び等を味わうことで、生涯につながる興味関心を得るとともに、異なった学年の集団が目標をもって取り組む中で、自主性、協調性、責任感、連帯感等の育成をめざしています。

エ　「津市立中学校部活動指針」（※１）に基づいて、平日及び休日に休養日を設定し、生徒の実態や健康に配慮するなど、適切かつ効果的な運営に努めてきました。また、将来の子どもたちのための持続可能なスポーツ環境の構築に向けた取組の推進が社会全体に示されているとともに、令和４年６月に「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言（※２)」が出されたことから、今後の部活動の方向性や教職員の負担軽減の在り方などについて、国や県の動向を踏まえて取組を進めていく必要があります。

＜前期基本計画の施策達成目標の実績＞

取組内容	前期基本計画		H30	R1	R2	R3	R4
	現状 H29	目標 R４					
体力テストの総合評価が「Ａ」･「Ｂ」･「Ｃ」の子どもたちの割合	74.4%	76.0%	78.6%	74.6%	新型コロナウイルス感染症対策により中止	73.4%	70.7%

※1　津市立中学校部活動指針　部活動における「意義」「位置付け」「運営」「活動基準」「指導」「外部指導者の活用」「保護者への配慮」の７項目について記されており、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（スポーツ庁）及び「三重県部活動ガイドライン」（三重県教育委員会）を踏まえ、令和元年９月に改定した。

※２　運動部活動の地域移行に関する検討会議提言　少子化の中、将来にわたり我が国の子どもたちがスポーツに継続して親しむことができる機会の確保に向けて令和４年６月６日に有識者により取りまとめられた提言。

基本目標１	夢や希望を持ち続け、生き抜いていく力を育む人づくり

＜主な取組＞

①　体育の授業の改善

・生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を身に付けるとともに、「する、みる、支える、知る」などのスポーツとの多様な関わり方ができる子どもの育成をめざします。

・子どもたちが体育の授業を通して運動の楽しさや喜びを味わい、自ら進んで運動する習慣を身に付けるとともに、発達段階に応じた体力や技能が養われるよう、研修会や授業研究会を行い、授業の工夫や改善による魅力ある授業づくりを進めます。

・感染症対策による活動制限・運動不足の長期化によるストレスの蓄積や体調不良等を改善するため、運動やスポーツをすることの大切さを伝えるとともに、運動の楽しさを実感し、工夫しながら運動をする習慣の定着に務めます。

②　全国体力・運動能力、運動習慣等調査を活用した体力向上の取組

・子どもたちの体力を経年で分析し、取組の改善を図るために、すべての学校において、全学年で調査を進めます。

・毎年の調査結果を受け、「津市体力向上推進委員会」を開催し、大学等と連携しながら子どもたちの体力及び運動能力に関する課題を見出し、幼稚園から中学校まで発達段階に応じた体力向上に向けての効果的な運動例を提案します。

③　津市中学校部活動指針に基づいた適切な部活動運営

・「津市立中学校部活動指針」に則り、生徒の健全な心身を養うため、部活動の意義と在り方を踏まえた平日と休日における休養日の設定など、部活動が適切かつ効果的に運営されるよう努めます。

・部活動が、生徒の主体性を尊重し、適切な運営と効果的な指導のもとに行われるよう、顧問等の学びの場としての研修会への積極的な参加を促します。

④　部活動における地域人材の活用及び地域スポーツとの連携

・的確な技術指導を求める生徒の希望や、顧問の技術指導をカバーするため、専門性を有する外部指導者や部活動指導員の活用を継続して進めます。

・将来的なスポーツ環境の構築に向けて、国や県等の動向を踏まえつつ、社会スポーツ団体や総合型地域スポーツクラブ等との連携や新たな活動形態などについて検討し取組を進めます。

基本目標１	夢や希望を持ち続け、生き抜いていく力を育む人づくり

＜目標指標＞

指標の内容	現状 （令和４年度）	目標 （令和９年度）
体力テストの総合評価が「A」・「B」・「C」の児童生徒の割合（※ⅰ）	70.7%	80.0%
「運動やスポーツをすることは好きですか」の質問に対して、肯定的な回答をしている児童生徒の割合（※ⅱ）	87.6%	90.0%

※ⅰ　全国体力・運動能力、運動習慣等調査における総合評価は８種目の合計点が高い「A」から合計点が低い「E」までの５段階に判定される。（小学校５年生男女及び中学２年生男女の平均値）　全８種目（握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、２０mシャトルラン（なお、中学校は２０mシャトルラン又は持久走（男子１５００m、女子１０００m）のどちらかを選択）、５０m走、立ち幅とび、ソフトボール投げ（なお、中学校はハンドボール投げ））。

※ⅱ　全国体力・運動能力、運動習慣等調査児童生徒質問紙により「好き」「やや好き」と肯定的に回答した割合。

【小学校体育の授業（体ほぐしの運動）の様子】

施策 10　外国につながる子どもの教育の充実

＜前期基本計画における施策の成果と現状と課題＞

ア　津市では、外国につながる子ども（※１）が増加傾向にあり、国籍や言語も多様化・多言語化して、市内の多くの学校に在籍しています。

イ　平成３１年４月１日には、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が施行され、今後も外国につながる子どもが増加することが予想されます。また、令和元年６月に施行された「日本語教育の推進に関する法律」を踏まえ、地域の状況に応じた日本語教育推進施策を実施する方針が示されました。

ウ　入国間もない子どもたちが、初期日本語教室「きずな」「移動きずな」において学校生活への適応指導や初期の日本語指導を受けることによって、早く学校生活に適応できるようになっています。外国につながる子どもが津市内のいずれの学校に転入する場合であっても十分な支援が受けられるよう、「きずな」「移動きずな」の取組及び保護者への支援等に係る体制を、より一層整えていく必要があります。

エ　外国につながる子どもの学力や進路を保障するためには、効率的・効果的な初期日本語指導と合わせて、ＩＣＴ機器を有効に活用しながら日本語指導と教科指導の統合が図れるような授業づくりを行い、進学先の学校においても学び続けることができる力をつける必要があります。

オ　外国につながる保護者の就労状況等によって、子どもの生活への影響が生じています。保護者との連携を緊密に図るため、学校の教職員だけでなく、市民ボランティア等からの支援をさらに拡充していく必要があります。

カ　外国につながる子どもの保護者は、日本の学校生活や進学・就職に関する理解が十分でない場合があり、日本語でのコミュニケーションが難しい保護者に対し、学校生活や進路等に係る情報を正確に届ける必要があります。就学ガイダンスや高校進学ガイダンスを実施することで、外国につながる保護者の不安を軽減し、子どもたちの学ぶ機会や進路を保障することにつながっています。

※1　外国につながる子ども　外国籍の子どもや日本国籍を持っていても外国にルーツをもつ子どもを含めた言い方。

基本目標１	夢や希望を持ち続け、生き抜いていく力を育む人づくり

＜前期基本計画の施策達成目標の実績＞

取組内容	前期基本計画		H30	R1	R２	R3	R4
	現状 H29	目標 R4					
進学を希望している外国人生徒のうち、高等学校等に進学した生徒の割合	94.2%	100％	89.4%	93.0%	98.4%	96.5%	98.0%

（令和４年度は、令和５年２月２８日時点の数値を基にした見込み）

＜主な取組＞

①　受入体制の整備及び充実

・学校の受け入れ態勢の充実を図っていくために、管理職及び日本語教育担当者を中心にした全教職員での取組を推進します。

・日本に来て間もない外国につながる子どもの学校生活への適応指導や保護者対応の一層の充実を図るため、外国人児童生徒通訳等巡回担当員や母語支援協力員を学校に派遣します。

・初期日本語教室「きずな」、「きずな」に通室することができない児童生徒に対して在籍校で「きずな」同様の初期日本語指導を行う「移動きずな」の充実を図るとともに、就学前日本語教室「つむぎ」の取組を拡充します。

②　日本語で学ぶ力の育成

・外国につながる子どもにもわかりやすい授業づくりを推進するため、ＪＳＬカリキュラム（※２）の考え方を基にした事例の普及や研修を実施し、学校において効果的な指導が進められるように支援します。

・外国につながる子どもが学校で見せる様々な姿や生活背景を、子どもに関わる教職員等で共有し、日本語能力を客観的に把握することで今後の指導や支援について話し合う「日本語能力判定会議」の実施を支援します。

・外国につながる子どもが、初期日本語指導で個別に学ぶことに加え、集団の中で共に学ぶことができる力をつけるために、ＩＣＴ機器等を有効に活用した授業の中での工夫を研究し、その成果を市内各校へ広げていきます。

※2　JSL カリキュラム　JSL は Japanese as a Second Language の 略。日常的な会話はある程度できるものの、学習活動への参加が難しい外国につながる児童生徒に対して、学習活動に日本語で参加する力を育成するため、日本語指導と教科指導とを統合的に行う指導方法。

③　就学や進路選択に係る支援

・外国につながる子どもの就学状況について、関係各課と情報共有し、家庭訪問等を通して保護者の理解を図りながら、外国につながる子どもの学ぶ機会が保障されるよう、取組を進めます。

・日本語指導が必要な外国につながる子どもや保護者が、日本の学校の制度についての理解を深め、学校での学習や日本語の習得に、夢や目標をもって安心して意欲的に取り組むことができるよう、就学ガイダンスや転入学ガイダンス、高校進学ガイダンス及び大学見学ツアーを通じて、より一層の情報提供を進めます。

④　市民や関係機関と協働した取組

・関係機関と協働して、日本語指導ボランティアの養成と指導技術の向上を図ります。

・外国につながる子どもの多言語化に対応するため、市民に通訳や翻訳のボランティアを呼びかけ、より一層充実した支援ができるよう取組を進めます。

・生活支援や子育て支援等について、関係各課や関係機関、市民活動団体等とのネットワークをより一層強化していきます。

＜目標指標＞

指標の内容	現状 （令和４年度）	目標 （令和９年度）
進学を希望する外国人生徒のうち、高等学校等に進学した生徒の割合	98.0％	100％

（令和４年度は、令和５年２月２８日時点の数値を基にした見込み）

【初期日本語教室「きずな」の様子】

【就学前日本語教室「つむぎ」の様子】

施策 11　健康教育・食育の推進

＜前期基本計画における施策の成果と現状と課題＞

ア　社会環境の変化や家庭におけるライフスタイルの多様化により、食事、運動、睡眠等の基本的な生活習慣の確立が難しくなっています。このことから、健康的な生活習慣等の指導について、家庭との連携のもと、学校教育活動全体で取り組む必要があります。

イ　望ましい栄養の摂取には、歯と口の健康づくりが重要です。このことから、子どもたちが生涯にわたって健康な生活を送るための基礎となる、歯と口の健康づくりの一層の充実を図ることが必要です。

ウ　情報社会の進展により、薬物等の情報の入手が容易になる中で、子どもたちが正しい情報を選択し、適切に行動できるよう指導していくことが必要です。

エ　望まない妊娠や性感染症、性被害等を予防するとともに、自らの性の課題や家族の大切さ、将来の生き方について主体的に考え行動できる力を育む必要があります。このような中、すべての中学校・義務教育学校後期課程で、専門家を招いて思春期ライフプランの授業を実施し、性に関する正しい知識や命の大切さについて学ぶとともに、性について主体的に考え行動する力の育成を図っています。

オ　アレルギー疾患や心の健康に課題を抱える子どもの増加等、多様化する健康課題への対応や、感染症等への対策が求められています。このような中、「津市学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」を活用し、すべての学校・園に食物アレルギー対応委員会（※１）を設置したり、「（津市版）学校における熱中症対策ガイドライン」を作成したりするなど、健康課題への対応を推進しています。

カ　身近な病気であるがんについての正しい理解やがん患者に対する正しい認識を深める教育を進めていくことが必要です。

キ　健全な食生活を送ることは、子どもたちの健康の維持だけでなく、学力や体力とも相関関係があると指摘されている中、不規則な食事や朝食の欠食等、子どもたちの食生活には様々な状況が見られます。

ク　地域の自然や文化、産業等に関する理解を深めるとともに、地産地消の意識を醸成するため、学校給食を活用した食育の推進が求められています。

【美杉小　地元の食材を使った給食】

※１　食物アレルギー対応委員会　各校・園における食物アレルギー対応を行うために、校長・園長が委員長となり、事故を未然に防ぐための基本的方針、各教職員の役割分担、緊急時の対応等を決定する組織。

基本目標１	夢や希望を持ち続け、生き抜いていく力を育む人づくり

＜前期基本計画の施策達成目標の実績＞

取組内容	前期基本計画		H30	R１	R２	R３	R４
	現状 H29	目標 R４					
朝食を毎日食べている子どもたちの割合	小学生 87.2% 中学生 83.8%	小学生 91.0% 中学生 88.0%	小学生 84.2% 中学生 79.9%	小学生 86.2% 中学生 82.9%	小学生 82.6% 中学生 78.7%	小学生 84.1% 中学生 78.8%	小学生 84.7% 中学生 79.9%
食物アレルギー対応委員会等を設置している学校の割合	小学校 58.0% 中学校 48.0%	小学校 100% 中学校 100%	小学校 80.0% 中学校 57.0%	小学校 100% 中学校 100%	小学校 100% 中学校 100%	小学校 100% 中学校 100%	小学校 100% 中学校 100%

＜主な取組＞

①　健康教育の推進

・子どもたちが心身の健康に関する理解を深め、健康課題に適切に対応し解決できるよう、各教科や特別活動等、学校教育活動全体で健康教育をより一層進めます。

②　歯と口の健康づくりの推進

・子どもたちのむし歯や歯肉炎等を予防し、歯と口の健康づくりを一層推進するため、学校歯科医や関係機関と連携し、正しい歯みがきや歯の健康に適した生活習慣づくり等、子どもたちの実態に応じた指導の充実を図ります。

③　社会的課題への対応

・基本的な生活習慣の確立やアレルギー疾患、感染症の予防、心の健康等の課題に適切に対応し解決するため、各校で組織する学校保健委員会等を活用し、学校・家庭・地域が連携して子どもたちの健康づくりを推進します。

・飲酒、喫煙、薬物乱用と健康の関わりについて、学校薬剤師や警察等の関係機関と連携して防止教室等を実施するなど、子どもたちが自他の健康について考える教育を推進します。

・子どもたちががんについて学び、正しく理解し、自他の健康と命の大切さについて考えることができるよう、医療機関等と連携したがん教育の充実を図ります。

・子どもたちが命の大切さや性に関する正しい知識を身に付け、自らの性や将来の生き方について主体的に考え行動できるよう、保健体育等の教科や特別活動等において性に関する指導を行うとともに、産婦人科医や助産師等と連携した授業を実施します。

【外部講師によるがん教育の様子】

④　食育の推進

・第４次三重県食育推進計画をもとに、子どもたちが、栄養や食事のとり方、食料の大切さについて、正しい知識に基づいて自ら判断し、実践していける能力等を身に付けることができるよう、各学校で作成した食育の計画に基づき、教育活動全体で計画的・継続的に食育に取り組みます。

⑤　学校給食の充実

・地場産物を活用するなど献立内容を充実させ、学校給食を「生きた教材」として活用することにより、地域の食文化やバランスの良い食事の取り方について関心や理解を深め、学校における食に関する指導を進めます。

・安全で安心な学校給食を提供するために、衛生管理研修会等を開催し、給食関係者の資質向上及び衛生管理の徹底を図るとともに、異物混入や食物アレルギー対応におけるヒヤリハット事例を情報共有するなど、事故の未然防止に取り組みます。

＜目標指標＞

指標の内容	現状 （令和４年度）	目標 （令和９年度）
「朝食を毎日食べていますか」の質問に対して、「食べている」と回答している児童生徒の割合（※ｉ）	小学生　84.7％ 中学生　79.9％	小学生　91.0％ 中学生　88.0％
食物アレルギー対応委員会を設置し、組織的に事故防止に取り組んでいる学校・園の割合（※ⅱ）	―	100％

※ｉ　全国学力・学習状況調査　児童生徒質問紙より。

※ⅱ　三重県教育委員会事務局保健体育課による「学校におけるアレルギー対応に関する実態調査」にあわせ津市独自項目として調査。

【栄養教諭による食育の様子】

【食育に関する掲示】

施策 12　教職員の資質向上をめざした研修の充実

＜前期基本計画における施策の成果と現状と課題＞

ア　いじめ・不登校等の生徒指導上の課題、特別な支援を必要とする児童生徒や外国につながる児童生徒への対応、津市ＧＩＧＡスクール構想の推進等、教職員には多様化・複雑化する教育課題に組織的に対応するための専門性が求められています。

イ　変化の激しい時代を生き抜くために必要な力を育成するためには、教師自身が学び続ける意欲や探求心を持ち、授業を工夫・改善していく必要があります。

ウ　指導主事が校内研修等に定期的に訪問し、各校の状況を適切に把握することで、学校の状況に応じた指導・助言を行い、授業公開や校内研修の充実を図ってきました。今後も、学力向上に向けて学校が組織的に研修に取り組み、教職員は、「何を学ぶか」だけでなく、「どのように学ぶか」も重視するとともに、学ぶことと自分の人生や社会とのつながりを実感できるよう授業改善に取り組むことで、授業力を高めていく必要があります。

エ　三重大学教育学部と連携し、学力向上のための事業、防災アドバイザー事業、津市ＧＩＧＡスクール構想の実現に向けた取組、特別支援教育の推進に係る取組を進めてきました。引き続き、新たな課題に対応した研修内容や、専門性の高い研修を行うために、高等教育機関等と連携し、校内外の研修を充実させる必要があります。

オ　教職員のコンプライアンス（※１）意識の向上については、職員会議や研修会だけでなく、ことあるごとに注意喚起等の取組を続けていますが、依然として不祥事が発生しています。教育への信頼回復・維持のため、引き続き取組を推進する必要があります。

【校内研修会の様子】

※1　**コンプライアンス**　狭義には、法令遵守を意味するが、広義には社会規範やマナーまで含めて遵守すること。

基本目標１	夢や希望を持ち続け、生き抜いていく力を育む人づくり

＜前期基本計画の施策達成目標の実績＞

取組内容	前期基本計画		H30	R1	R2	R3	R4
	現状 H29	目標 R４					
授業で主体的・協働的に学習に取り組んでいると感じる子どもたちの割合（※ⅰ）	小学生 72.2% 中学生 73.5%	小学生 82.0% 中学生 84.0%	小学生 【主体的】 70.7% 【対話的】 75.1% 中学生 【主体的】 73.5% 【対話的】 76.0%	小学生 【主体的】 78.0% 【対話的】 75.0% 中学生 【主体的】 76.9% 【対話的】 71.1%	小学生 【主体的】 73.0% 【対話的】 79.4% 中学生 【主体的】 71.2% 【対話的】 78.4%	小学生 【主体的】 75.4% 【対話的】 76.1% 中学生 【主体的】 80.1% 【対話的】 77.5%	小学生 【主体的】 75.7% 【対話的】 78.5% 中学生 【主体的】 82.5% 【対話的】 77.8%
教職員一人当たりの研修講座への参加回数（※ⅱ）	１人 当たり 1.1 回	１人 当たり 2.0 回	１人 当たり 1.1 回	１人 当たり 1.1 回	―	１人 当たり 0.8 回	１人 当たり 0.9 回

※ⅰ　平成３０年度から全国学力・学習状況調査の質問項目が変更になったため、三重県教育ビジョンに合わせ、「主体的・対話的」という項目から算出。

※ⅱ　令和２年度は、多くの研修をオンラインで実施しており、１台のＰＣで同時視聴した教員や、後日保存動画を視聴した教員がいるため、実際に視聴した人数については集計していません。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、令和３年度はオンデマンド型講座も開設しましたが、その回数は含まれていません。

＜主な取組＞

①　校内研修の充実

・校長のリーダーシップのもと研修組織の充実を図り、各校における課題を明らかにした上で、授業研究を中心とした校内研修を行い、今日的課題に対応できる指導力の向上を図るため、指導主事や外部講師を積極的に派遣します。

・子どもたちが、わかること、できることを実感できるよう、教職員が指導方法の研究や授業改善を行い、積極的に授業を公開するとともに、研究の成果を共有し、日々の教育活動に生かすことができる体制を整えます。

・授業研究を中心とした校内研修を組織的・計画的に進めることで、ミドルリーダーを育成します。

② 教職員研修講座の充実

・時代や社会の変化で多様化する今日的な教育課題や本市の課題に対応した教育を実践するため、教科指導、情報教育、生徒指導、特別支援教育、人権教育、危機管理能力等において内容の精選に配慮しながら、ライフステージや職種に応じた研修会を実施します。

・学習指導要領に示された「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」を子どもたちに育むため、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善につながる研修会を実施します。

・子どもや保護者、地域からの教職員に対する信頼をより一層高めるために、児童生徒理解に関する研修会を実施します。

③ 高等教育機関等との連携

・外部講師を招き、新たな指導内容や指導方法を導入する等、専門性の高い、多様な学びを実現します。

・三重大学や企業等と連携した研修会や教育支援を充実させます。

④ 不祥事及びコンプライアンス意識の確立に向けた取組

・三重県教育委員会が策定した「教職員向けコンプライアンスハンドブック」（令和３年９月）等を活用し、職員会議や研修会で不祥事根絶に向けて取り組みます。

・管理職との面談等、あらゆる機会を通じて、教育公務員としての意識の醸成を図ります。

・コンプライアンス・ミーティング等を活用して、不祥事根絶に向かうことのできる教職員集団をめざします。

【ALTによる英語授業改善研修の様子】

【自立活動の授業実践研修における
グループ討議】

基本目標１	夢や希望を持ち続け、生き抜いていく力を育む人づくり

＜目標指標＞

指標の内容	現状 （令和４年度）	目標 （令和９年度）
【主体的】 「授業で課題解決に向けて、自分から取り組んでいますか」の質問に対して、肯定的な回答をしている児童生徒の割合 【対話的】 「学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていますか」の質問に対して、肯定的な回答をしている児童生徒の割合（※ⅲ）	小学生 【主体的】75.7% 【対話的】78.5% 中学生 【主体的】82.5% 【対話的】77.8%	小学生 【主体的】81.0% 【対話的】84.0% 中学生 【主体的】88.0% 【対話的】83.0%
教職員の津市教職員研修講座への満足度（※ⅳ）	98.7%	100%
コンプライアンスについて、教職員で話し合う機会を持った学校の割合	―	小学校 100% 中学校 100%

（※ⅳ　令和４年度は、令和５年２月２８日時点の数値を基にした見込み）

※ⅲ　全国学力・学習状況調査　児童・生徒質問紙により、「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と肯定的に回答した割合。

※ⅳ　津市教職員研修講座（津市教育研究所主催による教職員が参加する授業改善研修等の講座）において、「満足」「どちらかというと満足」と回答した教職員の割合。

施策 13　学校における働き方改革の推進

＜前期基本計画における施策の成果と現状と課題＞

ア　これまでの業務に加え、社会の変化に伴う生徒指導上の課題や特別な支援を必要とする児童生徒、日本語指導が必要な外国につながる児童生徒の増加など、学校が抱える課題が複雑化・多様化し、教職員の長時間勤務にもつながっています。

イ　本市においては統合型校務支援システム（※１）（平成２９年）を導入し、業務の効率化・簡素化を進め、教員一人当たりの子どもと向き合う新たな時間として年間数十時間を生み出してきました。また、「津市立学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」（令和２年策定）をもとに定時退校日の設定や、部活動指針の遵守による時間外労働時間の削減に取り組んできました。

ウ　取組は徐々に浸透している状況ですが、一方で業務の多忙化や困難化が増し、心身にストレスを感じている教職員もいることから、これまで以上に、ストレスチェック等を活用したメンタルヘルスケアを進める必要があります。

エ　スクールカウンセラー（※２）等の専門家や部活動指導員等の外部人材の活用は、業務の適正な分担になり、教員が児童生徒と向き合う時間の確保につながることから、より一層の効果的な活用が必要です。

オ　適切な指導を行うためには、教職員自らが心身ともに健全である必要があり、働き方改革による、良好なワークライフバランスの構築が求められます。

＜前期基本計画の施策達成目標の実績＞

取組内容	前期基本計画		H30	R1	R2	R3	R4
	現状 H29	目標 R4					
業務の効率化により創出された教員一人当たりの子どもと向き合う新たな時間	一人当たり 10 時間/年	一人当たり 50 時間/年	一人当たり 21 時間/年	一人当たり 38.2 時間/年	一人当たり 37.5 時間/年	一人当たり 63.3 時間/年	一人当たり 65 時間/年

（令和４年度は、令和５年２月２８日時点の数値を基にした見込み）

※1　統合型校務支援システム　成績処理、時間管理、時数等の教務系と健康診断表、保健室管理等の学籍系、学校事務系など統合して機能を有しているシステムのこと。

※２　スクールカウンセラー　児童生徒や保護者、教職員のこころの悩み等の相談業務に従事する専門職。

基本目標１	夢や希望を持ち続け、生き抜いていく力を育む人づくり

＜主な取組＞

①　業務の効率化・簡素化

・平成２９年１０月に市内小中学校・義務教育学校へ統一した統合型校務支援システムを導入しており、指導要録、調査書等の公簿作成を電子化し、公簿間の電子データをシステムにより正確に連携させることで、作業の効率化を図り、新たな時間の確保に努めてきたところです。この取組については、全校での活用が進んでいる状況ですが、今後は、同システムのより一層効果的な活用が行われていくよう、取組を進めていきます。

②　増加する諸課題に対する専門家や外部人材等の活用

・平成３０年度から教員支援員を配置し、教員が行っているプリント印刷や資料作成、実習や実験の準備片付けなど授業準備等に関する業務や、学年会計・給食会計等の学校徴収金に関する業務、学校行事等の準備・運営や調査・統計等に係る事務及び教育委員会等からの通知文書の整理等の庶務的な業務を支援します。

・令和３年度から全校配置となったスクール・サポート・スタッフを活用し、教材の作成補助や配布物の整理、統計の集計業務など、教職員の業務を補助することにより、時間外労働時間の削減に取り組みます。

・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー（※３）など、専門的な知識や経験を有するスタッフの助言等を有効に活用し、学校だけでは解決の難しい諸課題の解決に取り組みます。

・部活動指導員を活用し、時間外労働時間の削減を図るとともに、専門的な技術的指導に負担を感じている教員を助け、生徒に対してもより専門的な指導を施していきます。

③　教職員の健康管理に係る取組の充実

・学校、教育委員会が一体となり、教職員の業務の見直しについて議論を深めるとともに、学校の方針を定めて全体で取り組みます。また、教職員が健康に働けるよう、安全衛生委員会での議論をもとに、各校において労働環境の整備を図るとともに、健康診断及び事後指導、ストレスチェック等を活用して疾病予防対策を進めます。

④　時間外労働時間削減に向けた取組

・各教職員に配布されているパソコン等を活用し、出退勤管理の客観的な把握に努めます。

・時間外労働時間の上限（月４５時間、年３６０時間）の遵守を前提として、業務の削減や、簡素化・効率化に取り組みます。

・各校の現状に応じて、会議の短縮化や効率化、定時退校日の設定、部活動における適切な休養日の設定を行い、時間外労働時間の削減に取り組みます。

・津市ＰＴＡ連合会との連名文書等を活用し、学校の働き方改革に対して、保護者、地域の理解が深まるよう取組を進めます。

※３　スクールソーシャルワーカー　児童生徒が学校や日常生活で直面する苦しみや悩みについて、児童生徒の社会環境を構成する家族や地域等に働きかけ、福祉的なアプローチによって、課題解決に向けて支援する専門職。

＜目標指標＞

指標の内容	現状 （令和４年度）	目標 （令和９年度）
６０分以内に終了した会議の割合 （※ｉ）	小学校　50.0％ 中学校　45.0％	小学校　65.0％ 中学校　55.0％

（令和４年度は、令和５年２月２８日時点の数値を基にした見込み）

※ｉ　学校における働き方改革の推進に関する調査より。職員会議、多くの教職員が参加する会議が対象。

【スクール・サポート・スタッフによる消毒作業の様子】

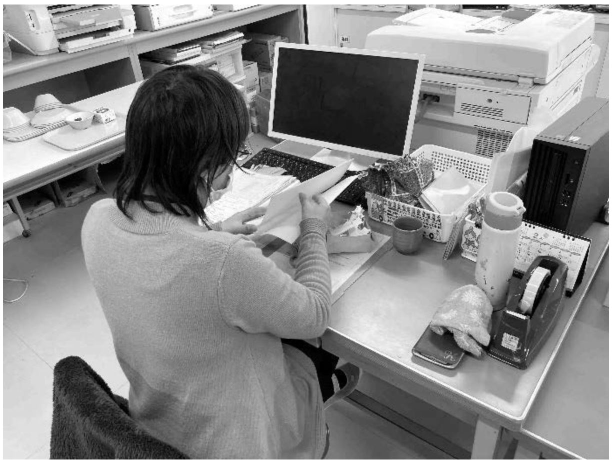

【教員支援員による事務作業補助の様子】

基本施策３　安全安心な教育環境の推進

施策１　いじめや暴力のない学校づくり

＜前期基本計画における施策の成果と現状と課題＞

ア　いじめは、ほんの些細なことから予期せぬ方向に推移し、重大な事態に至ることがあるため、平成２５年にいじめ防止推進法で示されたいじめの定義に基づき、各校において積極的な認知を進めており、いじめの認知件数は、増加傾向にあります。そのため今後も「津市いじめ防止基本方針」及び各校の「いじめ防止基本方針」に基づき、組織的に未然防止、早期発見、適切な対応等、いじめ防止の取組を進めていく必要があります。

イ　本市においては、各学期に１回以上のいじめアンケート実施、教育相談の充実等いじめの積極的な認知への取組を進めています。また、児童会・生徒会が主体となったいじめ撲滅に向けた取組や三重弁護士会と連携した未然防止への取組等、より実効性のある取組を関係機関との連携のもと取り組んでいます。今後も、子どもたちが安心して過ごせる学校づくりの取組についてさらに充実していく必要があります。

ウ　暴力行為については、その背景に、自分の考えや気持ちをうまく伝えられず感情をコントロールできない等の個人的背景に加え、家庭的な生活背景等多様な背景に起因しています。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策における制限された生活の中でのストレスによる原因も考えられます。そのため、児童生徒の日常の様子や言動から、わずかな変化等の兆候を察知し、児童生徒理解に基づき、未然防止、早期発見・早期対応、課題解決の３つの観点から取り組む必要があります。

エ　スマートフォン等の急激な普及やＳＮＳ等でのトラブルやいじめ事案が増加していることから、ＧＩＧＡスクール構想の手引きに基づき、子どもたちのインターネットの適切な利用に関する知識や情報モラルを高めていく取組を家庭と連携しながら取り組む必要があります。

オ　学校だけでは解決が困難な事案が増加しているため、家庭や地域、関係機関と連携した取組を進め、協働した取組をさらに推進していく必要があります。

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

基本目標１	夢や希望を持ち続け、生き抜いていく力を育む人づくり

＜前期基本計画の施策達成目標の実績＞

取組内容	前期基本計画		H30	R1	R２	R3	R４
	現状 H29	目標 R4					
児童生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童生徒同士の人間関係や仲間づくりを促進したりしている学校の割合	82.0%	100%	75.7%	100%	100%	100%	100%

（令和４年度は、令和５年２月２８日時点の数値を基にした見込み）

＜主な取組＞

①　いじめや暴力を生まない未然防止及び早期発見・早期対応の取組

・道徳科や学級活動の時間をはじめ、学校の教育活動全体を通じて、相手の気持ちを考え、相手を思いやる心や個性を尊重する態度等を育成し、一人一人の子どもたちが安心して過ごせる集団づくりに取り組みます。

・児童生徒が主体的に活動する児童会や生徒会等の活動において、いじめやＳＮＳでのトラブル等の課題解決に向けた取組や、仲間と協力していじめのない学校づくりに向けたリーダー研修会を充実させる等の取組を進めます。

・各校において、発達段階に応じたＳＮＳ等の正しい使い方に関する授業等を行うとともに、保護者向けの講演会や研修会を実施するなど、保護者への啓発等の取組を推進します。

・「津市いじめ防止基本方針」及び各校の「いじめ防止基本方針」に基づき、学校全体で組織的に取り組み、津市いじめアンケート調査用紙等を活用した調査を学期に１回以上実施するなど、いじめの早期発見及び適切な対応につなげます。

②　教育相談・支援体制の充実

・学校、家庭、地域が相互に協力しながら適切な対応に努めるとともに、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、関係機関と連携した学校内外のネットワークを構築し、チームで支援に取り組みます。また、三重県弁護士会等の関係機関と連携し、教職員向け研修会や児童生徒向け授業を実施するなど、いじめの未然防止に向けた取組を進めます。

基本目標１	夢や希望を持ち続け、生き抜いていく力を育む人づくり

＜目標指標＞

指標の内容	現状 （令和４年度）	目標 （令和９年度）
当該年度の４月から１２月に認知したいじめの内、年度内に解消したものの割合（※ｉ）	92.0％	100％

（令和４年度は、令和５年２月２８日時点の数値を基にした見込み）

※ｉ　いじめの解消要件とは、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」において、いじめ認知後、少なくとも３か月経過したものと示されているため、１月から３月に認知したいじめは除く。（１月から３月に認知したいじめについては、次年度以降も継続して取組を行うものとする。）

【生徒が主体となって行う学年集会の様子】

【児童会活動による標語の取組の様子】

【三重弁護士会弁護士によるいじめ防止授業の様子】

施策２　不登校児童生徒への支援

＜前期基本計画における施策の成果と現状と課題＞

ア　不登校児童生徒等の学習機会を確保するために、平成２８年１２月に「教育機会確保法」（※１）が制定されました。この法の趣旨をふまえ、不登校児童生徒への支援は「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援を行うことにより、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することをめざす必要があります。

イ　不登校児童生徒は年々増加傾向にあり、不登校の要因・背景はより複雑化・多様化しており、子どもたちが安心して学ぶことができる心地よい学校づくりや魅力ある学校・学級づくりを進めるとともに、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的な自立に向けて取り組むことが大切です。

ウ　教育支援センターを核とした不登校支援事業として、専門的な人材を配置して、児童生徒が安心して通所や相談できる体制を整備してきました。今後も引き続き、児童生徒の社会的自立をめざして支援する教育支援センター等の機能強化を促進する必要があります。

エ　児童生徒一人一人のニーズに応じた対応につながるよう、医療等の関係機関と連携した取組を進めてきました。今後も、不登校児童生徒の状況等について、学校は継続的に把握し、教育支援センターやフリースクール（※２）等の関係機関と連携した支援を行う必要があります。

オ　不登校児童生徒に寄り添い、共感的理解と受容に基づく支援ができるよう教職員の資質向上を図る必要があります。

＜主な取組＞

①　不登校児童生徒への支援

・子どもたちが安心して学べる学校・学級づくりに努め、不登校児童生徒がいつでも登校できるよう安心した環境を整えるとともに、タブレット端末等のＩＣＴを活用し教室外でも学習できる取組を進めるなど、個々の状況に応じた支援を行います。

・不登校児童生徒の学校外での学びについては、子どもの意思を尊重するとともに、個々の子どもや家庭の状況に応じて教育支援センターやフリースクール等の関係機関と連携して、社会的自立に向けて支援します。

・教育支援センターにおいて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、通所している子どもたちへの支援に加え、自宅等にいて、支援を必要とする子どもたちに対しても訪問型の支援を実施するなど、不登校児童生徒を支援します。

※１　**教育機会確保法**　平成２８年１２月１４日に公布された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」。

※２　**フリースクール**　不登校の児童生徒に、学習活動や教育相談、体験活動などを行っている民間の施設。

②　教育相談・支援体制の充実

・月に５日以上、不登校傾向と思われる欠席があった場合には、学校は教育支援センターに報告するとともに、その報告により教育支援センター指導員は専門的な教育相談の実施や学校に対する適切な指導助言を行います。

・子どもたちが抱える悩みの早期発見や、その後の適切な支援につなげるため、児童生徒・保護者及び教職員への教育相談体制を充実します。

・不登校児童生徒や保護者へ適切な支援を進められるよう、教育支援センター指導員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、指導主事等で構成された「不登校支援チーム会議」を定期的に開催し支援体制の強化を図ります。

・家庭的な背景により不登校となっている事案に対して、スクールソーシャルワーカーが福祉等の関係機関との連携を図ります。

・教育機会確保法及び基本指針の学校現場への周知・浸透を図るとともに、教職員のカウンセリングマインドの向上や個々の子どもに応じた学習機会と支援の在り方について学ぶための研修会を実施します。

＜目標指標＞

指標の内容	現状 （令和４年度）	目標 （令和９年度）
不登校児童生徒が、学校内外の機関等での相談・指導等を受けた割合（※ｉ）	小学生　61.9% 中学生　44.1%	小学生　89.1% 中学生　88.1%

（令和４年度は、令和５年２月２８日時点の数値を基にした見込み）

※ｉ　児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の学校内外の機関等による。

（学校外：教育支援センター（適応指導教室）、教育委員会及び教育センター等教育委員会所管の機関、児童相談所・福祉事務所、保健所・精神保健福祉センター、病院・診療所、民間団体・民間施設　等）

（学校内：養護教諭による専門的な指導、スクールカウンセラー・相談員等による専門的な相談）

【教育支援センター（ふれあい教室）の建物と内部の様子】

施策３　子どもたちの安全・安心の確保

＜前期基本計画における施策の成果と現状と課題＞

ア　児童生徒の交通事故発生件数は、減少傾向で推移していますが、交通死亡事故等、憂慮すべき状況にあります。また、全国的に自転車乗車側が加害者となるケースも発生していることから、三重県においても「三重県交通安全条例」（令和３年３月２９日）において自転車保険の加入が義務化されました。このような中、すべての学校で交通安全教室を実施されるようになりましたが、各校の状況に応じて発達段階を踏まえ、歩行時はもとより自転車乗車時における交通安全教育についてもさらに充実させる必要があります。

イ　子どもたちが被害者となる不審者事案等が依然として発生している状況にあるため、関係機関と情報共有を図り、地域全体で児童生徒を見守る体制づくりを充実させ、自分の命は自分で守るための危険予測・危険回避能力を身に付けさせる取組を進める必要があります。

ウ　例年、ＰＴＡ等から通学路上における改善の要望が多数あり、対策の実施率は年々上昇していますが、子どもたちが安心して登下校できる環境を確保していくためには、今後も引き続き、警察及び道路管理者等と連携し、改善を図る必要があります。

エ　学校施設では、計画的な大規模改造工事を行い、校舎の耐久性の確保を図るなどの安全対策に取り組んできました。今後も引き続き、子どもたちが安全で安心な学校生活を送れるように、安全対策を進めていく必要があります。

オ　児童虐待は、子どもたちの健やかな成長に大きな影響を与え、発達に課題をもたらしたり、命にまで危険を及ぼしたりすることがあるため、未然防止及び早期発見・早期対応の取組を徹底させる必要があります。

＜前期基本計画の施策達成目標の実績＞

取組内容	前期基本計画		H30	R1	R２	R3	R４
	現状 H29	目標 R4					
交通安全教室を実施している学校の割合（※ｉ）	98.0%	100%	85.5%	100%	68.1%	100%	100%

（令和４年度は、令和５年２月２８日時点の数値を基にした見込み）

※ｉ　令和２年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により「交通安全教室」を実施できなかった全学校で、別途交通安全に関する教育を実施。

＜主な取組＞

①　交通安全教育・防犯教育の推進

・学校教育活動全体を通じて、児童生徒が交通事故の当事者とならないよう「自転車安全利用五則（※１）」をはじめとした自転車乗車時におけるルールやマナーの指導に取り組みます。

・津市交通教育プロバイダー（※２）や警察、自動車学校等と連携し、歩行者及び自転車利用者の視点に重点を置いた参加・体験・実践型の交通安全教室を各校・園で実施します。

・警察等と連携した「誘拐防止教室」、「非行防止教室」、「薬物乱用防止教室」等を実施し、児童生徒の被害防止意識の向上を図り、安全に正しく行動する態度を育成します。

・交通安全教育や防犯教育等に係る各種講習会等への教職員の参加を促し指導力、及び対応力の向上を図ります。

②　学校・家庭・地域における関係機関が連携した安全教育

・「登下校防犯プラン（※３）」に基づいて、各関係機関との連携のもと、通学路の合同点検の徹底及び環境の整備、改善、不審者情報等の共有等について地域社会全体で児童生徒の登下校時の安全が確保される体制づくりに取り組みます。

・「津市の学校・園交通安全強化週間」を設定し、学校・地域・津市教育委員会等が連携した見守り活動を行うことで、児童生徒の交通事故を防止するとともに犯罪の危険性から子どもを守る取組を進めます。

・交通事故や犯罪の危険性がある事案等から児童生徒を守るため、学校・家庭・地域における関係機関が連携し、それぞれの地域の実情に応じた登下校時を中心とした見守り活動等に取り組みます。

・登下校の見守り活動については、各校の実情に応じてスクールガード・リーダー（※４）の配置を進めたり、学校安全ボランティア（スクールガード）への指導・助言を行ったりするなど、学校と地域が連携した安全体制の構築を図ります。

・犯罪等の危険性がある情報を、津市教育委員会から津市メールマガジンにより携帯端末等へ配信することで、学校、保護者、学校安全ボランティア組織等が情報を迅速に共有し、児童生徒の登下校の安全確保等の支援体制を強化します。

※1　自転車安全利用五則　国の中央交通安全対策会議交通対策本部が決定している自転車の安全利用のための５つのルール。

※2　津市交通教育プロバイダー　津市交通安全対策会議の計画に基づき、又は交通安全講習の依頼に応じて、市内の保育園、幼稚園、小・中・義務教育学校、高齢者福祉施設等において、交通安全教室を実施する者。

※3　登下校防犯プラン　平成３０年５月に発生した事件を機に開催された「登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議」で取りまとめられた、社会全体で登下校時における子どもたちの防犯上の安全を確保するためのプラン。

※4　スクールガード・リーダー　地域の見守り活動を行う学校安全ボランティア（スクールガード）に専門的な指導を行うなど、中心的に活動する者。登録者は、三重県教育委員会が開催するスクールガード・リーダー育成研修に参加。

③　通学路等の安全確保

・「通学路の安全確保に関する取組の方針（津市通学路交通安全プログラム（※５））」を活用し、教育委員会、学校、警察、道路管理者等の関係機関が連携し通学路の合同点検を行うなど、地域社会全体で子どもたちの登下校時の安全確保に取り組みます。

・警察、道路管理者等と行う合同会議では、対策箇所の情報を共有し、改善要望の実現に向けて、より一層の連携を図ります。

・学校は、日頃から防災や耐震等に係る視点を大切にして情報共有を行うとともに、安全機能の強化を図ります。

④　児童虐待の防止

・学校は、児童生徒の虐待を発見しやすい立場にあることから、子どもたちのサインを適切に把握して、共有・通告するなど、安全安心の確保に努めます。

・児童相談所やこども支援課等の関係機関との連携を深めるとともに、必要に応じて警察とも協力し、子どもの保護・支援の取組を進めます。また、地域・保護者に対し、児童虐待防止やヤングケアラーについての啓発に努めます。

＜目標指標＞

指標の内容	現状 （令和４年度）	目標 （令和９年度）
スクールガード・リーダーがいる中学校区の割合	70.0%	100%

【交通安全教室の様子】

※５　**通学路交通安全プログラム**　通学路における子どもたちの交通安全を確保するため、各市町が策定する通学路の交通安全に係る基本的方針。

施策４　防災教育・防災対策の推進

＜前期基本計画における施策の成果と現状と課題＞

ア　南海トラフ地震等の大規模災害の発生が危惧される中、地震や津波、台風、局地的大雨等の自然災害に備え、引き続き自助、共助、公助の観点からより一層の防災教育を推進していく必要があります。また、災害発生時においては、子どもたちが自らの命を守ることに加えて、発達段階に応じて地域の一員として行動できる力を身に付けることが求められています。このような中、三重大学附属病院救命救急センターや消防署との連携のもと、災害や突発的な病気に対応するための知識や技術の習得を目的とした「きゅうめいノート」を作成しました。

イ　各校において作成している津波避難計画等の危機管理マニュアルを現状に合わせて見直しを行うとともに、教職員が災害時に適切に行動できるよう、学校内で共通理解を図る必要があります。

ウ　現在、すべての学校で家庭や地域と連携した防災の取組を実施していますが、各地域の実情や、学校規模、立地等が異なることから、専門家からのアドバイスをもとに、学校と家庭や地域が連携した防災教育や防災対策の取組をさらに充実させる必要があります。

エ　学校施設は避難所にも指定されており、災害時には地域の防災拠点として活用されるため、さらなる防災力の強化を図る必要があります。

＜前期基本計画の施策達成目標の実績＞

取組内容	前期基本計画		H30	R1	R２	R3	R４
	現状 H29	目標 R4					
家庭や地域と連携した防災の取組を実施している学校の割合	91.0%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

（令和４年度は、令和５年２月２８日時点の数値を基にした見込み）

＜主な取組＞

①　防災教育の充実

・防災教育については、防災に関する意識や知識の向上を図るため、座学・体験・訓練・講演等様々な方法で関係機関と連携し、効果的に取組を進めます。

・三重県教育委員会発行の「防災ノート」等の学習教材を活用するとともに、必要に応じて外部講師を活用した取組を実施するなど、保護者等との連携のもと発達段階に応じた取組を進めます。

・災害時に子どもたちが「自分の命は自分で守る」といった力を身に付け、主体的な行動がとれるよう、体験型や主体的・対話的な防災学習・防災訓練の取組を進めます。

② 防災対策の推進

・教育委員会が学校防災アドバイザーとともに各学校、幼稚園を訪問し、施設面における防災対策と避難計画や防災教育等の取組について助言・指導し、防災に対する学校・園の課題や今後の取組の方向性を明確にします。

・教育委員会や関係機関が実施する研修会等へ教職員の参加を促し、防災に関する組織的な対応力の向上とスキルアップを図ります。

・学校と家庭や地域が連携し、子どもたちが自らの安全を確保するとともに、地域の支援者として行動できるよう、防災学習や防災訓練の取組を進めます。

・「きゅうめいノート」を市内すべての小・義務教育学校へ配付するとともに、津市 e-Learning ポータルへの掲載も行い、家庭学習にも対応した取組を進めていきます。

・長寿命化改修工事（※１）等の校舎改修時に、ガラス面への飛散防止フィルムの貼り付けや、要配慮者の利用を考慮した車椅子利用者用トイレ、スロープの設置を行い、防災力の強化に努めます。

＜目標指標＞

指標の内容	現状 （令和４年度）	目標 （令和９年度）
家庭や地域（市の防災担当課や消防のみと連携した取組を除く）と連携した防災の取組を実施している学校の割合（※ｉ）	90.1％	100％

※ｉ　地域との連携については、前期には含んでいた市の防災担当課や消防のみと連携した取組については除く。家庭との連携については、引き渡し訓練等を含む。

※1　長寿命化改修工事　児童生徒が長時間使用する普通教室が含まれる棟を対象に、経年劣化した校舎の優先箇所の原状回復、あわせて性能向上を図るもの。

施策５　教育環境の向上

＜前期基本計画における施策の成果と現状と課題＞

ア　学校施設は、将来を担う児童生徒の学習・生活の場であるとともに、災害時には避難所として利用される防災拠点としても重要な施設であるため、安全・安心を確保することが必要です。多くは昭和４０年代から５０年代に建築された校舎であることから、計画的に老朽化対策を進めていくことが必要であり、平成２３年度からは、大規模改造事業に着手し、令和２年度までに９校（小学校５校、中学校４校）が完了しました。

イ　障がい等の有無に関わらず、誰もが支障なく学校生活を送ることができるよう基礎的環境整備（※１）を進めていく必要があります。

ウ　脱炭素社会の実現に資するよう学校施設においても、環境負荷の低減に配慮し、省エネルギー化を進める必要があります。

エ　前期において、全小中学校の普通教室等へのエアコン整備が完了し、また、トイレ洋式化の取組を進めてきました。施設・設備が常に健全な状態を維持できるよう、快適な学習環境とするためにも適切な維持管理を行っていく必要があります。

オ　学校給食施設の大規模改造工事に合わせた改修は予定通り終了しましたが、他にも老朽化している施設があることから、適宜維持管理等を行っていく必要があります。

＜前期基本計画の施策達成目標の実績＞

取組内容	前期基本計画		H30	R1	R2	R3	R4
	現状 H29	目標 R4					
大規模改造（小学校）（平成２４年度以降の累計）	2 校	5 校	2 校	4 校	5 校	5 校	5 校
大規模改造（中学校）（平成２４年度以降の累計）	2 校	4 校	2 校	3 校	4 校	4 校	4 校
普通教室エアコン整備（小学校）（平成２８年度以降の累計）	0 校	48 校	45 校	47 校	48 校	48 校	48 校
普通教室エアコン整備（中学校）（平成２８年度以降の累計）	17 校	19 校	17 校	18 校	19 校	19 校	19 校
普通教室エアコン整備（義務教育学校）（平成２８年度以降の累計）	1 校	1 校	1 校	1 校	1 校	1 校	1 校
学校給食施設の整備（小学校）（平成２４年度以降の累計）	6 校	8 校	6 校	8 校	8 校	8 校	8 校

※1　基礎的環境整備　障がいのある児童等に対する支援について、法令に基づき又は財政措置等により、国や地方公共団体が行う教育環境の整備のことであり、合理的配慮の基礎となるもの。

基本目標１	夢や希望を持ち続け、生き抜いていく力を育む人づくり

＜主な取組＞

①　計画的な改修工事

・国の防災・減災、国土強靭化の取組の更なる加速化・深化を図ることとするその趣旨や計画的・効率的な長寿命化を進めていくという考え方を踏まえ、第２期津市学校施設長寿命化計画に基づいた校舎の長寿命化改修工事を推進し、校舎の耐久性を高めるとともに、児童・生徒の学習環境の改善に努めます。

②　バリアフリー化の推進

・長寿命化改修工事等に併せて校舎にエレベーターの整備、車椅子利用者用トイレやスロープ設置による段差解消のバリアフリー化に取り組みます。

③　省エネルギー化の推進

・高効率なＬＥＤ照明への更新を進めるなど、学校施設の省エネルギー化の推進に努めます。

④　学校給食施設の整備

・老朽化している学校給食施設について、自校調理施設は、修繕等適宜維持管理を行っていきます。また、学校給食センターについては、今後の在り方について検討し、改修等を進めていきます。

＜目標指標＞

指標の内容	現状 （令和４年度）	目標 （令和９年度）
長寿命化改修工事 （令和３年度以降の累計）	小学校　３校 中学校　２校	小学校　５校 中学校　５校 （※令和７年度までの目標値）

※　第２期津市学校施設長寿命化計画は、令和２年度を始期として、令和１２年度までの１１年間を計画期間とし、令和２年度から令和７年度までの６か年を前期計画に位置付け、期間中に１０校程度の整備を目標にし令和３年度から工事に着手しました。

令和８年度以降の同後期計画につきましては、令和６年度までに改めて校舎の劣化状況調査等を実施したうえで、整備対象校を決定していく予定であり、このことから、「目標指標」は令和７年度までの目標値で設定しています。

施策１　地域とともにある学校・園づくり

＜前期基本計画における施策の成果と現状と課題＞

ア　子どもたちを取り巻く環境が大きく変化し、教育課題が多様化・複雑化する中、地域と学校の連携・協働を推進し、郷土を愛するとともに自他の尊厳を認め合い、社会に貢献しようとする心豊かな子どもを育成することが求められています。

イ　よりよい学校教育を通じてよりよい社会づくりをめざすという目標を持ち、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程（※１）」の実現に向けて、学校と地域が一体となって子どもたちの成長を支えていくことが必要です。

ウ　本市においては、令和３年度までにすべての小・中・義務教育学校において、学校運営協議会（※２）を設置することができました。今後は、地域とのつながりのさらなる充実を図り、学校と地域が連携・協働するための組織的・持続可能な仕組みを整えていく必要があります。

エ　学校運営協議会と地域学校協働本部（※３）が一体となって子どもたちを育てていくためには、コミュニティ・スクール（※４）の意義や趣旨を学校運営協議会の委員や教職員だけでなく、保護者、地域住民等にしっかり発信していく必要があります。

オ　災害や感染症等の発生による緊急時においても、地域と家庭、学校が連携・協働できる体制づくりが必要です。

＜前期基本計画の施策達成目標の実績＞

取組内容	前期基本計画		H30	R1	R2	R3	R4
	現状 H29	目標 R 4					
コミュニティ・スクールを設置した学校の割合	4.0%	100%	4.0%	4.0%	15.7% (11 校／70 校)	100%	100%

※1　**社会に開かれた教育課程**　よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身につけられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという考え方。

※２　**学校運営協議会**　地域住民や保護者等が学校運営に参画し、熟慮と議論を通して目標やビジョンを共有することによって、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができる仕組みのこと。

※３　**地域学校協働本部**　従来の学校支援地域本部（※５）等の活動を基盤に、「支援」から「連携・協働」、「個別の活動」から「ネットワーク化」をめざす新たな体制のこと。

※４　**コミュニティ・スクール**　「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第４７条の６に基づいて、学校の運営及び運営への必要な支援に関する機関である学校運営協議会を導入した学校。

基本目標２	地域に根差した教育の充実

＜主な取組＞

①　「地域とともにある学校づくり」の推進

・子どもたちが安心して暮らせる地域、子どもたちが自分らしい生き方を実現できる未来を創り上げるために、学校と地域が連携・協働する取組を進め、保護者や地域住民等が教育の当事者となって学校運営に参画する体制である学校運営協議会の充実を図ります。

・学校運営協議会において、その必要性と委員の役割等について共通理解を図るとともに、育てたい子ども像、めざすべきビジョンを保護者や地域と共有し、その実現に向けて、熟慮と議論を重ねていきます。

・学校運営協議会において、校長が学校運営改革方針を説明し、学校の実態について、強み、弱みを発信することで、学校運営協議会の委員や地域住民等の学校運営に対する当事者意識の醸成を図ります。

・教職員、保護者、地域住民等にコミュニティ・スクールの趣旨や設置により期待される効果について啓発したり、先進事例等を紹介したりします。

・教職員を対象に、子どもたちにつけたい力に対して、どの教科・活動の内容で地域の方から学ぶかなどのカリキュラム・マネジメントに係る研修を進め、総合的な学習の時間、生活科及び道徳科等において地域や企業等の様々な専門知識・技能をもった地域人材が学校へ参画できる体制づくりを推進します。

・通学区域の見直しや学校規模の適正化など、保護者や地域の声を生かした学校づくりを推進します。

②　地域と学校が協働した取組の推進

・学校支援地域本部（※５）の取組を基盤とし、地域学校協働本部への移行・整備を支援するとともに、学校・家庭・地域の連携・協働による取組が進むよう努めます。

・学校の目標達成や抱える課題の解決、地域や社会とのつながりを意識した子どもの主体的な学びや体験活動の充実に向けた協働活動の推進に努めます。

・地域と学校の連携・協働による取組が継続・発展するよう、それぞれの地域で活動する地域コーディネーターの確保と養成を進めます。

・地域学校協働本部において、地域と学校をつなぎ、学校を核とした地域活動の企画・調整等を担う地域コーディネーターの資質向上に向け、交流会や研修会等を実施します。

③　学校マネジメントの充実

・校・園長をはじめとするすべての教職員が「学校・園マネジメント」について理解を深め、学校内の組織運営を管理することにとどまらずに、地域との関係を構築しながら、地域住民と一体となった学校・園づくりを推進します。

※５　学校支援地域本部　学校の教育活動を支援するため、地域住民の学校支援ボランティア等への参加をコーディネートする組織。地域住民が学校を支援する取組を組織的なものとし、学校の求めと地域の力をマッチングして、より効果的な学校支援を行い、教育の充実を図ろうとするもの。

基本目標２	地域に根差した教育の充実

・学校・園が実施している学校自己評価をもとに、保護者、地域住民等による学校関係者評価を行い、学校運営の組織的・継続的な改善を図ります。

・学校・園が保護者や地域住民に対し適切に説明責任を果たし、理解と協力を得るとともに、学校運営のＰＤＣＡサイクルを機能させ、組織運営体制を構築し、教育活動の充実につなげます。

＜目標指標＞

指標の内容	現状 （令和４年度）	目標 （令和９年度）
「地域学校協働本部やコミュニティ・スクールなどの仕組みを生かして、保護者や地域の人との協働による活動を行いましたか」の質問に対して、肯定的な回答をしている学校の割合（※ｉ）	小学校　93.9％ 中学校　61.9％	小学校　100％ 中学校　100％

※ｉ　全国学力・学習状況調査　学校質問紙により、「よく行った」「どちらかといえば行った」と肯定的に回答した割合。

【地域の方による見守り活動の様子】

【地域の団体の支援による地域学習の様子】

【地域住民と生徒の協働による
花植え活動の様子】

【地域住民の支援による
中学校技術の授業の様子】

津市がめざす「地域とともにある学校づくり」

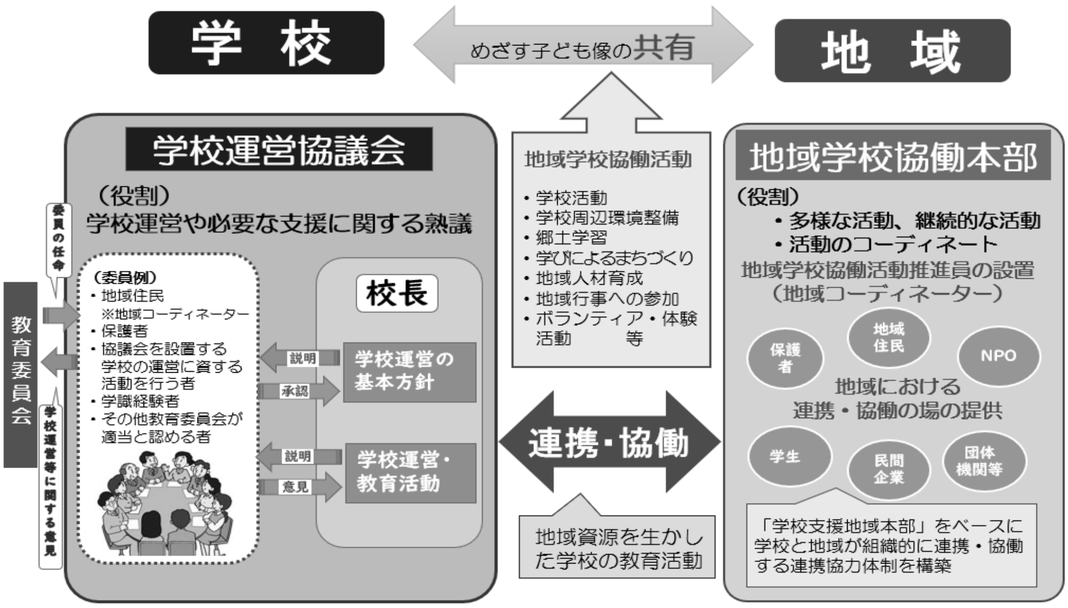

【学校運営協議会の様子】

【学校運営協議会委員による授業参観の様子】

施策２　　放課後等の児童の居場所の充実

＜前期基本計画における施策の成果と現状と課題＞

ア　近年の女性就業率の上昇等による、更なる共働き家庭の児童数の増加により、放課後児童クラブの利用者は年々増加傾向にあり、利用者の要望・期待に応えていく必要があります。

イ　本市においては、放課後児童クラブによる児童の受け入れを中心に、放課後児童クラブの組織化が困難な小学校区においては、地域ニーズがあった場合に放課後子供教室を設置し対応しています。

　現在、市内には放課後児童クラブが未設置となっている４小学校区のうち、３校区には放課後子供教室が設置されており、残る１校区は他クラブからの送迎支援を受けています。

ウ　放課後児童クラブは、保護者等で構成する運営委員会等が本市所有の建物等を利用して運営する「公設民営方式」と、民間施設を利用して、社会福祉法人やＮＰＯ法人等の民間事業者が運営する「民設民営方式」のクラブがあります。

　公設民営方式の放課後児童クラブにおいては、利用児童数の増加による施設の狭あい化、老朽化に伴い、施設の整備を計画的に進めていく必要があります。

＜前期基本計画の施策達成目標の実績＞

取組内容	前期基本計画		H30	R1	R2	R3	R4
	現状 H29	目標 R4					
放課後児童クラブの未設置校区	９校区	６校区	７校区	６校区	６校区	５校区	４校区

＜主な取組＞

①　放課後児童クラブによる居場所の充実

・放課後児童クラブが未設置の小学校区においては、地域の要望、保護者等の運営委員会の状況等を把握し、放課後児童クラブの設置を基本に検討を進めます。その際、民間事業者の力も最大限活用し、民間事業者との連携により、放課後等の児童の居場所を拡充していきます。

②　放課後児童クラブの計画的な施設整備

・公設民営方式の放課後児童クラブにおいては、施設の狭あい化・老朽化の状況を把握した上で、緊急性・必要性等を踏まえ、津市公共施設等総合管理計画に基づき、計画的に改修整備を進めます。

また、適正な児童の放課後等の居場所を確保する観点から、配置と総量の適正化に努めます。

③　放課後子供教室への支援

・放課後等における安全で安心な居場所の確保に向け、放課後子供教室の運営への継続的な支援に取り組みます。

＜目標指標＞

指標の内容	現状 （令和４年度）	目標 （令和９年度）
放課後児童クラブ受け入れ可能児童数	3,073 人	3,500 人

（令和４年度は、令和５年２月２８日時点の数値を基にした見込み）

【椋本地区放課後児童クラブ新築工事】

【放課後児童クラブで過ごす児童の様子】

施策３　　放課後児童クラブの支援

＜前期基本計画における施策の成果と現状と課題＞

ア　本市の放課後児童クラブの運営主体の多くは保護者会であり、近年は保護者会役員が１～２年で交代するため、会計事務をはじめとする放課後児童クラブの運営事務が大きな負担となっています。

イ　児童の安全安心な放課後の居場所づくりのために、支援の単位ごとに２人以上の放課後児童支援員等の配置が必要です。特に、夏休み等は放課後児童クラブの職員が不足しており、放課後児童クラブの運営が一層充実するよう、適切に放課後児童支援員等を確保していく必要があります。

ウ　放課後児童支援員等は、豊かな人間性と倫理観を備え、常に自己研さんに励みながら、必要な知識及び技能を持って育成支援にあたる役割を担うため、その資質向上を図るとともに、長期的な安定雇用につなげるため、処遇改善を図る必要があります。

＜前期基本計画の施策達成目標の実績＞

取組内容	前期基本計画		H30	R1	R2	R3	R4
	現状 H29	目標 R4					
放課後児童支援員等の行政研修等への参加回数	1.84 回	2.00 回	2.28 回	1.85 回	0.49 回	0.47 回	0.50 回

（令和４年度は、令和５年２月２８日時点の数値を基にした見込み）

＜主な取組＞

①　保護者等の負担の軽減

・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあり過去２年間については、公設民営クラブの運営者との懇談会を自粛してきましたが、今後は懇談する機会をもって、各放課後児童クラブの抱える課題等の把握に取り組みます。

・放課後児童クラブの運営マニュアル、会計マニュアル及び補助金事務に関するＱ＆Ａを作成し、各クラブへ配布することで保護者の運営事務等の負担軽減を図ります。

②　放課後児童支援員等の確保

・各放課後児童クラブが行う放課後児童支援員等の募集活動への支援として、広報津やホームページを活用し、募集に関する情報提供を行うとともに、学校現場で働く会計年度任用職員が夏休みなどに放課後児童クラブへ従事する取組など、放課後児童支援員等の確保に向けた種々の取組を進めます。

③　放課後児童支援員等の資質向上

・津市青少年センター主催による行政研修や県外から招いた講師による津市放課後児童クラブ支援員等研究大会を開催し、特別支援教育、防災・危機管理、健康教育、児童の指導等についての研修を行い、放課後児童支援員等の質の向上を図ります。

④　放課後児童支援員等の処遇改善

・放課後児童支援員等の賃金改善に必要な経費の補助を行うことを目的に、放課後児童支援員等処遇改善等事業（※１）及び放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業（※２）を実施してきており、当該事業を活用することで支援員等の処遇改善が後押しされ、長期的な雇用につながることから、引き続き、これらの事業を活用して処遇改善を図ります。

＜目標指標＞

指標の内容	現状 （令和４年度）	目標 （令和９年度）
放課後児童支援員等の行政研修等への参加回数	0.5 回	2 回

（令和４年度は、令和５年２月２８日時点の数値を基にした見込み）

※1　放課後児童支援員等処遇改善等事業　平成２７年度から新設された事業で、平日の１８時３０分を超えて開所する際に、従事者の賃金改善に必要な経費の一部を補助する。

※2　放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業　平成２９年度から新設された事業で、平成２８年度と比較して対象者すべての賃金改善が行われ、それぞれの要件に該当する放課後児童支援員の賃金改善の全部又は一部が基本給により行われている場合、放課後児童支援員の賃金改善に必要な経費を補助する。

施策４　青少年の健全育成

＜前期基本計画における施策の成果と現状と課題＞

ア　青少年が抱える問題や不安は多様化していることから、青少年が悩みを抱えたときに安心して相談できる機会を設け、一人で悩みを抱え込まないよう相談活動を進める必要があります。また、青少年の問題行動に悩む保護者の相談に対し、関係機関と連携し適切な援助を行うことが必要です。

イ　青少年の健全育成を図るため、青少年が抱える不安や問題に対し、津市青少年育成市民会議、津市子ども会育成者連合会などの関係団体、家庭、地域、学校が連携し適切な援助を行うことが必要です。

ウ　近年、急速な少子化の進行や就業形態の多様化、情報化社会の進展、更には新型コロナウイルス感染症の影響などにより、青少年を取り巻く環境が大きく変化しています。このため、これまでの街頭指導活動で行われてきた「愛の声かけ」活動を非行の未然防止や青少年の安全確保としてのみ捉えるのではなく、青少年に声かけを行うことで、周りの大人が自分たちのことを見守ってくれているという安心感を伝え続けることが必要です。

エ　関係機関及び青少年育成団体がそれぞれの役割及び責任を果たして、協力体制を構築し、青少年の健全育成のための様々な取組が行われています。今後も青少年育成団体への支援を通して、啓発や有害環境への適切な対応を図る等、より一層、安全・安心に過ごせる環境づくりに務める必要があります。

オ　民法の改正により、令和４年４月１日から成年年齢が２０歳から１８歳に引き下げられたために１８歳を迎える方が成人となりますが、進学や就職など進路選択の時期と重なることや、飲酒や喫煙などの年齢制限については、健康面への影響や非行防止、青少年保護等の観点から現状維持となっていることから、本市では、２０歳になられた方を対象に「津市二十歳（はたち）のつどい」を実施することとしました。

「津市二十歳（はたち）のつどい」では、故郷津市を大切に思う心を育み、同級生との交流による絆の再確認をする機会とするため、実行委員会による企画・運営に対しての支援を行い、一人でも多くの参加者が集えるように取り組む必要があります。

基本目標２　地域に根差した教育の充実

＜前期基本計画の施策達成目標の実績＞

取組内容	前期基本計画		H30	R1	R2	R3	R4
	現状 H29	目標 R4					
「愛の声かけ」回数	6,876 回	8,000 回	5,434 回	8,695 回	6,608 回	4,342 回	4,350 回
新成人の成人式への出席率	73.3%	83.0%	68.7%	69.6%	66.4%	71.9%	-

（令和４年度は、令和５年２月２８日時点の数値を基にした見込み）

＜主な取組＞

①　青少年に対する相談の実施

・青少年、保護者ともに安心して相談できるよう、電子メールによる相談、面接相談及び電話相談を実施し、相談しやすい環境を作っていく必要があります。青少年、保護者ともにより活用されるよう、一層の周知を図ります。多様化する相談内容に対応できるように相談員の技量を高めたり、関係機関と連携したりして適切な援助を行います。

②　青少年健全育成活動の実施

・津警察署、津南警察署、中勢児童相談所等の関係機関や、津市青少年育成市民会議、地区育成組織、津市子ども会育成者連合会等の団体と連携するとともに各団体への支援を通して、啓発活動、非行防止活動、有害環境浄化活動などの活性化を図ります。

・中央青少年育成指導員及び地区青少年育成指導員を委嘱し、地域と連携した街頭指導や青少年センター相談員による街頭指導を通じた「愛の声かけ」を引き続き実施し、学校及び警察や関係機関と情報共有し、非行防止や青少年の安全確保を図るとともに、つながりを大切にしながら青少年を社会や地域で一人にしないような見守り活動に取り組みます。

③　津市二十歳（はたち）のつどい実行委員会への支援

・本市では、進学や就職などにより故郷を離れている２０歳の方に対して、故郷の土を踏み友人との再会するための機会を提供するとともに、自立した社会人として責任ある態度を持ち、よりよい社会を築くために貢献しようとする２０歳の方を祝い、励ます式となるよう、津市二十歳（はたち）のつどい実行委員会による企画・運営に対して支援を行い、内容の充実を図ります。

基本目標２	地域に根差した教育の充実

＜目標指標＞

指標の内容	現状 （令和４年度）	目標 （令和９年度）
「愛の声かけ」の回数	4,350 回	8,000 回
津市二十歳のつどいへの出席率	―	80.0％

（令和４年度は、令和５年２月２８日時点の数値を基にした見込み）

【令和４年津市成人式】

【津市青少年育成市民会議　街頭啓発活動】

基本施策 1　生涯学習の推進

施策１　生涯学習活動の支援

＜前期基本計画における施策の成果と現状と課題＞

ア　現在、地域と学校が一体となって進める教育に取り組んでおり、学校運営協議会と地域学校協働本部がそれぞれの持つ役割を十分に機能させ、両輪となって推進していくことが課題となっています。地域の実情に応じた地域学校協働本部の構築には、活動するための人材確保が不可欠となっており、ツールとなり得る生涯学習支援ボランティア制度（※１）の情報の周知を徹底し、利用促進に取り組む必要があります。

イ　市民が生涯学習活動を始めるきっかけをつくるため、生涯学習情報バンク制度（※２）により、地域で活動している団体、学習活動に必要な講師の情報を提供しています。登録数が減少傾向にあるため、制度の周知が不可欠となっています。

ウ　公民館では、地域力創造セミナー（※３）と教養セミナー（※４）を開催していますが、地域コミュニティの希薄化が進んでいると言われている中、公民館が地域の人と人をつなぐ機能を果たしていくことが課題となっているため、人材育成を目的とした地域力創造セミナーの開催に向け積極的に取り組む必要があります。また、新型コロナウイルス感染症の対策として整備した Wi-Fi 環境を活用し、市内の多様な世代の方へオンラインによる講座を提供することが必要です。さらに、家庭教育についても、少子化の進行や共働き家庭の増加等、子育てを支える環境が大きく変化しており、家庭教育に関しても取組を進めることが求められています。

エ　現在、生涯学習情報バンク登録団体等を対象とした研修や、高等教育機関及び社会教育機関と協力した歴史講座等を開催しています。専門化・高度化する市民のニーズに対応するため、興味関心を広げ、教養を深める講座内容の検討が必要です。

オ　津市ＰＴＡ連合会や津ユネスコ協会等の社会教育活動を行う団体の健全な育成を図るとともに、社会教育を振興するため、団体の実施する公益的活動に対して財政的支援を行っています。

※1　**生涯学習支援ボランティア制度**　知識や経験を生かして、学校や地域でボランティアとして活動できる方を登録する制度。

※2　**生涯学習情報バンク制度**　市民の学習活動を指導できる講師の登録と、既に生涯学習活動を行っているグループ等を紹介し、誰もが参加できる団体を登録している制度。

※3　**地域力創造セミナー**　地域を活性化することや地域おこしの担い手として、人づくりやまちづくりにつなげる人材の育成をめざした講座。

※4　**教養セミナー**　自分の興味や関心に合わせて学び、生きがいづくりをめざす講座。

基本目標３	生涯にわたって自分らしく心豊かに輝ける社会の実現

＜前期基本計画の施策達成目標の実績＞

取組内容	前期基本計画		H30	R1	R2	R3	R4
	現状 H29	目標 R4					
生涯学習情報バンク登録団体数	143 団体	160 団体	144 団体	156 団体	156 団体	157 団体	129 団体
地域力創造セミナーの開催数	261 講座	290 講座	286 講座	285 講座	174 講座	247 講座	250 講座

（令和４年度は、令和５年２月２８日時点の数値を基にした見込み）

＜主な取組＞

①　地域学校協働活動の推進

・学校支援地域本部の取組を基盤とし、地域学校協働本部への移行・整備を支援するため、地域の実情に応じて、公民館、自治会、社会福祉協議会、NPO 等の多様な団体・機関等と連携を図りながら、地域学校協働本部の構築を進めていきます。

・地域学校協働活動を推進するため、生涯学習支援ボランティア制度を活用した人材の発掘に取り組みます。

・地域学校協働本部において、地域と学校をつなぎ、学校を核とした地域活動の企画・調整等を担う地域コーディネーター等の資質向上に向け、研修を実施します。また、地域コーディネーター（地域学校協働活動推進員）の委嘱も進めていきます。

②　生涯学習情報バンク、生涯学習支援ボランティア制度の活用

・市民が気軽に利用や登録ができるよう、ホームページ・広報津等で引き続き周知を行い、同時に活動の様子を紹介するなど魅力のある情報発信に努めます。

③　公民館活動の充実

・市民の社会参加や社会貢献を促進する講座の開催や、多世代の人たちの生きがいづくりの支援を進める「対面による取組」を推進するとともに、TV 会議システム等インターネットを活用した「オンラインによる取組」を組み合わせることで、公民館事業の活性化に努めます。また、公民館長がコーディネーターとして受講生や講座修了生の仲間づくりを支援し、社会教育の立場から地域の人をつなぐ地域の活動拠点としての機能を推進します。

・公民館において、家庭での生活習慣や子どもとのコミュニケーションを学ぶ講座等、様々な家庭教育の支援に向けた事業の充実を図るとともに、社会教育関係団体と連携することで、地域全体の意識を高めていきます。

④　生涯学習講座の開催

・歴史講座や文学講座等の好評を得ている講座については、引き続きこれを開催するとともに、アンケート調査などで市民のニーズを常に把握し、講座内容について、より充実したものとなるよう努めます。

⑤　社会教育団体への支援

・各校のＰＴＡ活動をさらに充実させるため、情報共有を目的とした会の開催や広報などの委員会活動を行っている津市ＰＴＡ連合会、異文化理解と国際協力を柱として世界平和に貢献するとともに、地域社会の発展に努めている津ユネスコ協会等の公益的活動に対して引き続き財政的な支援を行います。また、必要に応じて適切な指導・助言を行い、社会教育団体の健全な育成に努めます。

＜目標指標＞

指標の内容	現状 （令和４年度）	目標 （令和９年度）
生涯学習支援ボランティア制度等を活用し育成した地域コーディネーター数	０人	20 人
地域力創造セミナーの開催数	250 講座	280 講座

（令和４年度は、令和５年２月２８日時点の数値を基にした見込み）

【地域力創造セミナー　中央公民館を遊ぼう】

【生涯学習講座　文学講座】

施策２　社会教育施設等の充実

＜前期基本計画における施策の成果と現状と課題＞

ア　学校教育に支障のない範囲で、学校体育施設を地域の住民に開放しています。新型コロナウイルス感染症の影響で利用中止等がありましたが、現在は通常どおり利用されており、利用回数も回復傾向にあります。引き続き、生涯学習や社会体育活動を行う機会と場所を提供していきます。

イ　青少年野外活動センターは市内で唯一の宿泊機能を有した社会教育施設であり、野外活動や青少年の体験活動の場として活用されていますが、施設の老朽化や設備の更新が課題となっています。学校における集団宿泊研修の減少等、利用形態の変化や新型コロナウイルス感染症の影響で、利用者数が平年と比較すると半減しているため、今後も継続して利用促進を図る必要があります。

ウ　市内には５３の公民館施設が設置され、地域における生涯学習及び地域コミュニティ活動の場として活用されていますが、新しい生活様式や施設の老朽化に対応した快適な学びの場づくりに取り組んでいく必要があります。

＜前期基本計画の施策達成目標の実績＞

取組内容	前期基本計画		H30	R1	R2	R3	R4
	現状 H29	目標 R4					
学校体育施設開放 （延べ利用回数）	20,838 回	22,000 回	20,495 回	20,151 回	17,091 回	16,519 回	21,000 回
野外活動センターの活用（利用者数）	39,606 人	42,000 人	35,698 人	34,011 人	16,578 人	19,797 人	25,500 人

（令和４年度は、令和５年２月２８日時点の数値を基にした見込み）

＜主な取組＞

①　小中学校の体育施設の開放

・学校体育施設の開放は、住民の生涯学習や社会体育活動を促進するとともに、地域コミュニティの役割が期待できることから、市民のニーズに応え、より多くの方がより円滑な利用ができるよう、地域・学校及び行政で支える仕組みづくりに努めます。

②　青少年野外活動センターの活用

・安全で快適な施設利用環境づくりのために、計画的な施設修繕が行えるよう財政的な支援を行います。利用促進のため、主催事業の拡充や集団宿泊研修のＰＲ等、施設の広報活動の支援や情報提供を継続して行います。

③　公民館の学習環境の充実

・利用者の安全を確保し、新しい生活様式に対応した環境の改善とともに、老朽化している施設について、津市公共施設等総合管理計画に基づき、利用状況や地域の特性等を踏まえた学習環境の充実に努めます。

＜目標指標＞

指標の内容	現状 （令和４年度）	目標 （令和９年度）
学校体育施設開放（延べ利用回数）	21,000 回	22,000 回
野外活動センターの活用（利用者数）	25,500 人	29,000 人

（令和４年度は、令和５年２月２８日時点の数値を基にした見込み）

【津市青少年野外活動センター本館・体育館】

【津市青少年野外活動センター全景】

施策３　地域における人権教育の推進

＜前期基本計画における施策の成果と現状と課題＞

ア　子どもたちを取り巻く社会では、様々な人権問題が生じており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴っては、罹患者やその家族、医療従事者等に対する誹謗中傷や差別的行為が起きました。

　このような中、様々な人権問題の解決に向けて、「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」や、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」「差別を解消し、人権が尊重される三重県をつくる条例」等が施行されており、人権問題の解決や多様性を認め合う社会の実現に向けて法令等の整備が進められています。

イ　地域の人権課題に取り組み、多様化する人権問題を解決するため、学校や職場以外に地域の中で幅広い年齢層の住民が人権について学ぶことのできる機会が必要です。

　各中学校区における多様な主体が参画する人権ネットワークづくりが進み、ネットワーク委員会等で人権講演会や研修会が開催されるようになりました。今後も、地域の中で人権問題の解決に向けて取り組む人権ネットワーク等の活動を支援していく必要があります。

ウ　地域の人権啓発・人権教育の拠点施設として、地域の子どもたちの居場所である教育集会所が果たしてきた大きな役割を踏まえ、今後もその取組を充実させるとともに、人権尊重の地域づくりが継続的に取り組まれるよう、地域での人権研修等を支援し、次世代の育成に取り組む必要があります。

＜前期基本計画の施策達成目標の実績＞

取組内容	前期基本計画		H30	R1	R2	R3	R4
	現状 H29	目標 R4					
各中学校区の人権ネットワークを構成する委員等を対象とした人権講演会・研修会の実施率	60.0%	80.0%	50.0%	60.0%	60.0%	90.0%	90.0%

（令和４年度は、令和５年２月２８日時点の数値を基にした見込み）

基本目標３	生涯にわたって自分らしく心豊かに輝ける社会の実現

＜主な取組＞

①　講演会や研修会の実施及び支援

・地域の人権課題に応じた講演会を企画したり、地域や各種団体で行われる人権研修会を支援したりすることを通して、市民の人権に関する理解と豊かな人権感覚を育みます。

②　人権ネットワークの支援

・学校･家庭･地域が連携して､子どもを取り巻く人権問題や取り組むべき課題を共有し、その解決を図るとともに、一人一人の人権が尊重される地域づくりに取り組むための人権ネットワーク活動を支援します。

③　次世代育成の支援

・人権尊重の地域づくりが継続的に進められるように、次世代を担う若者が学び、つながる取組を支援し、人権ネットワーク活動の充実を図ります。

④　人権啓発・人権教育活動の実施

・地域の人権課題に取り組み、多様化する人権問題を解決するために、教育集会所等において地域住民に対しての人権学習会を実施し人権啓発を進めるとともに、日本語教室をはじめとする地域学習会等を実施します。

＜目標指標＞

指標の内容	現状 （令和４年度）	目標 （令和９年度）
各中学校区の人権ネットワークを構成する委員等を対象とした人権講演会・研修会の実施率	90.0％	100％

（令和４年度は、令和５年２月２８日時点の数値を基にした見込み）

【人権教育講演会】

【人権ネットワーク活動】

施策４　図書館機能の充実

＜前期基本計画における施策の成果と現状と課題＞

ア　貸出登録者数が減少していることから、利用の促進を図るため、多様化する利用者ニーズに合った図書館サービスの在り方を、追及していく必要があります。

イ　障がいの有無や世代の違いにかかわらず、また外国籍の方であっても読書を楽しんでいただけるよう、大活字本、点字図書、外国語図書など資料や機器類の整備・充実を進める必要があります。

ウ　市民の知へのニーズが多様化する中、様々な疑問を解決するために、迅速かつ的確な資料の提供等が可能となるレファレンスサービスの充実が必要です。

エ　本市が所有する古文書については、劣化を防止するとともに来館することなく検索ができるようデータベース化に取り組んでいますが、量的に多く、今後、整備に長期間を要する見込みです。

オ　インターネット環境の充実やスマートフォンの普及等を背景に、図書館のホームページにおける図書の検索件数等は増加しており、書架にある資料についてもホームページから予約が可能になりました。さらに、機能や情報の紹介をより分かりやすくする充実や工夫が必要です。また、新型コロナウイルス感染症等を踏まえ非来館者へのサービスの研究を進める必要があります。

カ　市にゆかりがある作家の著作や、歴史・地域文化・伝統文化に関する郷土資料等の積極的な収集に取り組み、地域文化の継承を支える必要があります。

＜前期基本計画の施策達成目標の実績＞

取組内容	前期基本計画		H30	R1	R2	R3	R4
	現状 H29	目標 R4					
貸出登録者数	31,236 人	33,000 人	29,065 人	28,023 人	22,706 人	23,441 人	24,000 人

（令和４年度は、令和５年２月２８日時点の数値を基にした見込み）

＜主な取組＞

①　図書館の利用促進

・利用者の要望に応えられる資料や情報の一層の充実を図り、利用しやすい工夫をします。

・分担収集などにより特色のある図書館をめざすとともに最新情報やこれからの取組を積極的に発信し、行ってみたくなる身近な施設として、より多くの市民が図書館への関心を深められるような取組を進めることにより、来館者数・貸出登録者数の増加に努めます。

②　図書館サービスの充実

・大活字本やＬＬブック（※１）などの図書資料や録音図書の整備を進めるとともに、電子書籍の調査研究を進め誰もが読書を楽しめる図書館をめざします。

・レファレンスサービスに役立つ様々な分野にかかる最新資料の充実を図るとともに、研修会等に積極的に参加するなど、職員のレファレンスサービスに関する能力の向上をめざします。

・本市が所有する古文書を、将来にわたり適切に保管していくため、引き続きデータベース化に取り組んでいきます。また、デジタル情報の公開について博物館などとの連携について検討を進めます。

・インターネットなどデジタル環境はさらに進化し、高度化することが想定されます。図書館のホームページにおける検索をはじめとする様々な機能の充実等、多くの情報を効果的に提供できるよう努めます。

・地域の重要な郷土資料等が散逸することのないよう、資料の形態にこだわることなく積極的に収集・保存を図り、調査・研究に対応できるよう努めます。

＜目標指標＞

指標の内容	現状 （令和４年度）	目標 （令和９年度）
貸出登録者数	24,000 人	28,000 人
ホームページアクセス件数	1,350,000 件	2,000,000 件

（令和４年度は、令和５年２月２８日時点の数値を基にした見込み）

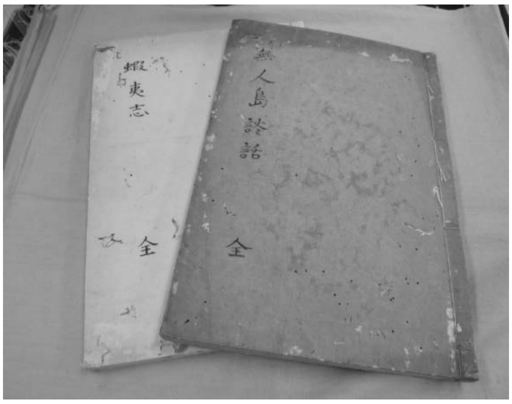

【古文書】

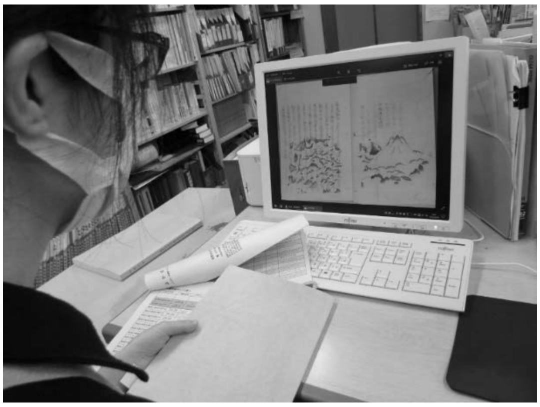

【古文書のデータベース化に
取り組んでいる様子】

※1　**LL ブック**　難しい漢字や長い文を使用せず、絵文字や写真、イラストなどを用い視覚的にも分かりやすく表現されていて、知的障害などにより言語理解に困難がある方や、日本語を学習中の方に向けた本のこと。

施策５　読書活動の推進

＜前期基本計画における施策の成果と現状と課題＞

ア　乳幼児期における身近な人による絵本の読み聞かせは、子どもたちの豊かな心を育て、読書への意欲を高めることにつながることから、保護者に対し子育て絵本講座や絵本作家の講演会などを開催しています。今後も、保健センターなどと連携し、乳幼児と保護者への読書機会の提供・充実を図る必要があります。

イ　児童生徒の学年に合わせた読書案内や児童参加のイベント等を実施して読書活動の推進に努めています。しかし、インターネット環境の普及や子どもたちを取り巻く生活環境の変化、余暇時間の過ごし方の多様化により、中高生の読書量は減少傾向であり、中高生に向けた読書啓発の取組を増やして、その解消を図る必要があります。

ウ　手づくり絵本教室やみんなのＰＯＰづくりコンテストの開催をはじめ、絵本講座や文学講座など幅広い年齢層に向けた各種講座やイベント、子どもの読書活動を支えるボランティアのための養成講座を開催しています。今後、より多くの方が参加しやすい状況をつくるためにイベントのオンライン化についても検討していく必要があります。

エ　図書館ホームページをアクセスしやすいデザインに変更し、効果的な情報発信を行いました。また、従来の広報紙等のほか、スマートフォンの普及に伴いＳＮＳ等の新たな媒体を活用して、読書活動の推進に関する情報や啓発資料をより分かりやすく提供していく必要があります。

＜前期基本計画の施策達成目標の実績＞

取組内容	前期基本計画		H30	R1	R2	R3	R4
	現状 H29	目標 R4					
各種講座・イベント等の実施回数	542 回	570 回	517 回	468 回	216 回	449 回	485 回
各種講座・イベント等の参加者数	10,134 人	10,700 人	10,787 人	8,549 人	3,392 人	5,267 人	5,400 人

（令和４年度は、令和５年２月２８日時点の数値を基にした見込み）

＜主な取組＞

①　読書活動の推進に向けて

・乳幼児と保護者へのサービスとして、おはなし会等の開催をはじめ、ブックスタート関連事業の実施により、保健センターなどと連携し、乳幼児期から読書が習慣として身に付くような環境づくりに努めます。また、おはなし会等の中で図書館利用案内、ブックリストの配布を行い、子どもの読書活動への啓発を図ります。

基本目標３	生涯にわたって自分らしく心豊かに輝ける社会の実現

・学校と協働した児童生徒への魅力ある読書案内を行うとともに、読書から遠ざかりやすい時期である中高生が興味や関心を持つような資料の提供や参加型のイベントを先進事例を参考にしながら、読書活動を推進していきます。

・みんなのＰＯＰづくりコンテストはより充実した内容となるよう見直しを行いながら引き続き開催していきます。

・子ども読書活動推進会議での意見を踏まえ、学校・家庭・地域・図書館等が連携し、子どもの読書環境の充実に努めます。

②　各種媒体による広報活動

・従来の広報紙等に加え、ＳＮＳ等を活用するなど、各世代へのアプローチ方法を検討し、市内の各図書館案内をはじめ、ボランティアの紹介、講座・イベントの情報やおすすめ本の紹介等、様々な情報発信に取り組むことで、より多くの市民が図書館への関心を持ち、また、読書の大切さの意識が高まるよう努めます。

＜目標指標＞

指標の内容	現状 （令和４年度）	目標 （令和９年度）
各種講座・イベント等の実施回数	485 回	500 回
各種講座・イベント等の参加者数	5,400 人	9,000 人

（令和４年度は、令和５年２月２８日時点の数値を基にした見込み）

【手づくり絵本教室で絵本を作っている様子】

【子ども寄席で演目を披露する子どもたち】

基本施策 2　歴史的資源の保存活用

施策１　文化財の保存と活用

＜前期基本計画における施策の成果と現状と課題＞

ア　文化財は、地域固有の歴史・文化を伝えるもので、これらを未来へ継承してくためには、本市の歴史・文化に関する重要なものを指定文化財として保護し、その所有者に対して財政的な支援を行うなど、適切な保存管理と公開・活用を行う必要があります。

イ　約２３０年にわたり北畠氏の本拠地であった多気（美杉地域）には、館跡や城跡のほか寺院跡等が数多く残っており、北畠氏の築いた城下の構造を解明するため、専門家の指導を受けながら引き続き計画的な調査を行っていく必要があります。

ウ　約４００年前に藤堂高虎によって改築された津城跡は、石垣の痛みが各所で認められることから、専門家の指導を受けながら引き続き適切な保存管理と修理箇所・方法の検討を行っていく必要があります。

エ　県内唯一の国宝建造物となった専修寺御影堂と如来堂は、全国屈指の規模を誇る江戸時代の建物であり、環濠や古い町並みが残る一身田寺内町を含めて市内外の多くの方にその文化財の価値や魅力を伝えるためのパンフレットを刊行し、その周知に努めています。

＜前期基本計画の施策達成目標の実績＞

取組内容	前期基本計画		H30	R1	R2	R3	R4
	現状 H29	目標 R４					
市内の指定･登録文化財数	432 件	440 件	433 件	434 件	434 件	433 件	441 件
旧明村役場庁舎の利用者数（※ｉ）	―	8,000 人	3,138 人	3,992 人	3,565 人	3,496 人	4,000 人

（※ｉ　令和４年度は、令和５年２月２８日時点の数値を基にした見込み）

＜主な取組＞

①　文化財の保存と活用

・市内の文化財の把握、調査を行い、重要なものについては文化財の指定を進めます。指定によって散逸・消滅の危機にある文化財を保護できることや、地域の誇りが増えることによって地域の活性化につながることが期待できます。また、地域に数多く所在する未指定の文化財も含めて、新たな文化財保護の考え方を踏まえ、文化財の保存と活用を図ります。

②　多気北畠氏遺跡の調査

・多気北畠氏遺跡については、金国寺跡（※１）について専門家の指導を受けながら年次計画を作成して発掘調査や測量調査を継続して実施し、その歴史的な価値を明らかにしていくよう努めます。

③　津城跡の保存管理と修理

・津城跡の保存管理と修理については、平成２０年度策定の「保存管理計画」をベースに、石垣の適切な保存管理と修理について検討していきます。また、津城跡に関わる様々な情報を広く発信し、市民の意見や考えを集約し、整備に向けての参考とします。

④　国宝専修寺御影堂・如来堂及び一身田寺内町についての情報発信

・国宝指定された御影堂・如来堂をはじめとして、その周囲の一身田寺内町を含め、文化財としての価値や地域の歴史を理解できるよう、一身田寺内町の館（※２）での展示等をはじめ地元地域や庁内関係部局と連携しながら情報発信していきます。

＜目標指標＞

指標の内容	現状 （令和 4 年度）	目標 （令和 9 年度）
市内の指定・登録文化財数	441 件	446 件
一身田寺内町の館の入館者数（※ⅱ）	7,000 人	13,000 人

（※ⅱ　令和 4 年度は、令和 5 年２月２８日時点の数値を基にした見込み）

※1　金国寺跡　美杉町多気に広がる「多気北畠氏遺跡」は、室町～戦国期にここを本拠とした北畠氏の城下が栄えた場所にあたる。現在の北畠神社境内にあたる「多気北畠氏館跡」を中心に、遺跡は南北２㎞に及ぶ盆地に広がっていたと想定され、いくつかの寺院跡の存在が当時の絵図から見て取れる。金国寺もそのひとつで、城下に分布する寺院跡は遺跡全体の中でも重要な役割を担っていたと想定されることから、平成２８～３０年度に地形測量調査を、その後平成３０～令和元年度にかけて発掘調査を実施している。

※2　一身田寺内町の館　平成１４年に開館した地域コミュニティ施設のひとつ。専修寺を中心に発展した寺内町の歴史を展示・紹介するとともに、市内外からの来訪者の案内を行う「一身田寺内町案内ボランティアガイド」の活動拠点にもなっている。

施策２　伝統文化の継承

＜前期基本計画における施策の成果と現状と課題＞

ア　地域に継承される無形民俗文化財（※１）の伝承活動事業等に必要な補助金を交付するなど財政支援を行っていますが、過疎化や少子高齢化に伴う地域コミュニティで構成される保存会などの担い手不足により、事業存続が困難になりつつあります。

　特に直近の２年間は、新型コロナウイルス感染症の影響で伝承活動自体が実施できない状況も続いており、市補助金交付件数は大幅に減少しました。加えて、行事継続の担い手の活動継続に対するモチベーション維持も課題となっています。

イ　民俗芸能や伝統行事については、市ホームページにおいて周知を行っています。こうした行事を多くの方に見ていただくことが伝承事業者の励みとなり、保存・継承へとつながることから、より広い情報発信ツールの活用を進める必要があります。

ウ　子どもたちが歴史・文化に触れる事業として、一身田寺内町で行う「歴史まるごと体験塾」（※２）や、谷川士清旧宅を活用した「親子洞津谷川塾」（※３）を開催していますが、次世代に伝統文化を継承していくためには、子どもたちが自分の住む地域に興味や愛着を持つことが必要であることから、そうした学習機会の創出に努める必要があります。

＜前期基本計画の施策達成目標の実績＞

取組内容	前期基本計画		H30	R1	R2	R3	R4
	現状 H29	目標 R4					
伝承活動事業等に対する市補助金交付件数	26 件	30 件	21 件	20 件	13 件	10 件	17 件

（令和４年度は、令和５年２月２８日時点の数値を基にした見込み）

※1　無形民俗文化財　地域の歴史伝承行事や祭り行事の中で、後世に伝承すべき文化財として価値を有するもの。具体的には、「香良洲町の宮踊」や「牛蒡祭」（美杉町）、「唐人踊」の３件が三重県指定文化財に、その他「元取千本つき」（白山町）や「大般若経世だめし粥占い」（河芸町）など４４件が津市指定文化財に指定されている。

※2　歴史まるごと体験塾　小学校高学年児童を対象に寺内町めぐりや寺内町調べ学習、和菓子作りや和紙漉きなどの様々な体験を通じて、専修寺を中心に発展した「一身田寺内町」の歴史を体感してもらおうと実施する体験学習型イベント。平成１４年から実施している。

※3　親子洞津谷川塾　江戸時代中頃に活躍した国学者、谷川士清（たにがわことすが）は、我が国初のあいうえお順の国語辞典『和訓栞』の編纂をはじめ、『日本書紀通証』を著して日本語や国学の発展に尽くした人物。その業績を子どもたちに伝えようと、夏休みに小学生親子を対象として平成１１年から実施している。

基本目標３	生涯にわたって自分らしく心豊かに輝ける社会の実現

＜主な取組＞

①　伝承活動事業等への支援

・伝承活動事業等に対する必要な補助金の交付を継続するとともに、調査や映像記録等によって無形民俗文化財の保存を図っていきます。また、これらを次世代へ継承していくため、新たな参加者を募ったり、担い手の発掘・育成等を行ったりする等の方策を地域と協働しながら進めていきます。さらには、国や民間の助成金制度の積極的な活用を案内するなど、事業継続への支援方法の周知に努めます。

②　伝承活動の周知

・市ホームページ上に引き続き情報提供を行とともに、日々進歩する新たな情報発信ツールを活用した周知に努めます。

③　次世代への伝統文化の継承

・従来の事業は継続する一方、次世代を担う子どもたちの地域への興味・関心が高まるよう、自分たちが住む地域の身近にある歴史・文化を学習できる機会の提供を行います。

＜目標指標＞

指標の内容	現状 （令和４年度）	目標 （令和９年度）
伝承活動事業に対する市補助金交付件数	17 件	28 件

（令和４年度は、令和５年２月２８日時点の数値を基にした見込み）

【白塚小学校「やぶねり」学習】

【夏休み「親子洞津谷川塾」】

施策３　歴史資料の公開・活用

＜前期基本計画における施策の成果と現状と課題＞

ア　市内の資料館施設は、老朽化等による閉館や他の公共施設内への移転、複合化が生じるなど、施設規模や運営形態に変化が生じています。また、歴史資料の展示は常設展示が中心となっていて変化に乏しいことや、これに加えて新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う閉館期間もあって入館者の減少傾向が顕著です。

イ　これまで収集された歴史資料は、各地域の資料館や埋蔵文化財センター、文化財収蔵庫で分散保管されていますが、このうち埋蔵文化財資料については令和元年度に埋蔵文化財センター久居分室を廃止し、埋蔵文化財センターで一元管理しています。今後も引き続き効率的な保存管理を行う必要があります。

＜前期基本計画の施策達成目標の実績＞

取組内容	前期基本計画		H30	R1	R2	R3	R4
	現状 H29	目標 R4					
資料館等の入館者数	19,588 人	21,000 人	25,013 人	29,493 人	13,529 人	15,296 人	16,000 人

（令和４年度は、令和５年２月２８日時点の数値を基にした見込み）

＜主な取組＞

①　歴史資料の公開・活用

・市内の資料館等（※１）では、定期的な企画展示を行うなど、文化財や収蔵資料の公開を行い、地域の歴史を広く紹介していくことで入館者の確保に努めます。また、市施設を活用したサテライト展示（※２）を行うなど、津市の魅力ある歴史・文化をより効果的に発信していきます。

・今後も歴史資料の収集･発掘を継続し､適切かつ効率的な保存･管理に努めるとともに、収蔵庫の集約化を進めます。

※1　資料館等　市内６地域の資料館施設（芸濃・美里・安濃・白山・香良洲・美杉の各資料館）に加え、一身田寺内町の館と谷川士清旧宅、旧明村役場庁舎の歴史情報の発信が可能な３施設を加えた９つの施設を指す。

※2　市施設を活用したサテライト展示　地域の歴史に気軽に触れてもらうことに主眼を置き、コミュニティ施設や図書館施設など、多くの市民が来訪する施設の一角で文化財資料等を展示して歴史情報を提供している。具体的には、中央公民館や一身田寺内町の館、久居ふるさと文学館やうぐいす図書館などで、津の歴史に関わるミニ展示を行っている。

基本目標３	生涯にわたって自分らしく心豊かに輝ける社会の実現

＜目標指標＞

指標の内容	現状 （令和４年度）	目標 （令和９年度）
資料館等の入館者数	16,000 人	26,000 人

（令和４年度は、令和５年２月２８日時点の数値を基にした見込み）

【一身田寺内町の館】

【香良洲歴史資料館の実物資料展示】

【津中央公民館サテライト展示
「戦争と津～戦時下の暮らし～」】

第３章　計画の推進と管理

津市教育振興ビジョン（後期基本計画）は、２０２３年度（令和５年度）から２０２７年度（令和９年度）までの５年間を計画期間とするものです。したがって、各施策の進捗状況や目標指標に対する達成状況を把握し、目標と実績が大きく乖離していないかなどを確認し、必要に応じて施策の履行方法に軌道修正を加えるなどしながら、施策のより効率的・効果的な推進に努める必要があります。このため、計画の進行管理にあたっては、教育委員会が地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条に基づき、毎年度実施している「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」（以下　点検・評価）を活用し、各施策の進捗管理を行います。

点検・評価では、教育委員会が毎年度、自ら行った点検・評価結果について学識経験者の意見もいただいたうえで、進捗状況等を報告書に取りまとめ、議会へ報告するとともに、市ホームページにて公表し、市民等へ周知します。これらのことにより計画期間中における各施策をより効率的・効果的に推進していきます。

また、後期基本計画に掲げる各施策の推進にあたっては、学校、家庭、地域、ボランティア団体等の多様な関係機関、関係団体等との連携は欠かせないことから、施策の周知等をはじめ、しっかりと連携・協働に務め、本市における福祉部門、スポーツ・文化部門等の関係部局と組織の横断的な連携を図るとともに、国や県に対しては、各種支援制度や施策の充実等について引き続き要望・提言を行ってまいります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）
（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）
第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。
2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

津市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱

津　　　　市

令和２年１月

はじめに

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、その施行日であった平成２７年４月１日、本市では第１回の総合教育会議を開催し、これまで３６回の協議を重ねてまいりました。総合教育会議では、協議事項の分野を限定せず、学力向上や、教育環境の整備、幼稚園の今後のあり方など様々な今日的課題に焦点をあてて、私と教育委員会が自由闊達（じゆうかったつ）に意見を交わしながら、議論を重ねてまいりました。

また、学校現場や保護者の皆様との懇談会を毎年開催し、現場の声に耳を傾け、把握したことを次年度の取組にどう生かしていくかなど、教育行政としてのあるべき姿を議論してまいりました。

その間、平成２９年１月に策定した教育大綱に基づき、より快適な学習環境整備のため、各学校の普通教室や特別教室等へエアコンを設置し、津市独自の取組である教員支援員を配置して、教員が子どもたちと向き合う時間の確保に努めるなど、より一層の教育環境を充実させる支援策を実現してまいりました。

このたび、現行の教育大綱の対象期間が満了を迎えます。今回の教育大綱は、現行のものを引き継ぎながらさらに力を入れて取り組んでいくポイントを示したもので、令和２年度から５年度までの４年間を対象として策定いたしました。

価値観の多様化・国際化が進むこれからの社会を、夢や希望を持ち続けながら、たくましく生き抜いていくことができる子どもたちを育んでいけるよう、さらには、ＳＤＧｓの精神である「誰一人取り残さない」持続可能な多様性と包摂性のある社会を実現するため、今回策定した教育大綱を踏まえ、今後も総合教育会議での議論を通じ、市長と教育委員会がこれまで以上に認識を共有しながら、引き続き、学校、家庭、地域と一緒になって歩み、取組を進めてまいります。

令和２年１月

津市長　前葉　泰幸

１　教員が子どもたちと向き合う時間の確保

子どもたちの学力を向上させるために教員が子どもたちと向き合う時間を確保します。

近年、情報化やグローバル化といった社会的変化、人工知能などの技術革新が急速に進んでいます。このように社会の変化が激しく、未来の予測が困難な時代の中では、実際の社会や生活で生きて働く知識及び技能、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力、学んだことを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性などの資質や能力の育成が求められています。

また、学校現場を取り巻く環境が複雑化する中、教科指導や生徒指導を一体的に行っている教員に様々な課題が集中していることから、授業等の教育指導に専念できる環境の整備が求められています。

このため、これまで大切にしてきた、正義感や公正さを重んじる心、人権を尊重する心、自然や郷土を愛する心などを育むとともに、教員が子どもたちと向き合う時間を確保することにより、子どもたちへの理解をさらに深め、学びに必要な指導の在り方を追究し、適切な学習環境を積極的に創り出していくなど、子どもたちが多様化する社会で生き抜く力を育成するための取組を進めます。

①　期待される教員の姿

多様化する学校現場の諸課題に対して適切に対応するため、実践的な指導力や対応力を有する教員、子どもたちや保護者から信頼される教員を目指し、全ての教員が主体的に授業研究や研修等に取り組み、強い情熱や責任感を持ち、一体となって子どもたちと向き合う教育実践に努めます。

②　授業力の向上

学習指導要領で求められる子どもたちの資質や能力を育むために、指導主事や専門的な講師等を招いた校内研修等の充実や先進的な取組に学ぶ事業を活用した研究等により授業力の向上を図り、子どもたちが学ぶことに興味や関心を持ち、他者との協働により学習を進め、課題を追究し解決策を考えるなど、主体的・対話的で深い学びを実現するための授業改善を進めます。

とりわけ、情報化やグローバル化が進む社会の中で必要とされる情報活用能力や外国語でのコミュニケーション能力等を育むため、デジタル教材等を効果的に活用できるＩＣＴ環境整備や津市英語教育カリキュラムを活用した授業づくりを進めます。

③　人的支援の充実

教員支援員を効果的に配置し、教員が子どもたちと向き合う時間的・精神的な余裕を確保するとともに、学校の課題に対して、津市臨時講師等の人的支援を行うことに

より、子どもたち一人一人の学びを充実させ、学習意欲の向上及び能力の伸長を図ります。

また、複雑化・多様化した学校の課題に対応し、子どもたちの豊かな学びを実現するため、スクールカウンセラー等の専門的なスタッフや特別支援教育支援員等の多様な職種とのチーム学校としての体制を整備することで、一人一人の教職員が力を発揮できる環境づくりに努めます。

④　効率的・効果的な学校運営

限られた時間の中で、教員が子どもたちと向き合う時間を確保し、効果的な教育活動を行うことができるよう、各学校における効率的な会議運営、行事や業務の精選等の取組をさらに進めます。

また、統合型校務支援システムの活用により、名簿管理、成績処理、学校徴収金等において事務の効率化を一層進めることで、教員の負担軽減に取り組み、それによって生み出された時間を子どもたちのために有効活用できる学校運営を進めます。

⑤　特別な支援が必要な子どもたちへの支援

特別な支援が必要な子どもたち一人一人の教育的ニーズに対応するため、全ての教員が特別支援教育に関する知識・技能の習得に努めるとともに、「わかる」「できる」につながる授業改善を進めます。また、学校サポーターによる効果的な支援や通級指導教室等の教育環境を整えます。

さらに、外国につながる子どもたちに学力をつけ進路を保障する取組や仲間づくりを進め、子どもたちの自立や社会参画に向けた取組を充実します。

多様な個人が、共に学び合う環境づくりを進める中で、子どもたちがそれぞれの能力を発揮しつつ、互いに認め合う学校づくりに努めます。

⑥　部活動の適正な運営

部活動は、子どもたちが自主的、自発的にスポーツや文化、科学等に親しむことで、学習意欲が向上し、責任感や連帯感等を育成したり、互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めたりするなど、人間関係の大切さを学ぶことができる活動です。そのため、生徒のスポーツ・文化活動と人間形成を支援しながら、部活動を適切かつ効果的に運営することにより、子どもたちの健全な心と身体を養います。

また、学校における働き方改革の実現に向けた環境整備の一環として、国の事業である部活動指導員の配置を進め、部活動を担当する教員の支援を行うとともに、部活動の質的な向上を図ります。

２　組織体制の構築による信頼される学校づくり

校長のリーダーシップのもと、子どもたちや保護者・地域に信頼される学校となるよう、組織的に学校を経営します。

社会の変化が速く、また価値観の多様化が進む中、学校経営に様々な対応力が求められています。

また、地域とともにある学校づくりを進めるために、地域住民や保護者の方々が学校経営への理解を深め、積極的に参画いただくことで、学校が抱える様々な課題に取り組み、信頼される学校づくりを行っていく必要があります。

このため、校長がリーダーシップを発揮して、一体的にマネジメントを行うことにより、全ての教職員が１つのチームとして教育活動に取り組むことができる学校体制を構築していきます。

①　校長のマネジメントによる組織体制の構築

複雑化・多様化した課題を抱える現在の学校において、教育活動の質を高めるためには、校長が自校の学校運営について確かなビジョンをもち、課題の的確な把握に努めるとともに、その解決に向け、教職員の信頼関係のもと、組織的に継続して取り組むなど、校長のマネジメントによる学校体制の構築が求められます。

このような質の高い学校運営には、校長のリーダーシップが不可欠であり、そのために管理職研修会や学校運営相談員のサポート体制の充実等に努めるとともに、校長を支えるミドルリーダーの育成にも重点を置き、全ての教職員が一体となった組織づくりを進めます。

②　安心して学べる学校づくり

いじめアンケート調査や教育相談等を実施し、いじめの早期発見・早期対応や不登校への適切な対応に努めます。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門性を生かした働きかけや弁護士等との連携により、いじめ等の問題行動の未然防止及び早期対応を図ります。

さらに、人権意識を高め、自分や他者を大切にする主体者を育む人権教育を推進するとともに、地域社会における人権課題の解決に向けた地域・学校・家庭が一体となった取組を支援し、子どもたち一人一人が安心して過ごせる学校づくりを進めます。

③　地域とともにある学校経営の推進

コミュニティ・スクール（学校運営協議会を導入した学校）は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組み、地域とともにある学校づくりを行うための有効な仕組みです。

そのため、令和４年度までに、市内全ての学校に学校運営協議会を設置し、学校の独自性や地域のよさを生かしつつ、学校が地域と連携・協働して子どもたちを育む支援体制づくりを進めます。

④ 小中一貫教育の充実

平成２６年度から築いてきた小中一貫教育の体制を十分に活用し、校種を超えた教職員の交流や、「中学校区で子どもたちを育てる」という共通認識のもと、小学校から中学校までの９年間を見通した系統的・連続的及び効果的な教育活動を進めます。また、義務教育学校みさとの丘学園において実践されている小中一貫の教育課程について、その成果を市内の学校に広め、今後の取組に生かします。

⑤ 学校のさらなる防災力の強化

今後、発生が予想される最大クラスの地震等を想定し、各学校での保護者や地域の自主防災組織等との連携、また、教職員の防災研修等への積極的な参加、学校防災アドバイザーからの指導等により、学校の防災力の強化を図るとともに、災害時に子どもたちが「自分の命は自分で守る」という主体的な行動をとることができる力を育成します。

３　未来へとつながる教育・子育て環境の整備

未来の津市をさらに魅力的なまちにするため、教育・子育ての環境を整えます。

安心して子どもを産み育てることができるよう、次代の社会を担う子ども一人一人の育ちを社会全体で支援するため、良質かつ適切な教育・保育を提供するとともに、生涯を通して生きがいや喜びをもち充実したときを過ごすことができるまちをめざします。

このため、子どもたちの学び舎であり、地域コミュニティの核となる学校施設の整備、子どもたちの放課後の居場所としての放課後児童クラブの充実、幼稚園の再編と幼児教育の継承・発展、新たな社会教育環境の整備など、未来へとつながる教育・子育て環境の整備を進めます。

①　学校施設の整備

本市の６８校の学校施設は、建築後３０年以上経過した建物が約８割を占め、老朽化が進んでいることから、これまでに９校の大規模改造工事を実施しています。

今後も老朽化した校舎の改修にあたり、新たな長寿命化計画を策定し、計画的に実施するとともに、屋上防水や外壁塗装の整備等により校舎の耐久性を確保し、学習環境の改善を図ります。

また、トイレの洋式化については、屋内運動場のトイレの洋式化を進めているところですが、今後も校舎の改修工事やトイレの修繕の際、また、個々の学校の実情に対応した整備に努めます。

②　地域による学校施設の利活用

学校施設は、子どもたちの学習活動等を支援する施設機能を基本としながら、災害発生時の地域住民の避難施設や地域開放施設としての機能について向上を図ります。

また、将来にわたる児童生徒数や学級数の推移を踏まえ、余剰となる教室等が生じる場合は、放課後児童クラブ施設としての整備や地域コミュニティの核となる施設への活用など、各地域のニーズに応じた学校施設の有効な利活用を進めます。

③　登下校時の子どもたちの安全安心の確保

津市通学路交通安全プログラムをより実効性の高いものになるよう見直しを図り、ＰＴＡ・地域・学校からの通学路に関する要望の適切な把握に努め、警察や道路管理者との確かな連携のもと、通学路の安全安心の確保に取り組みます。

また、登下校の見守り隊の活動など、地域や関係機関と連携し、子どもたちを地域で見守り、地域で育む取組を進めます。

④　放課後児童クラブのさらなる充実

利用児童が増加している放課後児童クラブへのニーズに今後も的確に応えていくため、引き続き狭あい化している施設を中心とした施設整備を着実に進めます。

また、放課後児童クラブの運営を支援するため、国及び県に対し、支援員等の処遇改善などを目的とする補助制度の充実を求めるとともに、社会福祉法人等の民間の協力を得ながら、子どもたちの安全安心な放課後等の居場所のさらなる充実を図ります。

⑤　幼稚園の再編と幼児教育の継承・発展

これまで培ってきた幼児教育の歴史と伝統を、今後も市立幼稚園において継承・発展させ、さらに充実した教育実践を行います。そのために必要な老朽化対策や空調設備の設置など、適切な施設整備を進めます。

また、地域の実情や保護者のニーズを踏まえた認定こども園への再編を進め、市立幼稚園で長年にわたって積み重ねてきた取組を生かした質の高い幼児教育を展開します。

一方で、園児数の減少が著しい幼稚園については、適正な集団規模の確保・維持を図るため、近隣の幼稚園との統合などの検討を行います。

⑥　新しい時代にふさわしい社会教育環境の整備

社会教育においては、乳幼児から高齢者までのあらゆるニーズに即した幅広い学習内容を提供することが大切です。

公民館では、地域活動を担う人材育成講座や幅広い世代に対応した講座の充実を図るとともに、各地域の状況を踏まえながら必要に応じて施設の集約化や複合化も検討し、学びやすい環境づくりを進めます。

図書館では、様々な世代のニーズに応えられる図書館資料の充実や情報を発信するとともに、読書から遠ざかりやすい時期である中高校生が興味や関心を持つような資料の提供や参加型イベントを実施し、地域や学校と連携しながら読書活動を推進します。

また、生涯学習の充実を図るため、文化財の適切な保護を図るとともに、地域の方々と協働した公開や展示など積極的な活用を行うことにより、文化財の価値や魅力を後世に伝えていきます。

津市教育振興ビジョン後期基本計画

発行　令和５年３月
編集　津市教育委員会事務局　教育総務課
　　　津市西丸之内３７番８号
　電話　０５９－２２９－３２９２